

第1節:総論

森 正康・大本 敬久

はじめに 「祭り・行事への関心」

愛媛県における「祭り・行事」に関する調査研究の始まりは、大正11年(1922)に伊予史談会の西園寺源透が喜田貞吉の主宰する『民族と歴史』7巻4号に「祭りを『申し』といふこと」の短報を投稿(実際は投稿者名なし)したのが嚆矢かと思われる。宇和島市津島町の高田八幡神社文書に見られる「霜月申」などの事例を通し、かつて祭りを「申し」と表現したのではないかと報告提起したものであった。しかし、中世文書における「申し」の表現は、残念ながら当初の喜田には理解されなかった。

ちなみに祭りを古くより「申し」と称した事例は、県内には少なくない。大山祇神社文書の貞治3年(1364)の「記録 伊豫第一宮三島社大祝職并八節供祭礼等之事」には、「阿奈波申御神事」「宵御申」「御子申」などの事例が見えている。また、現行の民俗においても、東温市の三奈良神社では中世の例祭日を指して「元申し」と称して通夜を行っており、瀬戸内海島嶼や宇摩地方では、例祭前日の宵祭りを「宵の申し(宵のむし)」と呼ぶ所が多い。

さて西園寺は、その後も続いて文献資料によって「御頭の事」「伊予国高鴨大明神祭祀頭の事」「熊野谷権現社役之事」を相次いで『民族と歴史』誌上に投稿したが、これらが本県における祭り文化研究の端緒となった。

一方、本県の民俗行事に関する注目の始まりは、少し遡って柳田國男・高木敏雄による『郷土研究』の誌上においてうかがえる。大洲市蔵川の横田伝松が大正5年(1916)に「伊予のさんばいさん」を投稿したのが始まりで、その後も伊予史談会の長山源雄・相原熊太郎・菅菊太郎らが、亥の子や正月行事の短い報告を寄せている。しかし、年中行事を主体とした民俗行事については、むしろ民間の備忘録として残された記録類においてよく伝えられている。社寺で作成された年中行事記録や好事家による随筆、旧家の正月行事備忘録などとして、本県でも相当数の記録が伝えられ、市町村誌史にも収録されている。

なかでも明治20年代に編集された越智郡国分村(現、今治市)周辺を中心とした加藤友太郎による『国府叢書』の記述などは、簡略ながら多くの挿図も描かれており、かつての正月行事や祭礼、農耕儀礼などの民俗行事の様子をよく伝えている。本書における現状報告との比較を通して、変化の様子を知ることも出来る。また、愛媛県社寺兵事課が、昭和2年(1927)に県下の特殊神事に焦点を当て編纂した『愛媛県特殊神事調査報告』には、大正から昭和初期の様子が報告されており、貴重である。本報告書の巻末に資料として収録したが、一部にやや誇張された表現も見られるので、注意を要する。

以上のような経緯を経るなか、全県的な祭り・行事の実態の概要が把握されるのは昭和30年代以降のことで、愛媛新聞社の『愛媛年鑑』における「愛媛の祭り」「愛媛の年中行事」などの特集、さらに『愛媛県史概説(下巻)』に付された森正史執筆の「愛媛の年中行事」やその後の

『愛媛の民俗-年中行事篇-』からである。

一方、行政においても愛媛県教育委員会では、昭和50年度に『ふるさと年中行事調査報告書』、同58年度には『愛媛県の民俗芸能-無形民俗文化財調査報告書』を、平成11年度には『愛媛の民俗芸能-愛媛県民俗芸能緊急調査報告書-』を刊行し全県的な祭り・行事に関連する概要が把握されるとともに、一部では詳細調査報告も行われた。また、昭和55・56年度には、県下150地区における民俗文化財分布調査が実施された。この成果を基に、いわゆる民俗地図の作成が行われ、「祭り・行事」についても、幾つかの項目について全県的な分布の傾向が把握された。さらに今治市・越智郡島嶼部のしまなみ地域に限定されるが、平成14年に県教育委員会による『しまなみ水軍浪漫のみち文化財調査報告書-民俗編-』もまとめられており、この地域に特徴的な弓祈禱やトウヤ制度を中心とした、祭りの祭儀性に重点を置いた調査報告がなされている。

その他、愛媛県の知事部局においては、地方文化の振興にかかる地域コミュニティの強化育成を図る観点から昭和50年代に、相次いで地域行事の実施状況について、各市町村からの報告をもとに『ふるさとの年中行事』『ふるさとのおこもり行事』『ふるさとの伝説発祥地』などの「ふるさとシリーズ」を刊行し、「祭り・行事」の網羅的な所在と実施情報を取りまとめている。

加えて、平成6年(1994)に開館した愛媛県歴史文化博物館においても、民俗展示において「祭り・行事」に関する展示資料の収集を積極的に図るとともに、県内外の各地において現地調査を推し進めた。その成果は、同12年に開催された企画展「愛媛まつり紀行-21世紀に伝えたい郷土の祭礼」および同28年(2016)の特別展「愛媛・お祭り博覧会2016」などに反映され、それぞれに詳細な展示図録も刊行されている。また、これらに関わる調査を踏まえた大本敬久の「牛鬼論-妖怪から祭礼の練物へ-」(1999)や「南予地方の鹿踊りの伝播と変容」(2000)などの諸論考は、見せる祭礼に関する研究を一步推し進めた。

県内の各市町においても、幾つかの取組みが見られる。新居浜市立図書館では、平成2年に太鼓台の歴史的、地域的位置付けを意識して基本となる歴史資料を網羅した『新居浜太鼓台』を刊行し、特徴や周辺地域との比較を行っている。その他、旧伊予三島市では、伊予三島太鼓祭り実行委員会が平成16年に写真集『伊予三島まつりと太鼓台』を編集刊行し、伊予三島地区の祭りにおける太鼓台の現状と近代の写真資料を取りまとめている。また、旧越智郡大三島町による『大三島の祭り』(平成11年刊行)では、調査時点における地区別の現状が報告されている。

なお、民間における調査成果として注目されるものに、森正史編の『愛媛の弓祭り』(1966年、愛媛大学農学部付属農業高等学校郷土研究部)がある。現在では伝承が困難となっている地域が多く、貴重な調査報告となっている。

また、愛媛県内の祭礼全般を概観して紹介したものに、『都道府県別 祭礼行事-愛媛県』（1995）や『愛媛民俗伝承の旅-祭りと年中行事』（1999）がある。西条祭りのダンジリについて取りまとめたものに佐藤秀之の『伊曾乃祭礼栗車考』や吉本勝の『西条のおまつり』があり、東予地方の祭礼風流を近世史研究から論じた胡光の「近世祭礼研究の可能性」（伊予史談 351）の論考もある。さらに、西条祭りの祭礼絵巻について、伊曾乃神社本とは異なる東京国立博物館の所蔵本を詳細に読み解き、解説を加えて紹介した福原敏男による『西条祭礼絵巻-近世伊予の祭礼風流-』（西条市総合文化会館、2012年）は、東予地方の祭礼研究に新たな知見を加えた。

その他、近世より続く祭礼風流として注目される宇和島市吉田町立間の八幡神社祭礼についての調査報告である『吉田秋祭の神幸行事総合調査報告書』（2018年、宇和島市教育委員会）は、総合的な祭礼調査報告となっている。また、大洲市教育委員会による大洲市阿蔵の八幡神社の祭礼である神幸祭「おなり」の調査として『大洲八幡神社祭礼総合調査報告書』（2019年）は、歴史と民俗にまたがる調査報告となっている。

以上、愛媛県における「祭り・行事」に関わるこれまでの主な調査・報告の経緯を記した。そこで、以下の総論においては、県下の「祭り・行事」を総覧した観点からうかがえる特徴や全般的な傾向などについての梗概を取りまとめ、民俗風土全般とも関わらせながら記述しておくことにする。また、近年における変容や衰退が著しいために当初に予定していた詳細調査報告から除外せざるを得なかった祭り・行事についても、変容の状況を跡付けながら、総論においてトピック的に補足して詳述し、往時の状況を記録化しておくこととする。

1. 愛媛県の地域区分と民俗風土

愛媛県の地域区分

愛媛県は四国の北西部に位置し、北は瀬戸内海の燧灘・斎灘・伊予灘に面して多くの島嶼が点在し、山陽筋の広島・山口県と向き合う。西は太平洋に続く宇和海に臨んで、佐田岬半島を始めとする多くの半島と出入りの多い地形によって複雑な海岸線を有し、速吸瀬戸を挟んで大分県と対峙している。そのため本県の海岸線の総延長は1,200 kmを超え、全国有数の長さを誇っている。また、全般的に大きな平野に乏しく、背後には急峻な四国山地がそびえて高知県に接し、これを水源とする中小の河川が多くの谷筋を形成するとともに、複雑な地形環境をつくり上げている。そのため、谷筋ごとの生活風土の差異も見られ、それぞれに特色ある民俗を形成している。ちなみに柳田國男も、このことについて「山間毎の生活事情が著しくちがってゐるのが此縣の特色でそれを味ひに今度の大戦の初期までに七八回も通り抜けて見ました」と森正史宛の書簡（『伊予路』8）で述べている。さらに東部は、香川県・徳島県とも接しており、これら周辺諸地域との間に多様な民俗文化の接触や伝播を確認することができる。このことは、本書で取り上げた「祭り・行事」に関しても同様である。

また、多くの「祭り・行事」が大きく発達する近世において愛媛県は、東部より天領（宇摩郡・桑村郡・越智郡の

各一部）および西条3万石・小松1万石・今治3万5千石・松山15万石・大洲6万石・新谷1万石・吉田3万石・宇和島10万石の八藩に細分化された分割統治がなされた。さらに個々の藩領は、相互に入り組んだ配置ともなっており、このことに由来する民俗文化の地域的差異も少なくない。一方で、近代以降においては、政治的・経済的要因による地域区分が普遍化し、愛媛県が元の伊予国にほぼ該当することから、今治市以東の東伊予=東予、松山市とその周辺の中伊予=中予、および大洲市・喜多郡以南の南伊予=南予に三区区分した地域理解が一般的となっている。特に、愛媛県の成立後に県庁所在地となった松山市や中予地域の位置付けは、近代社会において次第に肥大化してきた。しかし、これは民俗文化の上から見た地域区分とは、少なからず境界を異にするものでもある。

愛媛県の民俗地域区分

民俗文化から見た愛媛県の地域区分については、1980～1983年に行われた『愛媛県史-民俗-』の上・下2巻の編纂過程で、当時の「愛媛県史編さん委員会民俗部会」における議論を経て設定された領域区分が、今日も概ね基準となっている。本県の民俗分布において基層となると見られる正月の予祝儀礼や農耕儀礼さらには年中行事の民俗分布を基礎とし、これに県下の多様な民俗事象を俯瞰して作成した民俗分布図を重ね合わせる中で案出されたものである。すなわち、図1に示したように、一般的な愛媛県の地域区分とは少し異なるものの、東予・中予・南予の3地区に大別したものを、さらに10地域に分割した区分である。

すなわち、「東予」を四国中央市から新居浜市・西条市・今治市・上島町を経て松山市北部の旧北条市や忽那諸島に至る地域に広域比定し、これを旧宇摩郡地域の「宇摩」とそれをまとめて狭義の「東予」に区分する。さらに「宇摩」は法王山脈を境に嶺北の「宇摩平野」と嶺南の「銅山川流域」に区分できる。また「東予」は、新居浜市・西条市をまとめて「道前平野」とし、今治市の地方と松山市北部を「高縄半島」、今治市島方と上島町を「芸予（越智）諸島」、および「忽那諸島」に詳細区分した。

「中予」については、近代以降の広域理解とは異なり「道後（松山）平野」とその周辺に限定した。上浮穴郡地域を分離して「上浮穴」とし、これ以南を広義の「南予」に含めるとともに「大洲・喜多」と元の宇和4郡をまとめて「宇和」として捉えたものである。

先ず、東予・中予・南予の3区分および東予の2区分については、基層となる民俗として正月の農耕儀礼および小正月行事に見られる民俗分布によった。特に、後述する年頭の田打ち正月儀礼の日程と行事内容を基に3区分を設定した。これらの地域区分の内部には、その他にもより地域的に共通した民俗事象が存在し、他の地域とは異なった独自性を有した民俗文化領域を形成している。

したがって、本県の「祭り・行事」についても、この総合民俗地域区分に沿った分布傾向が顕著に見られ、それぞれの地域性が形成されている。以下、このことを念頭に置きながら、愛媛県の祭り・行事の中で特徴ある民俗について取り上げ、概要を記述しておくことにする。

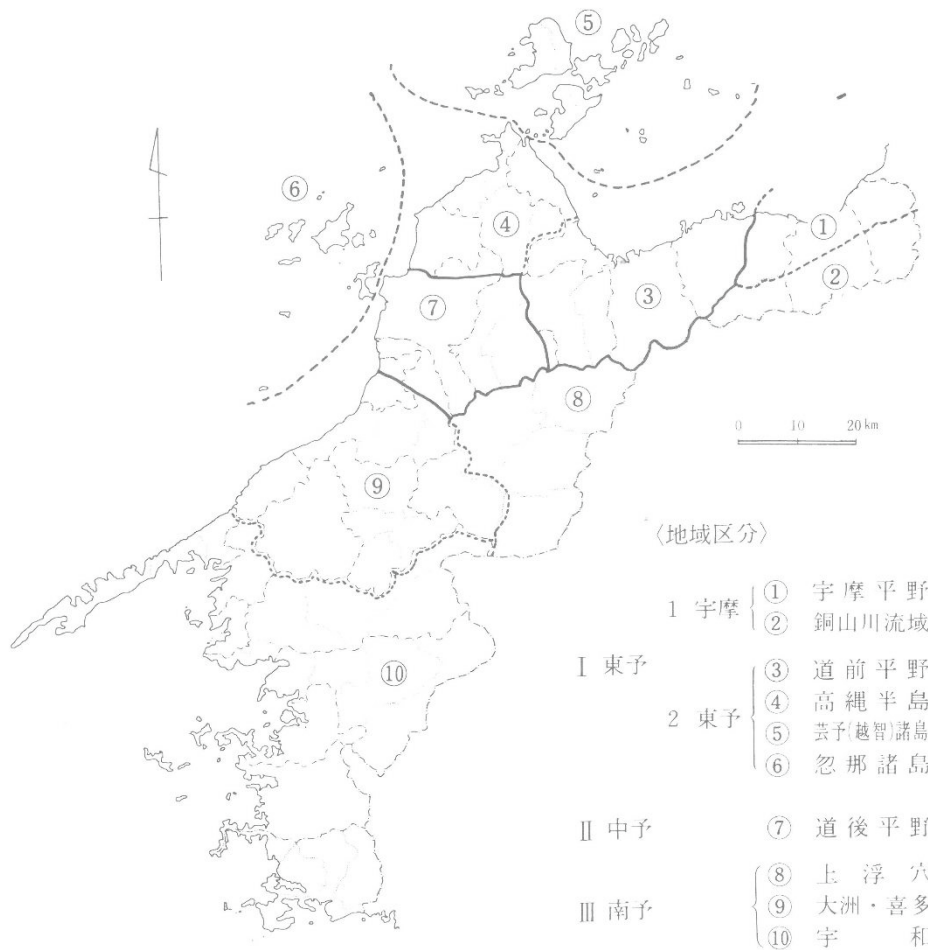


図1 愛媛県の総合民俗地域区分 (『愛媛県史 民俗上』より転載)

2. 愛媛県における「祭り・行事」の特徴

2-1. 年頭の予祝儀礼ー田打ち正月

愛媛県下の年頭の予祝儀礼としての田打ち正月の民俗は、1月2日を中心として大正月に引き寄せられた「鋤初め」あるいは「掘り初め」と称する地域と、1月11日に「地祝い」として行う地域に二分されることが明らかである。いま少し詳細に述べるならば、平成の大合併以前の旧の新居浜市・西条市・東予市・周桑郡・今治市・越智郡・北条市・中島町および松山市北部の旧和気郡および東部の石手川上流の地域、すなわち宇摩地域を除いた狭義の東予民俗文化圏が、「地祝い」と称して基本1月11日に行う地域に当たる。その他は、1月2日ないし4日ごろに「鋤初め」と称して行われるが、松山平野やその近郊の中予地域が儀礼的であるのに対して、伊予市・伊予郡の山間部以南においては、「掘り初め」とも称して幾らかの遊戯性を伴う事例が多くなる。しかし、西予市城川町のように、泊まり初めと一体化して掘り起こす子どもを特定しておく事例などは儀礼的要素が強く、古風を伝えてきた。

東予に位置する西条市丹原町田野上方では、1月11日が地祝いで、屋敷畑の一角や隣接する田畑あるいは苗代田に樫やクスギ、ススキの穂を立てて御幣を垂らし、周囲にススキの茎に若葉(譲り葉)を挟んだ御幣を立て、山草を敷いて餅・米・干し柿などを供えて鋤を打ち、その年の豊作を祈る。あるいは、鋤で屋敷畑に1mほどの畝を作って祭り、供物を供えて神酒を呑んだり、若葉を12枚敷いて供物を供えたりするなど、家ごとの差異もうかがえる。



写真1 1月11日の地祝い(西条市丹原町)

あるいは、南予地域の西予市城川町遊子谷の上川では1月2日が鉞初めで、早朝に明き方の田か畑に行き、クワヅメをした。鉞を打ちこんだ穴の中にワゴジメを置いてヤマクサを敷き、干し柿・みかん・餅一重ね・イリコ・祝儀を紙に包んで土中に埋め込み、御幣3本を立てる。鉞初めには、元日に泊まり初めに来た男児を同道し、埋めたものを掘り取らせてから帰る。掘り取った供物は子どもに与え、家では雑煮を炊いて食べさせ、祝儀を渡す。泊まり初めの男児は、別の家の子で長男が良いとした。なお、鉞初めはオモヤの儀礼で、隠居（ヘヤ）ではほとんど行わなかった。また、同町野井川の竜泉では、その年の明き方に当たる野菜畑で行った。しめ飾りと餅・干し柿・イリコ・米を紙に包んで埋めておくと、子どもたちがこれを掘り出した。

さて、県下の田打ち正月の儀礼において、実施日程と行事名称について大きく2類型が存在することについて紹介した。一部地域においては、この2様の儀礼を重複して実施する事例がある。

西条市加茂では、1月4日は畑で、茅に御幣をつけたもの（ノサという）と小さな挟み幣を月の数だけつくり、土を耕した所に挟み幣を円形に立て、その中にノサを立て、米・酒・肴を供えて祭る。また1月11日は田で同様に祭る。（『加茂郷』）

今治市朝倉白地では、1月4日のオクチアケに御幣を作って田畑や山に立て、今年の無事を祈った。11日は地祝い、田畑に雌雄のマツと萩の木にオシメをたらししたものを立て、餅や米を供えた。また、同市菊間町佐方でも、1月4日に初鉞で初めて鉞を使い、11日に地祝いをした（愛媛県民俗文化財分布調査票）。

西条藩土居組大庄屋を務めた加地家の年中行事記録『家事録』（文政年間）には、四国中央市土居町の事例として、3日の鉞初めに対して、11日を大鉞初めと称したことが伝えられている。

このように、大正月と小正月の農耕の予祝儀礼がままとまりになって行われる事例は、限定的な分布に止まり、決して多くはないが、予祝儀礼の分布を考える上からは興味深いものがある。二つの田打ち正月の儀礼について小野重朗は、2日の儀礼は畑作文化、11日の儀礼は稲作文化の系譜に連なるものであると解釈している。近隣では、岡山県下において報告されている事例が知られている。例えば、真庭郡落合町では、2日・4日ないし6日が小鉞初めで、11日を大鉞初めと称した。これについて『岡山県史民俗(2)』は、2日は畑の仕事はじめ、11日は水田耕作の仕事はじめではないかとの考えを示しながらも、断定は避けている。

2-2. 小正月の行事

愛媛県の小正月行事を、予祝儀礼・年占・火祭り・小正月の訪問者という小正月の行事分類に従って取りまとめ、民俗の地域性について検討した森正史は、南予民俗文化圏における行事の豊富さと偏在性を指摘するとともに、東予・中予地方との相違および本県の民俗区画成立の可能性についても示唆している。同時に、これが民俗の質的な違いか量的な差異か、あるいは民俗の変容によるものかなどの問題点を指摘している（『日本民俗学』88）。同

氏は、その後に『愛媛県史-民俗上』において総論を執筆する中で、小正月と盆の民俗を指標に本県の民俗の地域性を論じ、南予地方における民俗の集中偏在性と東予地方の特色ある民俗の残存についても指摘している。

この東予地方の特色ある民俗の一つが小正月の火祭りである。トウド・トンド・トウドウサン・シンメイサンなどと呼ばれる行事で、地域の子供組を中心に運営されてきた。多くは高さ数mの真竹や孟宗竹で円錐形またはクヌギ材で四角錐の骨組みを作り、正月の注連飾りや持ち寄った藁でこれを覆って形を整える。下部には、一か所小さな出入りを設け、火をつけるまでの間、子どもたちはここから出入りして、中で遊ぶなどしてきた。15日の早暁には、各地とも火をつけてこれをはやす（焼く）のである。また、残り火で餅を焼いて食すると夏病みしないなどと言った。灰も持ち帰って家の周囲に撒くと長いものが入らないという所が多い。

詳細調査報告では、新居浜市大島のトウド・左義長について取り上げた。東予の他地域に比べて手製の幟旗を多数掲げるなど装飾性にも優れている。大島には、かつては、年齢別に区分された階梯的な子供組の組織が存在し、青年たちの手助けを得ながら、実施されたものである。

小正月における火祭りの民俗は、狭義の東予民俗文化圏を中心に行われる行事で、東予でも宇摩地域には原則的に見られない。特に道前平野の地域で盛んに行われ、昭和後期からは公民館行事などに取り込まれる中で次第に巨大化が進み、高さ10mに及ぶものも出現した。また従来は、概ね正月11日の「地祝い」の後に竹などで骨組みを作ってトウドが巻かれていたが、近年では材料も注連飾りの藁とは関係なく、正月前の12月から組まれる所も出現している。すなわち、行事の実施継続と背景にある民俗的な意味合いの乖離が見られるようになった。

さらに、今治地方では、シンメイサンと称して伊勢（神明宮）信仰とも習合した波止浜神明宮の屋台の運行、さらにはトウドが山車化した吉海町余所国の神明車などもある。加藤友太郎の「国府叢書一卷23-」によると、今治市街においては、明治期には各町の注連飾りを集めて山車様の飾り付けを施したのち、大新田浜に引き出して一か所に集めて焚き上げたことが記される。同書は、本町・米屋町・片原町・中浜町のトンドの略図を記録している。したがって、余所国のトウドは、これらを模したものであろう。

一方、中予民俗文化圏では、オカザリハヤシと称し、戸別ないし小規模に行われる。南予民俗文化圏では、オシメバヤシ・トウドバヤシと言って、時に合同で行われるが組織性に欠け、トウドのような構造物を作らないのが原則である。しかし近年では、東予型のトウドが中予地方でも組み立てられるようになり、小正月行事の地域性もしいに明確さを失いかけている。

また、予祝儀礼については、東予・中予民俗文化圏がヤナギを殆ど唯一のものとするのに対して、南予地方の民俗の多様性が際立っている。先ず、東・中予のヤナギに対して餅花がある。道具の年取り儀礼も、南予地方に広範に分布し、一部に大正月の行事となった地域もある。そ

第2章 愛媛県の祭り・行事

の他、粟穂・成木責め・もと祭り棒（祝い棒）も南予地方に特徴的に分布する小正月行事であった。もと祭り棒は、長さ30～40cmの栗の木的一端を尖らせ、一方に十字の割れ目をつけて飯をすり込んだ棒で、家の柱や家人の頭を叩いたりした後、カマド神に供え、苗代祭りに水口に立てて祀った。

表1 愛媛県の小正月行事の構成要素と地域性

	東予民俗圏	中予民俗圏	南予民俗圏
田打正月	11日地祝い	(大正月2日の 緞初め)	(大正月2日の 掘り初め)
予祝儀礼	ヤナギ	ヤナギ	道具の年取 粟穂 餅花 成木責め もと祭り棒
火祭り	トウド トンド 神明さん	オカザリハヤシ	オシメバヤシ トウドバヤシ
訪問者			カイツリ ホタルカケ
念仏始め	墓参り 寺参り		念仏の口明け 鬼の金剛
弓祭 綱引き	弓祈祷		綱引き

(『愛媛県史—民俗上』所取の比較表を一部改変した)

小正月の訪問者については、本県での民俗事例は希薄で、南予民俗文化圏に限って伝承された。カイツリ・カユツリと称し、南宇和・北宇和郡の高知県寄りの地域では、若者が複数で家々を門付けして回り、餅や銭を貰い歩いた。また、小正月14日の晩は、ホタルカケなどと言い、若者の悪戯が咎められない習いであった。なお、南予の宇和海南部の宇和島市蔭洲や戸島には、しめ飾りを用いた綱引き（オシメヒツパリ）があり、南九州との民俗文化交流を考えさせる。

以上の小正月行事のほか、これに連続する正月16日の念仏始め・仏事始めの行事も、地域的な特徴をよく示している。南予地方では、16日を広範に「念仏の口明け」と称し、念仏始めの行事として寺や仏堂で念仏行事を修し、村境に関札や大草履を設置するなど、当該の民俗社会内部の防衛を目指した行事や儀礼が際立っている。南予民俗文化圏の北部に当たる上浮穴郡や伊予郡山間部、大洲市・喜多郡、八幡浜市・西宇和郡、西予市の地域において広範に分布が確認できる。特に上浮穴郡から伊予郡山間部、大洲市・喜多郡の山間部では、地区の谷あいには注連縄を張り渡して大草履を吊り下げる「鬼の金剛」の行事が付随している。詳細調査においても、砥部町広田地区や久万高原町の事例を中心に取り上げた。なお、これに関連して南予民俗文化圏には、大人伝説も広く分布している。

一方で、中予・東予地方でも葬式の念仏始めの認識が広く見られる。特に東予地方では墓参り・寺参りの日としての認識が強く、小正月行事の民俗分布と重複するところが大きい。

2-3. 弓祈祷・百手神事

年頭の小正月行事として、東予地方を中心に行われることの多い弓祭・弓祈祷も、本県の特徴ある祭り・行事の一つである。芸予諸島や高縄半島を中心とした愛媛・広島両県にまたがる弓祭の分布は、西日本のモモチ祭りの一中心をなしており、愛媛県側でより発達したと言える。

関東地方のオビシヤに対して、西日本のモモチ祭りは、モモチ・ユミギトウ・ハツギトウなどと呼ばれ、年頭または春先に村落および家内の安全と五穀豊穡・厄除け祈願として、数本から1,008筋の矢で「鬼」という字を書いた的などを射る歩射行事である。実施の時期によって概ね3分類することができ、香川県西部を中心とした旧2月1日を中心とする二月モモチ、徳島県祖谷地方やその周辺を中心とした旧3月の三月モモチに対し、芸予諸島を中心とするしまなみ海道の地域や旧北条市の山間部などは、大分県国東地方などと旧の小正月に行う正月モモチに当たる。

すなわち、民俗区分に当てはめると、芸予諸島と高縄半島地域が正月モモチ、宇摩地域の東部が二月モモチ、銅山川流域を三月モモチに区分することが出来るとともに、周辺地域との文化接触や伝播が窺われる。

さて、愛媛県における弓祭については、中世後期まで遡ることが出来る。松山市夏目に伝わる「池ノ内文書」の中に熊野谷権現の社役に関する明応9年(1500)の史料があり、「正月十日、祝はふしや(歩射)の役也」とあるのを初見とする。これらが弓祈祷という年頭の村落祭祀に発展するのは、近世に入ってからと見られる。

ところで、芸予諸島一帯に広く分布した弓祈祷の民俗であるが、その本来的な中心は、大三島にあったと考えられ、古風を伝えていた。中でも、大三島町肥海や宗方、上浦町盛、さらに関前岡村などでは、厳格な潔斎や小笠原流の作法・独特の儀礼口上を取り込み、村落において一人前の男子として認められるための青年戒としての民俗要素が色濃く窺えた。地域を二分して競い合う双分的な風も顕著であったなど儀礼的な要素が濃厚で、広島県側を含めた芸予地域の弓祈祷の中心地となっていたと言える。

なかでも、大三島の肥海地区に伝承されてきた弓祈祷は、寛文3年(1663)の「弓方書」伝え、行事も極めて厳格なものであった。旧正月11日に地区を南北に二分し、前弓・後弓6名ずつの射手を選んで行った。射手は、4日より弓宿に籠り、稽古に励む。10日には、弓の師匠によって射手の席順が決定され、11日の晴れの場に臨んだ。地区の肥海八幡神社の弓場の距離は約10間、6尺2寸の大的に向かって前弓・後弓交互に2筋ずつ、都合1,008筋の矢を射た。まず、席順通りに射る「三度弓」を行い、次に「中入れ」として昼食に雑煮を一杯食べた。その後は「ばら弓」で自由に射るが、一番の腕前の者は、最後に射る習いであった。こうして弓射行事が終了すると、トウモトで直会があり、翌年のトウモトを決めて「お頭渡し」を行った。なお、10年を1期として射手の交替をする「矢代明け」の行事が付随することが特徴でもあった。昭和45年以降は中断し、同63年に中学生による復活を果たしたが、平成4年が最後となった。

盛でも、延宝期の弓祈祷の作法書を伝存し、古式を留めて儀礼的に行われていたが、昭和30年代中頃より途絶した。往時の状況については、森正史編の『愛媛の弓祭り』や愛媛県教育委員会編『越智郡島嶼部地区民俗資料調査報告書』、同『しまなみ水軍浪漫のみち文化財調査報告書-民俗編-』を参照されたい。

その他の地域においても、過疎化や少子高齢化の進展に伴い、射手の確保や準備が困難となり、昭和40年代より次第に中断する地区が増加し、その伝承はかなり困難となっている。このような中で詳細調査においては、今治市伯方町北浦の「弓放し」の事例を取り上げた。正月モチとして行われるもので、現存する伝承事例としては、比較的古い形を残しながら、最も盛んに実施している事例と言える。北浦の喜多浦八幡大神神社の事例は、各地の弓祈禱の行事が中断されていく中で、昭和中期より正月モチを月遅れの2月11日の祝日開催とし、中学生による行事伝承へと切り替え、さらに女子の参加も含めて今日まで維持してきたものである。この北浦のほか、今治市島嶼部や上島町では、関前岡村、大三島町宗方、上島町佐島などで、何とか伝承されているが、かつての厳格さは失われ、今後の継続には不安を覚える。

また、二月モチの地域では、四国中央市川之江町の八幡神社のモチが、月遅れの3月第1日曜日とし、氏子25自治会の輪番奉仕として実施しており、茶碗へ高盛にした鼻付き飯の習俗などとともに継続している。その他、同社から氏子分離した金生町の八幡宮や金田町半田の熊野三所神社でも、行われている。近世には、中曾根町の八幡神社でも、行われていた。

その他、南予地方においても、八幡浜市中津川の大元神社で4月に百矢祭が行われているが、むしろかつては、各地の例祭で流鏝馬が行われていた痕跡がある。大洲市阿蔵の八幡神社の例祭には有的を作って神幸行列に入るが、流鏝馬の的の名残と見られる。また、大山祇神社の御田植祭・抜穂祭においても、貞治3年(1364)の年中行事記録や近世には流鏝馬が行われていた。

2-4. 農神去来の行事

稲作に関わってこれを守護する田の神や畑作も含めた農神・地神は、一年を通じたサイクルの中でその時々において去来する性質を有している。その名称や性格も多様で、個々の儀礼に応じて様々に呼称されるとともに、祭祀方法も多様である。

例えば「社日」は、立春および立秋から5番目の戌の日に当たり、農神・地神を祀る日であり、農作業を休み田畑へ立入ることを忌みる日とされてきた。愛媛県では、徳島県や香川県のように近世に設置された地神を祭祀する石塔などが稠密に分布し、全県的に祭祀されるような状況にはないが、新居浜市を中心に東予地方東部には石室の社日社が祭祀されるなどの事例が少なくない。

本県でも、社日は一般に農耕の折り目として理解され、南予地方を中心に、この日をもって農神が去来するとの伝承も形成されてきた。南予地方の春の社日では、家の神または山の神が作神として田畑へ出かける日としての認識が強く、家の神・山の神から作神へと転換していく理解が広範に窺える。一方で、秋の社日には作神から家の神へ、すなわち家の神が作を終えて帰って来る日として理解されてきた。

西予市城川町遊子谷では、春の社日にはトウキビを植えるといった。作神であるオイブッサマがこの日に山から出て来て作を作り、秋の社日に山へ帰るといふ。オイブッサマは他の神よりも多くの供物を供えないと気に入

らない神さまなので、御馳走を作り御神酒とともに供えた。

また秋の社日には、ヤマで作を見ていた神さんが家に帰られると一握りほどの稲穂の束2把を2台の膳にのせて、トウキビ・小芋・カキ・クリなどの初物とともに床に供えた。あるいは3株か5株の稲を引き抜いて根を洗い、逆さにして床に吊るした。なお、神さんが帰って来る時には天候がしけるという。シバモチを作って供えるが、間に合わないときは、団子をきな粉にまぶす。家のオイブス様にも、ご飯や神酒、野菜などを供える。床に供えた稲穂は、戸外に干して他の稲とともに脱穀する。

この事例のように穂掛けが行われ、サツマイモ・サトイモの収穫を始める目安を伴ってきた。また、伊予市中山町で、箕の先を家の方に向けて祀ったことも、作神が家に帰ってきたことを示す行為と理解される。すなわち、社日を区切りとした農神去来の価値観が形成されていた。

さて、愛媛県の社日の民俗として、中予および東予地方においては、地域ごとに特定した七社ないし八社をめぐる神社巡拝の民俗が地域限定的に発達していた。豊作祈願を目的とした松山地方の「八社八幡宮参り」は、江戸時代中期ころから始まり、社日と習合して明治以降に農村の娯楽を兼ねた巡拝習俗として発展したものと見られる。これを模したと見られる西条市西部の周桑地方に点在する八社八幡宮参りを含め、秋の社日は、作見など収穫祭的な要素を伴った。また、今治地方の式内七社参り、四国中央市土居町の七島居参りは、中風除けの祈願も含めて理解され、昭和30年代まで広く行われた。

愛媛県における田の神・農神祭祀の一年を通じた神去来の民俗についての概要を検討してきた。その中で、田植え儀礼に関わるサンバイオロシとサノボリ・サンバイアゲという、当該儀礼をめぐる一セットになった農神の去来構造が存在するとともに、家の神や山の神が田へ出向いたとされる農神は、作を終えると亥の子には元の所へ帰っていくという神去来の観念が重層的に存在した。春と秋の社日をめぐる神去来の伝承も顕著に見られ、基本的には一年を通じた循環型の神去来構造を呈しているといえよう。しかしながら、祭祀対象とされる農神＝田の神は、オサンバイサンと称されながら、家の神であったり山の神であったり、エビス神や大黒神であったりとその性格は多様に習合した存在となってしまうと、極めて複雑化した祭祀形態を呈している。一年を通じた田の神祭祀の民俗を考える中で、これらをどこまで単純化していくべきか、改めて検討する必要があるように思われる。

2-5. 祭りを司る者・特定旧家の関わり

神職や僧侶などの特定の宗教者が祭り・行事を執り行うことが一般的な中で、地域内外の特定の家の者が深く関与する事例が少なくない。多くは、神社の由来伝承と関わって説明され、何らかの特権的な地位を与えられていることが一般的である。

さて、神社において専任の神職が日常的に奉仕するようになるのは、江戸時代に入った寛文～元禄期以降であるが、幕末に至っても近隣の氏が管理した事例も少なくない。例えば新居郡船木村(現、新居浜市)は、天保年間の

第2章 愛媛県の祭り・行事

地誌『西条誌』によると戸数400を超える大きな村であったが、村内の神社に専任の神職は置かれず、別当寺の僧侶持ち、ないしは10軒ばかりの「鍵取り」と称する百姓持ちの神社で、祭礼に当たり近隣の神職や修験を雇って祭事を行った旨を記している。このような鍵取り・鍵預かりと称されて、鍵を保管しながら神社の日常管理に当たった旧家は、銅山川流域の四国中央市富郷町、西条市小松町石鏡地区などに多く伝承されていた。

こうした民俗が神社の神事を通して残された事例もある。大洲市肱川町予子林の客神社では、11月9日の例祭を控えた前夜に、関係者のみが参列する中で「大戸開き神事」が行われる。かつて神社の祭神を勧請して帰ったと伝える西予市野村町大成の大和田家・肱川町山鳥坂の富永家という二つの家の一族数名が参列し、大和田家が管理する本殿の鍵を持参して齋行される。神事に際し、宮司は持参された鍵を用いて本殿を開扉し、大戸開きの神事を齋行する。なお、鍵の保管については、元は富永家が管理していたとも伝えられる。神事後、素朴な直会行事も行われていた。

一方で、鍵を所有しない特定旧家の事例も多い。詳細調査で取り上げた西条市丹原町の綾延神社における祭神の漂着伝承に関わる汐崎家は、その伝承が同家と神社あるいは別当寺双方に継承されていることで成立する民俗である。同市小松町南川の高鴨神社における同市石田の徳増家、同丹原町今井の福岡八幡神社と同町川根の越智家の例など東予地方に多く伝えられる。徳増家は、神幸祭に供奉するとともに、同家の井戸から汲み取った水を高鴨神社に供えた。中予でも、東温市下林の三奈良神社では、流れ着いた祭神を拾い上げて祀ったという見奈良地区の池川・山内の両家に神輿を据えてから村内を廻ることになっている。しかし、近代以降は各地で特定旧家との関係が希薄化してしまい、その関係性に根差した民俗は、急速に失われている。

2-6. 祭り・行事の運営組織

神楽割り

祭り・行事の運営に際しては、村や小集落単位または戸別による平等な負担割り当てによって行われることが一般である。西条市西部の周桑地方から東温市の重信川上流域にかけた地域では、この祭礼費用の割り振りを行うことを指して「神楽割り」と呼んだ。したがって、現在も神社の費用負担の徴収を、例祭に併せて行う所は多い。氏子範囲が一村一地域あれば戸別負担の原則も成り立ちやすいが、複数にまたがる場合には、少し異なった。祭り・行事の費用は、村や集落単位で負担割合を決めて行われるのがむしろ本来で、費用負担における戸別平等という理解は、極めて近現代的な解釈に過ぎない。

頭屋制度の諸類型

こうした村を単位とした費用負担・労力負担に繋がる運営組織であるとともに、組織内の特定の家が祭祀に深く関与する制度として、狭義の東予民俗文化圏を中心にトウヤ制度が分布する。しかし、東予民俗文化圏でも、元の新居郡(旧の新居浜市・西条市)地域には見られない特徴を持つ。

愛媛県におけるトウヤ制度は、しまなみ海道の沿線や

これに続く高縄半島地域および元の周桑郡地域を中心に特徴的に分布する仕組みで、トウヤ・トウモトを中心とした多分に中世的な祭祀制度であり、近世的な氏子制度とも習合しながら存在してきた。愛媛県におけるトウヤ制度は、これらの民俗地域区分によって大きく3類型に分けることが出来る。

①芸予諸島地域

近世の村を単位とした氏神祭祀を齋行するための組回りによる頭屋制の形態を示す地域である。神社の秋の例祭のほか、年頭の弓祈禱においても頭屋制が機能してきたが、末社以下の小祠については、地域差がある。すなわち、氏神祭祀中心型の頭屋制地域と言える。

②高縄半島先端地域

多様な氏子集団に合わせた複圈的な頭屋祭祀構造を取りながら、これらの祭祀や行事をすべてオトウないしオトウサンと称する地域である。一般に氏神のオトウをオオトウ、末社のもは個別の神社名を付けて呼んだり、単にオトウと称したりする。また、ホントウ・ヨリトウなど複数のトウヤによる戸廻り頭屋制を原則とし、その交代儀式であるオトウワタシおよび賄い方の行事に重点を置いた地域である。なお、一部において特権性を併せ持つ神人のオトウが伝承される。

③西条市西部の周桑地域

郷を単位とした神社祭祀が発達した周桑平野の地域に見られる祭祀形態で、郷氏神・村氏神・末社小祠に至るまで、複圈的な村落祭祀構造の上に頭屋制が重複して存在する形態である。特に旧周布郡の地域では、中世末以来、祭祀の方法を「御頭文」として成文化し、これに基づいた祭祀を継続してきた。そのため比較的古代を留めてきたもので、複圈的頭屋祭祀型と言える。

さて、詳細調査においては、①の事例として今治市大三島町大見の大見八幡神社の例祭を取り上げる予定であったが、コロナ禍によりトウヤを置かなかつたために、オハケの行事や少女に依る神饌の頭上運搬を含めて中断されたままとなっており、現況調査は叶わなかった。これまでの状況については、『しまなみ水軍浪漫の道文化財調査報告書—民俗編—』および『大三島町の祭り』に報告されているものを参照されたい。

また、②の事例については、今治市別宮町の別宮大山祇神社のオトウ行事を取り上げた。慶長年間以来のオトウ記録を伝え、オトウワタシも厳格に継続していたが、近年になって急速に変容しているとともに、保管されていた膳・椀や湯桶などオトウの賄い道具も廃棄されてしまったのは残念であった。

さらに③の事例として、西条市丹原町の綾延神社の頭屋制度を例祭行事とともに紹介した。周辺神社における榊指し神事などを伴う類似した事例が、すでに江戸時代に消滅してしまった中で、幾らかの変容はあるが、県下に残る頭屋祭祀としては最も原形を留める事例として貴重である。

神人のオトウ・同族のオトウ

オトウ行事の民俗として注目されるのが、神人のオトウである。今回の悉皆調査からは漏れてしまったが、今治市玉川町の地域には、一部にジニン(神人)と称される

特定の家のみで構成されるオトウ行事がある。同町中村の予中神社では、12戸で神人組を構成し、新規加入を認めなかった。正月5日に年頭の口開き神事を行い、正装して社頭で弓の奉射行事を行い、トウモトでトウビラキを行っていた。鬼原の御鉾神社の神人組も12戸でオトウを構成し、正月にトウビラキを行った。龍岡の天神社は、7姓9戸で構成され、春の社日にオトウが開かれる。

同町長谷の三島神社では、5月と10月に行われる氏子のオトウ行事とは別に、年に2回、元日と8月末の日曜日に神人組のオトウが開かれる。神人組は、かつて大三島から氏神を勧請してきた家であるとされ、9姓12戸で構成されたが、他出した時には親族に引き継がれる習慣のため、現在では一部入れ替わっている。神人組の加入権限は株と呼ばれ、以前は6畝24歩の田圃があり、これで経費を賄っていた。また、境内には以前は神人組の通夜堂があり、飯を炊き、煮しめに酒1升で賄ったが、現在は拝殿で行う。神事に炊いたご飯を供え、終わると一箸ずつ食して直会とする。また、以前は新旧のトウヤで、小祠を受け渡すオトウワタシを行っていたが、省略された。また、境内の石柱にも、神人連中による寄進事例が窺える。

また、同族の祖先祭祀がオトウ行事として行われる事例が、旧今治市周辺や西条市西部の周桑地域に残存する。氏神の境内などに一族名を冠した小祠を祀り、同族内で順番に担当して飲食を共にするもので、これをオトウと称している。

弓削・佐島の夜殿式・宮座式

愛媛県の頭屋制度の仕組みにおいて注目されるのが、上島町の弓削島と佐島に限定して伝承される夜殿式(祭)と宮座式である。先に芸予諸島地域の頭屋制度の特徴を、組回りによる氏神祭祀中心型として把握したが、弓削島・佐島については少し異なる。佐島では氏子全体から15戸のトウヤを、弓削島では、集落単位に決められた戸数のトウヤを選定し、その中の1戸をトウモトすなわち実質的なトウヤとするのである。こうして、毎年互に同程度のトウヤ組を構成し、祭りの運営に当たった。このトウヤ組が執り行う祭祀に、例祭前の夜殿式および例祭後に行う宮座式がある。夜殿は、宵殿が変化したものと思われ、神幸祭前の宵宮祭であろう。

問題は、「宮座式」である。愛媛県における明確な宮座の存在自体は、確認できていない。その中で、弓削島・佐島に限って宮座式が執り行われている。詳細調査においては、佐島の八幡神社の事例を取り上げたが、その中の宮座式において、その年のトウヤ・トウモトに当たった関係者が左右に分かれて列座し、神酒を順に呑みまわしていく行事が含まれることは興味深い。もっとも、トウヤ・トウモトは毎年交替するために特定の家筋に固定化されたものではないし、年齢などによる序列があるわけでもない。すなわち、その年のトウヤ・トウモトとして選ばれた者が構成する組織が杜(トウ)であり、原則その杜の構成員のみによって宮座式は営まれる。それは、結果として特権性・排他性を併せ持つことになり、宮座的な要素を持つものともなった。このあたりに、宮座式と称される所以があると考えられる。

佐島に比べて氏子区域が広くなる上弓削の高浜八幡神社では、地区の大きさに比例してトウヤ・トウモトを選出するが、ほぼ佐島同様の儀礼が実施される。しかし、下弓削の弓削神社においては、地区別の輪番制によるトウヤ・トウモトの奉仕となっており、宮座式の語彙は残すものの、儀礼的要素は多分に失われている。

2-7. 祭りと民俗芸能

祭りにおける見せる要素として神事・民俗芸能があるが、これについても地域ごとの差異が大きい。愛媛県における祭りに付随して最も広汎に見られる芸能は、シシ舞である。

愛媛県のシシ舞は、大きく二分される。一つは、いわゆる獅子舞に当たるものであり、いま一つは地方を中心に1人立ちの獅子が5頭ないし8頭で演じられる鹿踊り(鹿の子)が分布する。5頭の五つ鹿が最も広汎に分布し、旧の宇和島藩・吉田藩領を中心に、大洲藩領や高知県幡多郡にも及んでいる。

また中予地方や喜多郡を中心に全県的に分布する2人立ち1頭で演じられる獅子舞、および南予地方の宇和海沿岸部では同系統で頭の大ぶりの唐獅子・荒獅子が見られる。何れも、原則1頭で演じられるが、一部に2頭1対で構成される地域もある。

さらに今治市の高縄半島および旧周桑郡の地域には、一頭のユタンに6、7名が入る多人数立ちの獅子が遣われ、原則2頭1対のムカデ獅子が分布する。このうち今治市の獅子は、平面で遣う場遣いの他に、若者が2段3段の土台を形成して最上部に獅子頭を付けた獅子子を乗せて演じる形態があることから、継獅子の呼称が一般化している。伊勢太神楽の影響を受けて独自に発達したと思われ、現在、18団体が愛媛県指定の無形民俗文化財となっている。また、周桑郡地域でも、一部で2段継ぎを演じることもあるが、多くはなぶり子と呼ぶ子どもが梵天を持って獅子を操りながら演じられる。しかし、旧西条市以東では、石鎚山麓の一部を除いて秋祭りに付随した獅子舞などの芸能が未発達で、ダンジリ・太鼓台の稠密な分布とは対照的である。なお、四国中央市川之江町長洲の獅子舞は、香川県から取り込まれたものである。

一方、芸予諸島の地域には、2人立ち1頭の獅子が分布し、シシトメと称する子どもが獅子を制御し、三番叟やお多福、猿、天狗などが付随し、囃子方にも太鼓のほか笛や銅拍子なども加わって賑やかに遣われる。

また、芸予諸島から忽那諸島および高縄半島の先端から東部を中心に祭礼の練り行列に組み込まれているのが奴振りである。詳細調査で取り上げた西条市丹原町の磐根神社が分布の南端に当たる。多くは投げ奴で、松山市宇和間の奴振りを始め縦列の前後で相当に距離を離して投げ渡すが、二列に並んだ左右で受け渡す地域もある。その他、投げない地域もあって殿中奴と呼んでいる。

2-8. 神輿と練り物

神輿をめぐる民俗

愛媛県の祭りにおける神輿の登場は中世と思われ、大山祇神社の年間祭事の概要について記した貞治3年(1364)の文書「伊予国第一宮三嶋社大祝職并八節供祭礼等之事」には、5月5日の御田植祭に当たり御棧敷殿へ

第2章 愛媛県の祭り・行事

の御幸に「御輿三舂」と出ているのが初見である。その後、西条市小松町・高鴨神社の天正5年(1577)の祭祀頭文にも「御輿守八四人」と見えており、小型の神輿の出た様子が窺われるが、神輿の渡御が広く一般化するのには、江戸時代半ばころからと見られる。

現在、松山市やその周辺地域では、複数体の神輿を出す神社が多く、大人神輿だけで10体を超える神社もあるが、本来、その数はかなり限定されていた。江戸時代中期の松山藩の神社明細帳には、神幸祭に対する藩の認可の有無と神輿の体数を記されたものがあるが、多くは一体ないし一座と記され、複数出るとは少ない。すなわち、氏子地域の自治会などが個々に構えるのではなく、神社神輿として構えられた。

また、今治藩については、神輿の渡御が認可されていたのは、大浜八幡神社と石清水八幡神社の2社のみであったが、その他の神社においても若者たちが無許可の「俄か神輿」を荒々しく繰り出し、その取り締まりがなされたことを『国府叢書』は記録している。さらに、宮入後には神輿を破砕する慣例であったことも記している。

祭りの中で神輿を破砕してしまう慣習は、今治市伯方町木浦の三島神社の祭礼にもあり、ミダキコウシと呼称している。毎年、数十万円程度の予算で小型の簡易神輿を作り、4人の輿丁により廻されるが、元々は青年たちの担ぐ俄か神輿であったという。神輿を掲げて落としたり、廻したりと勇ましく担ぎ廻り、神輿振りを演出することで、氏子も栄えるとの心意である。そして夜には、荒々しく宮入行事が行われる。

さて、詳細調査においては、神輿の破砕事例として松山市八反地の国津比古命神社の神輿落としを取り上げた。

また、松山地方の神輿の担ぎ方に注目して、松山市神田町の厳島神社の鉢合わせの事例を取り上げた。神輿の担ぎ方や扱いにおける鉢合わせ(動)は、揺らさない担ぎ方(静)を前提とした勝岡町の勝岡八幡神社の一体走りとは、対照的な事例である。動の担ぎ方は、神威の発動を促すものと解される。

松山地方では、神輿に移す神霊をオショウネと呼び、人々はこれが入ると神輿が重くなると信じてきた。神輿落としは、このオショウネが神輿から飛び出してしまうまで破砕し、神霊を神社に戻すことで祭り終えようとする習俗である。三津の厳島神社についても、明治末に当時の温泉郡役所が行った秋祭り実態調査において、神輿は毎年新調して奉納すること、祭礼後は壊して金具を総代が保管する習いであったことが報告されている。ちなみに、破砕を伴わずに神輿を毎年作り替えるのは、今治市神宮の稲藁で作られたワラゴシ、宇和島市吉田町知永のシダ神輿である。

さて、松山地方の神輿の鉢合わせには、大きく二つの方法がある。松山市中心部では、神輿の屋根と胴の部分のロープで巻いて締め上げて補強し、胴の側面同士をぶつけ合う形式である。伊佐爾波神社・湯神社の道後八町神輿や阿沼美神社の四角・八角神輿の鉢合わせなどがこれに当たる。一方で、三津の厳島神社などは、神輿の舂き棒同士を正面から組んで、絡め合う形式である。いずれにしても、態勢が崩れた方の神輿が負けなり、上になっ

た神輿が勝ちとなる。

また、松山市の興居島や野忽那島では、神輿の屋根の四隅と轅(舂き棒)を締め上げることを、モジシメと称した。また、旧北条市正岡地区では、四隅を締めることをモジフリとか「モジをふる」と言った。モジは、「もじく」に由来する、捻じる・よじることの意と解せられるので、捻じりながら締め上げることが、モジシメとなる。

練り物をめぐる民俗

神輿などを中心とした祭礼行列を練り物(練物、遶物)というが、祭礼行列には意匠を競った風流の山車や屋台、山鉦、傘鉦、だんじりなどや、仮装の集団が付随して多くの観客に見てもらふ華やかな祭りが全国各地に多く見られる。愛媛県内では四国中央市、新居浜市、西条市といった東予地方において神社祭礼に太鼓台、だんじりが登場し、神輿を中心とした様々な練り行列の様相ではなく、一つの祭礼に同種の太鼓台、だんじりが数多く登場し、神輿中心の渡御の際の多様な練り物文化が変容して太鼓台やだんじりが祭礼の中心的存在となっている。この屋台(太鼓台、だんじりなど)に関する行事については第2節「愛媛県の祭礼文化―屋台行事を中心に―」で詳述しているので、そちらをご参照いただきたい。中予地方、特に松山市内では江戸時代には味酒社祭礼に各種の練り物が登場していたが次第に廃れるなど、神輿のかき比べ、鉢合わせが観客を集めるようになり、神輿一辺倒の渡御になっている。ただし、東温市牛渕の浮島神社祭礼のように練り物の文化が現在でも継承されている事例もある。

祭礼の練り物が発達しているのが南予地方である。神輿渡御に際して供奉する行列に、牛の胴体をかたどった巨大な造り物である「牛鬼」、布団太鼓の屋台の一種である「四ツ太鼓」、東北地方から宇和島藩主伊達家の関係で伝播した「鹿踊り」、少年が金糸の刺繍が施された化粧まわしを着けて相撲甚句を唱い踊る「相撲練り」、その他に儀器として弓矢、鉄砲、幟などが供奉して神幸行列を美しく見せながら御旅所に進み、神社まで還御する。これらの行列を「おねり」と称し、その代表的な事例として吉田秋祭の神幸行事(宇和島市吉田町)、保内の秋祭り(八幡浜市、三島神社)三崎八幡神社大祭(伊方町)、平城八幡神社大祭(愛南町)が挙げられる。

また、愛媛県の特徴としては、今治市や松山市北条などの海岸の神社祭礼で見られる櫓練り(櫓伝馬)があり、船に神輿を乗せて渡御し、それを先導するお供船の上で剣櫓やボンデンを持って踊る練りの形態も見られる。また、祭礼行列に奴姿で鳥毛の槍を振り、受け渡す奴行列、投げ奴の事例が西条市西部(丹原町鞆瀬)、今治市(野間、大西町宮脇や芸予諸島各所)、東温市(牛渕)、松山市島嶼部(宇和間)などに見られる。

2-9. 祭りの標示物

集落神社の祭りに際しては、幟や注連竹を立てたり、注連縄を張ったり、何らかの祭りの標示物が設けられることが一般である。近年、松山市の秋祭りにおける市街地の神輿巡幸路に延々と張り渡されたナイロンロープの注連縄などは、結界としての要素よりも視覚的な祭りの標示物の典型であろう。

さて、県下の祭りにおいて祭場の結界ないし直接的な

神招ぎの施設として設けられる事例には、幾らかの地域性を窺うことが出来る。その一つがオハケである。詳細調査においては南宇和郡愛南町地域の事例を取り上げたが、その分布はもう少し広く、宇和島市や北宇和郡にも散見され、一部八幡浜市にも及んでいるので、これらの事例については総論で触れておくことにする。

宇和島市・北宇和郡のオハケ

現在もオハケが立てられる事例の一つが、宇和島市祝森の八坂神社である。7月14日の例祭に際し、神社参道入口の広場に高さ8mほどの棒状の竹を立て、中ほどより上部に先端部の枝笹部分を縄で丸め込んだものを縛り付ける。先端部には藁を束ねたスボを固定し4本の幣



写真2 宇和島市祝森・八坂神社のオハケ

を立てる。その少し下部より四方に注連縄を引き下ろすとともにシデを垂らし、地上の工作物に固定している。オハケの根元は棒杭を立てて固定し、御幣を一本指す。

その他、調査データには上がらなかったが、宇和島市内では九島にもオハケが立てられるという。さらに宇和島市や北宇和郡内陸部（鬼北地方）にも近年までオハケが立てられた。

北宇和郡鬼北町国遠の弓瀧神社では、11月15日の例祭に際し、13日にオハケが立てられる。氏子のうち国遠地区より2人の当番が出て行くことになっており、オハケタテと称し、以前は12日であった。神社の裏山から孟宗竹を伐り出し、下部の枝を落としたのち、7節を残して先端をはねる。先端には1尺5寸の藁スボを刺し、ニガタケ(女竹)に挟んだ小型の幣串を東西南北に刺し、中央に大きめの幣串を南面させて立て上げ、四方に注連縄を引き下ろし、中央にも1本垂らす。注連縄に垂らすアシの本数は、下部より七五三とし、後は適宜となる。なお、四方の注連縄を張る方角は、艮・巽・坤・乾の方で、杭を打って幣串を立てる。中央に垂らした注連縄は、下部を竹の元に縛り、幣串を1本立てる。当社のオハケは、現在は境内の社殿前に立てるが、本来は境内に隣接する田地「宮の前」に立てた。オハケが立つと、神職が下部に案を舗設して神饌を供え、神招ぎの神事を行う。

宇和島市三間町音地の白髭神社にも、昭和末年までオハケが立っていた。11月13日の例祭のヨイ(前日)に神社境内に隣接するオハケ田に立てられた。オハケタテと称し、神社の山から真竹を伐り出し、枝3節を残して先端部を切り落とす。先には、藁を束ねたスボを差し込み、竹串に挟んだ御幣を一本立てる。枝の下部より三方に注連縄を引き下ろし、それぞれ杭に固定するとともに御幣を一本添える。注連縄に垂らすアシの本数は、ない始めとなる下部より七五三本とするほかは適宜となる。なお、

オハケは祭りが終わると川へ流していたらしいが、後に神社の裏山へ納めるようになった。また、オハケ田も元は神社正面の田地で、中央部に盛土があり、ここにオハケを立てたという。

神楽とオハケ

音地の白髭神社では、例祭前夜に伊予神楽が奉納されたが、かつては全曲目が演じられるシメカグラに限定してオハケを立て、半神楽の年には舗設されなかったという。しかし、オハケは宵祭りの神楽が始まるまでに立てるものだという伝承は残っている。

さて、伊豫神楽には元文3年(1738)の神楽本が伝存するが、その中の「一番、天神地祇勸請大麻之事」のなかに「ほうとふ」「大麻」としてオハケの図が示され、構造の概要が説明される。つまり、神事祭礼や神楽に当たっては、ホウトウまたは大麻が神招ぎのために舗設されること、天の五行・地の五行とで上下に5本の幣串を刺し、5筋の注連縄を垂らすことなど、宇和島地方のオハケの基本構造と合致する。

もともと、オハケのことをホウトウと称する事例は、愛媛県では確認できないが、高知県では一部にホウドウと呼称している例がある。高岡郡中土佐町の久礼八幡宮や須崎市多ノ郷の賀茂神社などが事例として該当する。これらの事例を参照すれば、伊予神楽本に図示されたホウトウおよびその省略形の大麻は、明らかにオハケである。さらに神楽本には、「ほうとふの事軽き神事祭礼には無之、注連神楽、遷宮、大々神楽などと申節七日前より建之」とあって、ホウトウ=オハケが単に恒例の氏神祭礼に当たって立てられたものではなく、当該神社の最も重要な神事に限って不可欠な施設であったことを伝えている。それは、白髭神社のオハケの伝承とも合致し、少なくともオハケの施設が各神社の祭礼に取り入れられる過程においては、神楽の果たした役割が無視できないものと考えられる。

このことに関連して、少し離れた八幡浜市大島の若宮神社にもオハケが立つ。10月第3土・日曜日の秋祭りとして4月下旬の春祭りに際し、神社の御旅所に立てられる。大島では、高さ5mほどの棒状の竹の先に柄杓を取り付け、四方に注連縄を引き下ろし、中央には白木綿を垂らしている。祭りには、神輿をこの前に据えて御旅所神事が行われる例である。

これに類似した施設として、同市川上町川名津の天満神社には、「三宝荒神」と称する類似の標示物が設けられる。4月第3日曜日の前日に柱松神事の「お松立て」に合わせて舗設されるもので、境内の隅に高さ3間ほどの笹付き竹を立て、下部には3尺角の三角形に注連縄を回した忌み垣を設けて3方に幣串を立てる。笹付き竹の上部には、水を象徴すると見られる柄杓を1本取り付け、そこから注連縄3本と白木綿1本を垂らしている。オハケの呼称はないが、大島の事例と合わせれば、これもオハケである。江戸末期の川名津神楽本には、「荒神休」と記され、荒神神楽に伴う施設と考えられる。大島における荒神神楽の斎行は不明であるが、管轄する社家を通して取り入れられたと見られる。

大三島のオハケ

第2章 愛媛県の祭り・行事

以上の神社境内や隣接する至近の土地に立てられるオハケに対して、トウヤの庭先に立てられたのが、今治市大三島町大見であった。大見では、旧暦8月に氏神の大見八幡神社、旧1月には末社の姫坂神社の例祭において、オハケが立った。大見八幡神社の場合、旧8月1日にトウヤに注連縄を張るヨコジメオロシがなされた後、10日にこれを作り替える。その翌11日にオハケを立てたが、これをオハケをおろすという。粉ひき白の下段の石を据えて靱摺り用のじょうごを置き、この中に3尺ばかりの檜の木を立て、これらを覆うような形で2mほどの笹竹3本を又組んで舗設する。笹竹の下部には、藁を編んだ沓を履かせ、中に浜辺の小石を入れる。笹竹の中央部には、注連縄を張り巡らし、シデを垂らすのである。なお、大見においても、オハケと大三島神楽との関連性が考えられ、神楽歌にも「神殿おぼけおろして注連引つて神楽うたふ宮人のこゑ」とあり、神楽における神勧請の施設としてのオハケの結びつきを示している。

史料に見るオハケ

ところで、愛媛県におけるオハケに関する文献史料は、松山市二神島の二神家文書の一つである永禄12年(1569)9月の「御明見大菩薩 巖島大明神 御頭文」が嚆矢である。祭りの準備物や次第を二神家当主の種長が定めた中に、「はけおろし」「はけ上」と見えている。これにより、かつて二神島にもオハケの習俗が存在し、オハケを立てることを「ハケオロシ」、取り除けることを「ハケアゲ」と称したことが理解されるが、現在は全く廃絶しており、形状などは不明である。

また、宇和島市吉田町立間の八幡神社では、祭礼準備の日をさしてオハケと称するが、安政5年(1858)の記録にも「御はけ」と見えている。この地域のオハケそのものは消滅しているが、南予地方におけるオハケの記録としては最古のものとなる。現在も、11月1日の祭礼準備のことをオハケと呼んでいる。

大洲地方のオハケ

大洲市阿蔵の八幡神社や同市八多喜の祇園神社の例祭にもオハケが立てられるが、形状は注連竹と御神灯の提灯飾りを合体させた施設を指している。祇園神社では神幸経路に当たる道筋に5か所であるが、八幡神社では、阿蔵・西大洲・中村など現在も氏子関係を有する地域の集落ごとに十数か所に立てられる。その他、現在は氏子関係を持たない市内菅田地区および高山・徳森でも確認される。少し離れた同肱川町予子の客神社にも立てられ、いずれもオハケと呼称している。

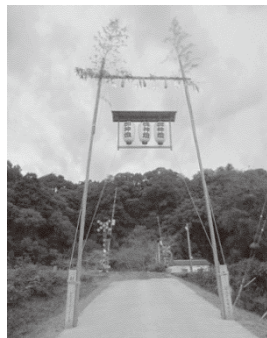


写真3 大洲市阿蔵のオハケ

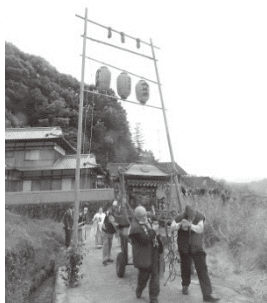


写真4 大洲市八多喜のオハケ

地域によって大きさも異なるが、道路を跨いで立てた高さ4、5間のオハケグエの上部に笹付き竹を固定し、横竹を打ち違えに差し渡して注連縄を張り、その下には、御神灯と称する提灯3張りを吊り下げたものが基本形と見られる。しかし、神社に立てられるものではなく、氏子地域の祭礼標示物であるため、地域によっては本来の形状が大きく変化し、提灯のみとなっている例や注連縄を欠く事例なども少なくない。

宇和島市津島町のご神木の民俗、その他

宇和島市津島町上畑地の三島神社では、境内拝殿前の広場中央に、棒杭を打ち込み、例祭に際して高さ5mほどの榊の木を立てる習いである。これを「ご神木」と呼んでいる。11月3日の例祭に続く神幸祭の宮出しに当たり、2体の神輿が右回りに周回してから御旅所へ向かうことになっている。



写真5 三島神社に立てられたご神木の榊

また、津島町高田の八幡神社では神社前の一本杉を、増穂の三島神社では、境内の神木とされる大木の周囲を廻ってから神幸に出ることになっている。オハケとは異なるが、宇和島市和霊神社のご神木も含めて、宇和島地方における類似した民俗事例と考えられる。なお、愛南町広見の日枝神社のオハケも高さ3mほどの榊であり、三島神社のご神木との関連性は考慮しなければならないであろう。

なお、調査報告には含まれなかったが、北宇和郡松野町などの山間部では、田植えの終了後に水田にサンバイボテと称し、笹竹の先をはねたものに藁スボを刺し、御幣を付けたオハケ様のものが立てられた。田の神であるサンバイの依代である。また、西予市城川町魚成には、竹の先に藁スボや捻った藁束にビワの葉2枚を取りつけたオハケ様のものを立てるが、サンバイシバと称している。これらも、田の神祭祀に伴う依代で、オハケの原型かとも捉えられる。

その他、詳細調査報告で取り上げた、西条市丹原町の綾延神社の頭屋祭祀において、榊指し神事で屋根の棟に指し立てられる榊も、広義のオハケに含めることが出来るであろう。

注連竹を立てる習俗

オハケが南予地方を中心に分布するのに対し、東予民俗文化圏を中心にして見られるのが、注連竹を立てる民俗である。祭りの準備に際して、高さ10m前後の笹付きの真竹を2本立てて注連縄を張り渡したものや、左右打

ち違いの横竹を渡して注連縄を張ったものが、社頭やトウヤの門口などに立てられる。一般に、立てることをシメオロシ、倒すことをシメアゲと呼称している(ただし地域によって逆になる場合もある)。大三島地域では、トウヤの井戸や村の共同井戸にも注連竹を立てる事例が多かった。いずれにしても、祭りにおける結界の設定に伴うものである。

また、その分布はトウヤ制度の分布とほぼ重複しており、芸予諸島地域から今治市を経て旧の周桑郡地域までに限定される。特に、周桑郡地域では高さ10mを超える注連竹が立てられ、山村地域ほど横竹の位置も高い、高注連となる傾向が見られる。

2-10. 祭りと特殊神饌・頭上運搬

祭りを執り行うに当たり、神に供する神饌については、近代以降は画一的な未調理の生饌が多くを占め、調理神饌などの特殊神饌の民俗を伝える神社・寺院や地域は極めて少ない。また、神饌調理や運搬に関わる特定の家筋の者が置かれる事例についても、継承が困難となってきた。調査の過程で、こうした現状が把握され、詳細調査に至らなかった事例もあるため、総論において中断以前の状況と県下の調理神饌の事例について概説しておく。なお、神饌に関連する民俗として、北宇和郡鬼北町国遠の弓瀧神社には、例祭に当たり「お野菜集め役」が置かれ、各戸から供物の野菜を集めて回る。また、宇和島市三間町の三島神社でも、氏子各戸から供えられた野菜や果物が軽トラックで運び込まれ、本殿一杯に供えられるという。すなわち、戸別に収穫された作物を供物として献上することが古くからの慣わしであった。

祇園神社の特殊神饌と頭上運搬

大洲市八多喜の祇園神社では、4月の潮垢離祭および7日後の例祭に際して調理神饌の伝統とその任に当たる特定の家、および神子による神饌の頭上運搬の習俗が平成10年まで継続されていた。神社の所在する岩津地区の水沼家を「神供司」と称し、オハケノセマチと称する神饌田を耕作し、収穫した米を用いて当主がかまどで米を蒸し、竹のワッパに詰めて押し抜き、オモツ(お盛相)と呼ばれる押し抜き飯を作る。直径8cm、高さ9cmのものを3個ずつ2組作り、これをカイゴブネと呼ぶ2台の運搬用具に入れ、2人の巫女が神社あるいは潮垢離祭を行う脇川河原、例祭には1.5kmほど離れた御旅所まで、途中交代しながら頭上に載せて持ち運ぶものであった。オモツは、神饌として供えられた後、神供司によって参列者に一箸ずつ分与され、これを食すると夏病みしないと言われた。なお、頭上運搬の様子は、幕末に奉納された神幸祭還御の絵馬にも描かれている。



写真6 幕末の祭礼絵馬に描かれた頭上運搬の様子

大山祇神社ほかの調理神饌

神社の祭祀に当たり、通常の重ね餅とは異なった形状や作り方をとする事例がある。大三島の大山祇神社では、神輿渡御の行われる御田植祭と抜穂祭の祭場祭に限り、お福餅とお花盛が作られ、「お旅の神饌」と呼ばれる。お福餅は、蒸しあげた後に半搗きの餅をなまこ状にしたもので、1升で3個取りとする。お花盛は、もち米とうち米を半々で炊いたものを半球状に盛り、下部を奉書紙で包み、麻緒で結んだものである。どちらも、渡御先での神饌で、本殿に献ずることはない。また抜穂祭には、サイバメシが作られる。大三島でサイバの木と呼ばれる赤目柏の葉で、白米を小さな盃1杯分ほどを包んだもので、御棧敷殿に他の神饌の脇に供え、還御祭の後、神輿守などの祭典奉仕者に分かれたる。



写真7 お福餅(左)とお花盛(右)

その他、今治市内のトウヤ制度の分布する地域での伝承事例が多く聞かれ、神宮の野間神社や小鴨町の熊野新宮神社では2個の餅を担げるように棒で突き刺した担い餅が作られていた。野間神社では、元日に井原家より66荷が奉納され、半分を持ち帰って分与した。熊野新宮神社では、直径10cmほどの餅を棒の前後に突き刺した担い餅を作った。また、3升3合3勺の米を炊いて、オトウの人数分の円錐形の結びを作ったが、これをヨリゴクウと称した。

また、同市大西町宮脇の大井八幡大神社では、例祭にクルマエビとイカを3匹ずつ供える。同所の客神社では、塩あんを入れた円錐形のカガツ(すり鉢)餅とアワビ、諏訪神社ではカニ3匹と子持ちの里芋、枝豆を供える。吉海町椋名の渦浦八幡神社や高地町の須賀神社では、海藻のイギスと甘酒を供えた。なお、オトウの神事においても、特定の供物を定めていた事例がある。野間の日吉神社では、焼き米1升・串柿3本・山芋2本・栗30個などを供えた。五十嵐の伊加奈志神社では、3斗3升3合3勺の米でノシ餅と枝餅を作り、枝豆を供えた。

稲荷神社の神饌その他

伊予郡松前町西高柳の稲荷神社は、近世には流宮五社大明神とも称したが、10月14日の例祭には、本殿内陣へ型抜きしたアズキ飯・紅白餅・神酒・生鯛・柿に箸を添えた膳仕立ての神饌5台を雲脚で供える。また、外陣には稲穂の束・白米・型抜きしたアズキ飯を小型の辛櫃に入れて供え、他に神酒・餅一重ね・海魚・川魚・貝類・海藻類・山菜2台・野菜3台(根菜・葉物・成物)・果物3台(柿・栗・みかん)・菓子を三方にて、都合18台の神饌を供える習いである。また、稲穂や米はS家が耕作する田で収穫された稲を用いることになっているが、同家は神社の燈明奉仕役でもある。

第2章 愛媛県の祭り・行事



写真8 稲荷神社本殿に供えられた各種の神饌

オモツヤアズキ飯・ヨリゴクウのような調理神饌の伝統を残す事例として、詳細調査にも取り上げた伊方町三崎の八幡神社のオジンク（御神供）、愛南町御荘平城の八幡神社の押し抜きゴクウ（御供）がある。同様の神饌は、西条市丹原町今井の福岡八幡神社でも作られており、ゴジンク（御神供）と称している。また、綾延神社でも、明治期までは神社の備品に盛相具を揃えていたなど、炊飯した飯を型抜きして供えることは、広範に行われていたと見られる。越智郡上島町下弓削の弓削神社や上弓削の高浜八幡神社でも作られており、ゴクウ（御供）と称している。直径3cm、高さ4cmほどの小型のもので、木製の押し抜き用具を、ツキヌキという。ゴクウは、宮座式の直会の膳に1個ずつ付けられる。

また、稲荷神社の事例のように、神饌を今も膳仕立てで供える神社に、大洲市阿蔵の八幡神社がある。特に御旅所神事での献饌にホカイ（行器）を用いて供え、社内とは異なり七色魚を供えるなどするが、詳細は大洲市教育委員会の報告書を参照されたい。

2-11. 作られた祭り・行事

祭り・行事の中には、紛争解決などのために人為的に作られた事例もある。詳細調査で取り上げた東温市の「御面渡御」はその典型である。中世末より神主家に伝わる雨乞面が、近世初頭に社家が分立するなかで所有権をめぐる数十年の争いとなり、松山藩の裁定によって両社での隔年祭祀となり、12月20日を期して相互に渡御する神事である。

2-12. 盆の念仏行事と追善供養の民俗

本県では、盆行事に付随した念仏楽や念仏踊りが、南予地方の山間部を中心に広く分布する。特に南予地方の西予市山間部の野村・城川地域、北宇和郡鬼北町・松野町、宇和島市三間地域および大洲市肱川・河辺地域などを中心に、念仏楽が広範に分布し、盆の供養念仏を中心に行われる。さらに、雨乞い行事においても村をあげた念仏楽が実施された。

さて、詳細調査で取り上げた大洲市肱川町山鳥坂の本願寺における施餓鬼念仏は、中世末期の地方領主であった大野直之に伴う落城伝承と念仏行事が習合したものである。8月8日に寺の本尊に対する念仏に先立ち、「直之様」に対する鉦・太鼓による念仏楽が、今日もその子孫に当たるとされる家の当主が正面に座るなか奉られる。また、前日には末寺の西行寺跡でも、本尊や新亡などに並んで直之様への供養念仏が組施餓鬼のなかで修されるなど、重複した供養形式となっている。さらには、付近の山城の小領主であった和氣出雲守に対する供養念仏も重層的

に行われている。近くの肱川町予子林では、近世の農民一揆の犠牲者への供養念仏が継続されるなど、御霊に対する供養の民俗行事が発達しており、南予民俗文化圏における御霊信仰とも関わる行事として注目される。また宇和島市の宇和海沿岸には、蔭淵のトントコ踊り、遊子津ノ浦の諫踊り、戸島のハンヤ踊り、九島の扇子踊りなどが多彩に伝承され、先祖供養に加え一部には水難死した者の御霊信仰を背景に有している。

また、松山市日浦地区で行われる供養念仏も、中世の山城である奥の城にまつわる落城伝承を共有する祭祀・慰霊の対象が存在し、追善供養を通して一定の広がりを持つ共通した文化圏を形成している事例と言えよう。その中で福見川町のダイバ踊りは、古い形の念仏踊りである。さらに福見山を隔てた東温市山之内の念仏踊りは楽頭と称され、鬼面を付け白装束で演じられる念仏踊りであるが、保存が危ぶまれる状況にある。その他、芸能の少ない東予地方においても、四国中央市土居町畑野と小林には薦田踊りがあり、少年たちが胸に付けた締め太鼓を叩きながら踊り、薦田大明神に奉納される。

なお、非業の死を遂げた者に対する供養の民俗は、盆に限られるものではない。ときには、複数の地域で全く異なった慰霊行事が展開されることもある。西条市小松町安井にあった中世の山城・松尾城の松本豊後守の落城伝承に関連する供養は、日にちを違えて3か所で実施されている。安井では、奥方を祀るという歯神さんと称する小祠の祭りが11月に行われる。また同町明徳では、部落墓地に祭祀される墓所の近くで、お通夜と称して正月15日に大きな火が焚かれる。さらに、丹原町来見では、落城後に豊後守が当所まで落ち延びて落命したのが3月3日だということから、喜多留水神社境内に祭祀される松本霊社にて安楽寺の住職による法要が月遅れの4月3日に行われている。

2-13. 盆棚・盆行事に見る地域性

盆に祖霊や餓鬼仏を供養し祭祀する施設としての盆棚・精霊棚の設け方は、本県においても多様で、一覧表に示したように、これの類型化や地域区分を行うことができる。特に精霊棚は、南予地方において大型の組み立て式の棚に芭蕉の葉を敷く形式が広く分布し、一部に桧の葉で棚を囲う形式などの特徴的な習俗がみられる。また、ほぼ消滅してしまったが、盆めし・盆釜の習俗も基本的に南予民俗圏に特徴的な行事といえる。他方、盆の火祭りは、東予地方でも高縄半島部に集中して行われる行事である。

表2 盆行事の地域性比較一覧

	東予民俗圏	中予民俗圏	南予民俗圏
精霊棚	仏壇	盆棚を設置	盆棚を設置 (芭蕉の葉)
餓鬼仏	軒下・戸外 施餓鬼棚	軒下に 施餓鬼棚	軒下・戸外 で祀る
盆めし			盆めし盆がま
火祭り	まんど さいと		

(『愛媛県史-民俗上』所収の比較表を一部改変した)

一方、限定された地域の中で共通していた盆棚が、集落ごとに多様に変化し、類型化されてしまった事例もあ

る。詳細報告として取り上げた松山市日浦地区の盆棚の原型は、戸外にニガタケを用いて四本脚の盆棚が作られた大井野町に求められるが、四本脚が一本になり、脚がなくなって軒下に取り込まれて吊り下げられ、屋内に設置される事例へと、多様に変化している。

2-14. 祭日の変更と統合

神社の祭日は、これを祭祀する氏子単位に定められていることが一般である。ところが近代以降の行政主導による風俗矯正・質素簡約の奨励や町村合併が進行し、戦後の生活改善運動の動きが活発化する中で生じたのが、祭日の変更と統合である。11月3日を中心に行われる南宇和郡の秋祭りが日程統合されたのは早く大正4年とされ、当時の郡長の提案によるものとされる。

また、新居浜市の太鼓祭りの日程が10月16日から18日に統一されたのは昭和41年(1966)であったが、祭りにおける人々の相互訪問による客ごとの簡素化を目指し、自治体や婦人会の主導で進められた。その結果、同市大生院地区では、氏神は西条市下島山の飯積神社であるので、祭日は西条祭りに連動して集約された10月16・17日の日程で行われ、18日を含める新居浜太鼓祭りの日程とはズレが生じている。

こうした町村合併に伴う祭日の変更と統合が氏子区域を分断する形で行われた結果、例祭である秋祭り神事を2度に分けて行っている事例も生じている。四国中央市土居町野田の八幡大神社は、旧土居町野田と旧伊予三島市豊岡町長津地区の氏神であるが、旧市町単位に祭日の統合が行われた結果、土居地域は10月13日から15日、伊予三島地域は10月21日から23日に統合された。これにより両氏は、それぞれの所属自治体に合わせた祭り運営を行うこととなり、神社においては両地区個別に神事を行うことで対応し、現在に至っている。

一方で、地域の人々の意識感情を基盤にして、近世より「城下祭り」を見据えた祭日統合が進んだのが、松山祭りである。松山城下町の祭礼は、「城下祭り」と称して味酒神社・湯月八幡宮・正八幡宮の三祭と井手神社の祭礼を指したが、それぞれに祭日は異なっていた。享保年間(1716-1736)にも、これらが城下祭りとして統合されたこともあるが、すぐに元に戻され、実質的な統合は進まなかった。一方で、城下祭りに対する「郡方祭り」に含まれる三津地域からは、城下祭りへの祭日統合が何度か要望されている。こうした近世からの状況を受けて、城下祭りの祭日統合が計られ、太陽暦への移行を契機に進展したものと考えられる。「松山祭」は、江戸時代後期の「諸国見立て番付表」ではかなり下位に位置付けられ、日には味酒(阿沼美)神社の祭日である旧暦8月25・26日と示されていることが多い。明治時代の太陽暦移行に際しても、これを基準にしたともいわれることから考えると、新旧の日がちが重なる明治15年に今の10月6・7日に変更されたと思われる。その後の市制施行を経て、市域の拡大とともに吸収合併された周辺地域の祭日がこれに統一された。こうして、平成の大合併前の中核市において、市内のほぼ全域の秋祭りの祭日が統合されるといふ、全国的にも特異な現象が起こったのである。また、祭日が統一された祭りを愛媛県では一般に「地方祭」と

称し、小中学校などの休校措置が取られることが多い。

一方で、例祭の開催時期を季節ごとに変更してしまった事例も少なくない。中でも、今治地方の例祭は、多くの神社で明治20年頃に秋から春へと大きく変更された。別宮地区の明治20年のオトウ帳にも、「他ノ村々ハ本年方大祭春祭りニ相成候得共、本村ニテ於テハ是迄通り秋祭りノ積リニ有之候事」と記す。例祭の変更は行われなかったものの、結果的に別宮村もこの年よりオトウ行事を春に変更している。このようなことから、今治地方の神社の例祭が春に移行したのは、明治20年の頃からと見られる。

2-15. 祭り・行事を担う人々

地域社会が「祭り・行事」を執り行うには、多くの人々の力が結集されなければならない。なかでも、神輿の渡御のほかに屋台・牛鬼・四ツ太鼓など練り物の運行、獅子舞・鹿踊り・奴振りなど民俗芸能の演じ手として若者の果たした役割は大きい。愛媛県では、南予地方を中心に、年齢階梯制の民俗が広く分布し、若連中・若中・若者中などと呼称されて祭り・行事の執行が委ねられてきた。

宇和島市の三浦半島地域も、若者組の組織が発達し、祭り・行事の運営に大きな役割を果たして来た。同市蔭測では、かつて地区内6か所の浦ごとに若連中・若者中として組織され、さらに大正中期頃に青年団として再編されたと伝え、地域行事の執行と非常時要員として定位されていった。その一つとして、盆のトントコ踊り・ハンヤ踊りの奉納には、若い衆全員の参加が義務付けられていた。小正月のオシメヒッパリ(綱引き)でも、若い衆と子ども・娘が引き合うなどの役割を担った。また下波では、9月16日の神明神社祭礼の伊勢踊りの奉納運営は、地区内各浦の青年たちの手で担われ、見物席の割り振り等も行っていった。戸島でも、氏神の秋祭りの準備や神輿渡御、神明神社の地芝居奉納を行った。九島においても、祭礼行事や盆踊りを主催した。すなわち、若衆宿の存在以上に、地域の社寺の宗教的行事を担うなかで、若者たちは結束を強化していったのである。また逆に、若者組への加入にも、地域における正月の神社や寺のオコモリ行事などの場が当てられる習いであった。

しかし、地域における若者組や青年団組織の機能低下や解体が進むなかで、祭り・行事の催行にも支障をきたす事例は、少なくない。また、若者組の崩壊や機能低下は、祭り・行事の伝承の在り方を変えることにもなった。特に、シシ舞や盆踊りなどを演じる技術の伝承もさることながら習得の仕方や教え方などに関わる民俗は、衰退・消滅が激しく、今後の伝承にも大きく関わって来る問題である。

3. 愛媛県独自のテーマ

なお、今回の愛媛県の祭り・行事調査事業では、愛媛県独自のテーマとして以下の15項目を設定し、調査を進めた。21「神輿の鉢合わせに特色のある祭り・行事」、22「牛鬼が出ることに特色のある祭り・行事」、23「非業の死を遂げた者への慰霊・供養の祭り・行事」、24「村境の大草履に特色のある行事」、25「弓祭り(弓祈禱・モモテ)に特色のある祭り・行事」、26「八朔に行われる行事」、27

第2章 愛媛県の祭り・行事

「亥の子の行事」、28「巳正月の行事」、29「四国霊場・石鎚信仰に関わる祭り・行事」、30「投げ奴など奴行列に特色のある祭り・行事」、31「鍛初め・地祝い等のシジメの行事」、32「社日に行われる祭り・行事」、33「盆棚・盆飯・盆の火祭り」、34「茶堂等の堂庵で行われる祭り・行事」、35「船の渡御・神輿の海上渡御がある祭り・行事」。それぞれの項目について、特徴を紹介しておきたい。

21「神輿の鉢合わせに特色のある祭り・行事」については本節2-8「神輿と練り物」の「神輿をめぐる民俗」にて紹介しているのでご参照いただきたい。

22「牛鬼が出ることに特色のある祭り・行事」については本節2-8「神輿と練り物」の「練り物をめぐる民俗」でも触れているが、牛鬼は南予地方独特の祭礼の練り物であり、祭りの花形となっている。神輿が氏子の区域内を巡る際の先払い、露払いとして練り歩く。牛鬼の形は、青竹で牛の胴体のように編み、布やシュロで全身を覆い、長い首の先に張り子（和紙）製の頭をつける。その形相は牛とも鬼ともつかないもので、二本の角と額には月輪もしくは日輪の前立があり、口は大きく開き、舌をむき出しにして恐ろしい表情を強調する。この牛鬼を大人数が担ぎ上げ、神輿行列の先駆けとする。全国的には類例を見ないので、南予独特の文化である。江戸時代の宇和島藩・吉田藩領を中心に周辺地域に広がっており、隣の大洲藩領内でも宇和島藩に近い地域に濃厚に見られるなど、宇和島藩側から伝播したのは確実といえる。現在、牛鬼の継承地は約150ヶ所にもぼっている。代表的な事例は宇和島市の宇和津彦神社祭礼での丸穂地区から出される牛鬼、同市吉田町の吉田秋祭の神幸行事で浅川、鶴間、元町から出される牛鬼、西予市浜浜町狩浜の牛鬼などがある。なお、南予地方以外では飛び地分布で1ヶ所、今治市菊間町の加茂神社、厳島神社の秋祭りに見られる。由来は定かではないが江戸時代後期には牛鬼が確認できる。南予と菊間の牛鬼の両者の関係は不明で今後の研究課題である。

23「非業の死を遂げた者への慰霊・供養の祭り・行事」については本節2-12「盆の念仏行事と供養の民俗」にて、24「村境の大草履に特色のある行事」については本稿2-2「小正月の行事」にて、25「弓祭り（弓祈禱・モモテ）に特色のある祭り・行事」については本節2-3「弓祈禱・百手神事」で愛媛県内の地域的特徴を詳述しているのでそれぞれご参照いただきたい。

26「八朔に行われる行事」。八朔とは一般的には旧暦8月1日をいい、八朔節供ともいわれる。古くはこの日をたのみ（田の実）の祝いといい、宮中に米などを献上する例があり、それが民間習俗に取り入れられたものとされる。稲の実りの前の豊穰祈願習俗がみられ、中国、四国地方では牛馬の労をねぎらって馬節供の祝いをし、餅を搗いたり、張り子の馬を飾ったり、米粉細工の馬を贈ったりもする。そして八朔雛・八朔に人形の贈答習俗も広く見られる。愛媛県内では八朔人形をタノモサンと呼び、松山地方ではタカキビ殻の五色の色紙の着物を作って着せ、ボンデンや旗を作ってそれらを板の上に並べ立て、床の間や神棚に祀るが、この習俗も現在ではかなり廃れてきている。東予地方では米粉団子による米人形を作り、

これをやはりタノモサンと呼ぶ。今治市、西条市、新居浜市、松山市の島嶼部といった東予地方に広く見られ、現在でも西条市西部では公民館行事として継承されている事例が見られ、着色した米粉でオドリコをはじめ、犬、鳥などの動物模型をつくり、餅、果物などを供えて祀っている。南予地方では、東予や中予のように人形は作らないが、一般に仕事を休み、嫁が節供礼の贈答に行くのが特色であった。西予市三瓶町ではオタノミ節供といって、餅について嫁の里や仲人へ肴を贈るなど、贈答習俗が見られたが、現在では廃れている。

また、八朔に風祭りを行う事例も各所で見られた。愛媛県下の風祭りとして著名なものに四国中央市の豊受山の風穴祭りがある。法皇山脈から吹き下ろす突風のことをヤマジ風といい、豊受山の麓地方で農作物の被害が起こるので、豊受山で風穴に団子を投げ入れる風祭りを行っている。また、八朔には相撲を奉納するという事例が南予地方に多く、伊方町大久では沖で亡くなった女性の霊を慰めるために始められたと伝わる「しゃんしゃん踊り」を行うなど八朔に相撲や芸能を奉納する事例も見られる。

27「亥の子の行事」については、本章第3節「亥の子の民俗と愛媛県」にて詳述しているので参照いただきたい。

28「巳正月の行事」。「巳正月（ミショウガツ）」は「仏の正月」ともいわれ、12月の巳の日に新亡者を出した家が新仏のために行なう正月行事に似た儀礼のことで、愛媛県を中心に香川県西部、徳島県山間部、高知県山間部に分布する四国独特の民俗行事である。行事内容は、地区や家々によって異なるものの、愛媛県内での一般的な内容としては、自宅に簡単な祭壇を設け、位牌を祀り、餅、注連飾り、菓子、果物などを供える。そして家族、親族が墓参し、墓前に柿などの木枝を2本立て、注連縄を張り、餅、蜜柑や干柿などを供える。注連縄は正月とは逆緋のものを使う。墓前にて、死者の身の近い者が餅を焼いて、それを後手に持ち、包丁や鎌で切るなどして、墓参者に配って食べるという内容である。呼称は、愛媛県内全般で巳正月（ミショウガツ）、中予地方、南予地方では巳午（ミウマ・ミンマ）、東予地方、特に西条市以東では辰巳（タツミ）、西条市や久万高原町では坎日（カンニチ）などと呼ばれる。

この巳正月の民俗は大本敬久2015「魂祭の歴史と民俗」『国立歴史民俗博物館研究報告』191号で指摘しているように、日本列島での正月における死者供養の歴史性、地域性を考察する上で重要な民俗行事である。歴史的に見れば平安、鎌倉時代には正月は直近の死者の魂が帰ってきて、死者霊に食物を供えて饗応する日でもあり、現在の正月とその前後に行われる死者霊の供養や祭祀について、東日本の「みたまの飯」、中国地方の「仏の正月」、愛媛県をはじめとする四国地方の「巳正月」の事例の検討から、正月から死者供養などの儀礼を避けてきた結果、日本列島の中で正月前後に魂祭や死者供養が行われ、その結果として列島内で地域差が生じたものであり、巳正月は日本の祖霊信仰を再検討する上で貴重な民俗事例と言える。

29「四国霊場・石鎚信仰に関わる祭り・行事」。四国4

県を一周して全長約 1400 キロの道のりを歩きながら八十八ヶ所の霊場を巡拝する四国遍路に関する民俗文化は愛媛県の大きな地域的特徴の一つといえる。四国遍路は現在、四国4県の産学官民が一体となってユネスコ世界遺産への登録に向けて活動を推進しており、その「顕著な普遍的価値」の証明のための学術調査も進んでいる。史跡、名勝、建造物などの文化財の保護措置を講じた上で、四国遍路が今なお継承される Living Culture (生きた文化) としての巡礼の代表例であり、地域と共存した文化遺産であることが示されている。霊場、札所となる寺院においては四国外から訪れる遍路を受け入れるだけではなく、地域住民にとっても信仰の場として機能しており、岩屋寺(久万高原町)にて近郷の住民が弘法大師空海の命日にあたる旧暦3月21日頃に新仏の供養のために訪れるお水供養のように、霊場、札所において住民の現世利益、死者供養の民俗も見られる。また、遍路道沿いで住民が遍路に対して「お接待」する習俗も現在も継承されている。日本国内の巡礼文化の中では地域に根ざして実施される「お接待」の事例は稀となっており、現在では四国遍路特有の慣習ともなっている。住民が遍路に食べ物や金銭を施すことで、遍路にとっては長距離の旅が保障されると同時に、住民にとっては弘法大師への信仰や家の先祖供養、現世利益につながるという「利益」の側面が見られ、日本の旅文化、巡礼文化やマレビト信仰を考察する上で貴重な事例となっている。「お接待」、「善根宿」が見られるのは四国八十八ヶ所の遍路道沿いだけではなく、写し霊場である「地四国」(「新四国」や「島四国」とも呼ばれる)でも盛んに行われている。中でも瀬戸内海の今治市沖の大島(今治市吉海町、宮窪町)の島四国では「お接待」が今なお盛んである。なお、遍路道からは離れた地域である西予市野村町惣川のように現在でも弘法大師の縁日である8月21日に地元の大師堂や遍路を供養する石塔の前で念仏踊りを奉納し、お接待を行っている事例があるように、四国遍路に関する行事は遍路道沿いや写し霊場といった限られた地域の文化ではなく、四国の広範囲に見られる民俗であることにも注目しておくべきであろう。

また、西条市の石鎚山に対する信仰も愛媛県の民俗文化の特徴である。霊峰石鎚山のお山開き(夏季大祭)は7月1日から10日まで行われ、その間の登拝者は全国各地より数万人を数える。江戸時代中期以降、愛媛県内をはじめ西日本各地に石鎚講が組織され、その流れを汲む崇敬組合の信者によってお山開きが行われるとともに、石鎚神社の神輿を地元の氏子が担ぐなど、地域社会のお山としての性格、広範囲から信仰を集める霊山としての性格が見てとれる。また、愛媛県内でも直接石鎚山を遙拝することができない南予地方や中予地方の砥部町(旧広田村)では、各所にミニ石鎚霊場が勧請され、大洲市高山のように石鎚大権現の霊験をたたえる芸能「お山踊り」が奉納される事例も見られる。遙拝、登拝が容易ではない地域における石鎚信仰の文化であり、霊山の信仰圏ごとの地域差を考える上で貴重な事例となっている。

30「投げ奴など奴行列に特色のある祭り・行事」。愛媛県内各地の祭礼において、鬼(ダイバ、牛鬼)や獅子舞と

同様に神輿渡御の先導をするものに奴行列がある。奴行列は、江戸時代の大名行列を模したもので、青年や少年が長柄や大鳥毛、扶箱、弓、槍などの道具を左右に分かれて持って練り歩く。愛媛県内では、奴の他に華やかな屋台(だんじり)などが登場する祭礼では、単に道具を持って歩くという要素が強いが、東予地方の西条市、今治市、上島町や松山市島嶼部(旧中島町)では奴が様々な芸を見せ、祭りの主役を務めることがある。西条市丹原町鞍瀬の磐根神社では槍や鳥毛を二人で掛け声とともに投げ合いながら進むという投芸をするものや、投芸はなくても様々な道具を曲芸的に動かしながら進むものもあり、観客の眼をひきつける。東予地方だけではなく中予地方の東温市牛淵の浮嶋神社秋祭りの練り物行列にも奴行列が見られ、投芸を演じている。神幸に際しては奴行列が進まないで神輿も進めないで、神輿が押し戻されたり、喧嘩をしたりと、神輿渡御の見ものとなっている。

31「鉄初め・地祝い等のシジメの行事」については本節2-1「年頭の予祝儀礼ー田打ち正月」にて、32「社日に行われる祭り・行事」については本節2-4「農神去来の行事」にて、33「盆棚・盆飯・盆の火祭り」については2-13「盆棚・盆行事に見る地域性」にて紹介しているのでご参照いただきたい。

34「茶堂等の堂庵で行われる祭り・行事」。愛媛県では、西予市城川町などの南予地方山間部の各地に「茶堂」と呼ばれる堂庵が残されている。旧街道の辻々に建ており、城川町では約50ヶ所が現存し、茅葺き「茶堂」を機軸とした「文化的景観」が保全されている。「茶堂」は1間から1間半四方の方形で屋根は、茅葺きまたは瓦葺きの宝形造で三方を吹き抜けとし正面奥の一面のみが板張り、そこに棚を設けて石仏などを祀る。祀られる石仏は弘法大師、地藏、庚申像など様々である。かつて「おこもり」の場であり、地区中の者が集まって酒宴をする懇親の場、情報交換の場であり一種のコミュニティセンターとして機能していた。そして現在でも通行人への接待や虫送りなど様々な年中行事が「茶堂」を舞台として行われている。西予市城川町魚成の実盛送りはその代表例といえる。この習俗は昭和53年(1978)に「伊予の茶堂の習俗」として「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択され、文化庁文化財保護部1989『無形の民俗文化財記録第31集 茶堂の習俗I (高知県・愛媛県)』が刊行されている。茶堂における「お接待」については、西予市城川町高野子の杖野々茶堂では昭和12年頃までは「茶当番」といって旧暦7月中、通行人に対して湯茶、大豆の煮物、梅干、らっきょうなどを接待していた。遊子谷泉川の四ツ庵茶堂でも戦前に旧暦7月中の1ヶ月間、全戸当番制で自家製の茶、炒り豆を常に置き、接待していた。魚成の蔭之地茶堂では8月(旧暦7月)1から16日まで当番制で茶、漬物、炒り豆、米などを接待したなどの事例が報告されているが、現在でも四国遍路の項目で紹介した西予市野村町惣川や同市城川町窪野の三上茶堂でお接待が行われている。

35「船の渡御・神輿の海上渡御がある祭り・行事」。本節2-8「神輿と練り物」の「練り物をめぐる民俗」でも触れているが、今治市や松山市北条の海岸の神社祭礼では

第2章 愛媛県の祭り・行事

船に神輿を乗せて渡御し、その先導役として剣權やボンデンを持って踊る權練り(權伝馬)の行事がある。松山市興居島の和気比売神社祭礼のように「船踊り」とも称され、神輿渡御を海上に移すことによって発生した文化といえる。神輿を船に乗せて渡御する船御幸は新居浜市の新居浜太鼓祭りでも見られる。小型船に乗せられた神輿を先導して大型の専用台船に乗せられた多くの太鼓台が新居浜港内を廻りながらかきくらべ(さしあげ)などのパフォーマンスを行う。今治市宮窪町宮窪や八幡浜市大島などでも神輿の海上渡御は行われている。また、旧暦6月17日に行われる広島県の厳島神社の管弦祭を模した海上渡御の行事が愛媛県内各所に見られ、西条市壬生川の鷺森神社の管弦祭や同市河原津の大崎龍神社の「おかげん祭」では幟や大漁旗、提灯、笹竹で神輿を乗せる御召船や御供船を飾って海上を渡御する事例も見られる。

4. 祭り・行事をめぐる継承と変化

このたびの「愛媛県の祭り・行事調査」の全般を振り返ると、既存の調査報告に比して大きく変容してしまった事例が数多く見られた。その要因の一つが、祭り・行事を伝承する地域社会の変化である。愛媛県では、戦後の復興期に人口の増加が見られたのち、高度経済成長期の人口流出による減少傾向が続いた。しかし、安定成長期に入ると漸増に転じ、昭和60年(1985)の国勢調査でピークを迎えた。そして再び減少に転じ、平成の市町村合併を挟んで減少傾向は加速している。

さて、愛媛県内の氏神神社の祭りにおいて、過疎化等に伴う奉納(神賑)行事の変化について愛媛県神社庁が平成29年(2017)に実施した調査によると、過去に行っていた何らかの行事で中断・中止したものはないと回答した神社は、全体の43.5%であった。一方で、残りの56.5%の神社は、何らかの祭礼行事や神賑わいを中止したことになる。個別事例としては、奉納相撲が最も多く、継続事例数を上回っている。続いて、神輿渡御、獅子舞の中止が多数事例として続いており、祭り・行事の継続的な実施は、地域における喫緊の課題となっている。なお、こうした人口減少社会を迎える過疎化に対する問題については、後の4節において詳述する。

5. 主な参考文献

宇和島市教育委員会編・発行 2018 『吉田秋祭の神幸行事総合調査報告書』
愛媛県越智郡上島町教育委員会編・刊 2020 『愛媛県越智郡上島町 弓削島庄総合調査報告書』
愛媛県教育委員会編刊 1999 『愛媛県の民俗芸能-愛媛県民俗芸能緊急調査報告書』
愛媛県教育委員会編刊 2002 『しまなみ水軍浪漫のみち文化財調査報告書-民俗編-』
愛媛県史編さん委員会編 1983 『愛媛県史 民俗上』
愛媛県史編さん委員会編 1984 『愛媛県史 民俗下』
愛媛県生涯学習センター編刊 2000 『愛媛の祭り-平成11年度地域文化調査報告書-』
愛媛県歴史文化博物館編刊 2000 『平成12年度企画展 愛媛祭り紀行-二十一世紀に伝えたい郷土の祭礼-』
愛媛県歴史文化博物館編刊 2016 『愛媛の祭りと芸能-

特別展「愛媛・お祭り博覧会2016」展示図録』
大洲市教育委員会編・発行『大洲八幡神社祭礼総合調査報告書』2019
大三島町教育委員会編刊 1999 『大三島町の祭り』
大本敬久 1999 「牛鬼論-妖怪から祭礼の練り物へ-」『愛媛県歴史文化博物館研究紀要』第4号
大本敬久 2000 「南予地方の鹿踊の伝播と変容」愛媛県歴史文化博物館『平成12年度企画展 愛媛まつり紀行』
大本敬久 2015 「魂祭の歴史と民俗」『国立歴史民俗博物館研究報告』191号
新愛媛風土記刊行会 1982 『愛媛県の歴史と風土』創土社
福原敏男 2012 『西条祭礼絵巻-近世伊予の祭礼風流-』西条市総合文化会館
文化庁文化財保護部 1989 『無形の民俗文化財記録第31集 茶堂の習俗I (高知県・愛媛県)』
森正史 1962 『愛媛の民俗-一年中行事篇-』松菊堂
森正史編 1966 『愛媛の弓祭り』愛媛大学農学部附属農業高等学校郷土研究部
森正史 1973 「伊予の小正月行事-地方民俗学の課題として-」『日本民俗学』88
森正康 1990 「愛媛県下の祭りの標示物」『民具マンスリー』23巻1号 神奈川大学日本常民文化研究所
森正康 1993 「日本の民俗芸能28 愛媛県」『芸能』35-2 芸能学会
森正康 2000 「愛媛県の小正月」『四国民俗』第33号 四国民俗学会
森正康 2002 「芸子地域の民俗文化構造とその特質」『海と風土-瀬戸内海地域の生活と交流-』地方史研究協議会編
森正康 2003 「伊予諸神楽の研究序説」『伊予史談』315号 伊予史談会
森正康 2006 「祭日統合と地方祭の成立-愛媛県・松山祭りの変遷過程を事例として-」『松山東雲短期大学研究論集』第37巻
森正康 2022 「愛媛県における農神去来の民俗」『四国民俗』第51号 四国民俗学会

第2節：愛媛県の祭礼文化－屋台行事を中心に－

福原 敏男・大本 敬久

中国・四国地方の山・鉦・屋台行事

日本全国には1500以上の山・鉦・屋台の祭りがあると言われている。京都市の祇園祭の山鉦行事や埼玉県の秩父祭の屋台行事、岐阜県の高山祭の屋台行事などが広く知られており、数多くの観光客が訪れている。ただし、山・鉦・屋台の祭りの全国的に一覧が作成、公開されているわけでもなく、これまで十分に把握されてきたとは言い難かった。

しかし、平成28年(2016)11月30日に、国内の国重要無形民俗文化財に指定されている33件が「山・鉦・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産一覧表に記載(登録)された。現在、その33件とその後国重要無形民俗文化財の指定を受けた茨城県常陸大津の御船祭、新潟県村上祭の屋台行事、富山県射水市の放生津八幡宮祭の曳山・築山行事、滋賀県大津祭の曳山行事の4件が加わり、全37件の保存団体が正会員となって「全国山・鉦・屋台保存連合会」が結成され、全国的な保存団体のネットワーク化による調査・保護・活用の気運が盛り上がっている。このユネスコ無形文化遺産への登録に到るまでには文化庁の指導のもと各都道府県にて「祭り行事調査」が実施され、40を超える都道府県でその調査が終了しており、このたび愛媛県でもその調査事業が実施された。この調査事業によって全国の山・鉦・屋台の祭りについて情報が集積され、総合的な把握が可能な状況になってきている。

ただし、中国・四国地方では他地方に比べると「祭り行事調査」が未実施の県があり、祭礼調査・報告も単発的、断片的なものが多く、総合調査報告書が刊行されている祭礼は少ない状況であった。現在、山・鉦・屋台行事に関する国重要無形民俗文化財の「指定」が1件も無いのも中国・四国地方の現況であり、当然、全国で33件が登録されたユネスコ無形文化遺産の中にも中国・四国地方の祭りは全く含まれていない。しかし文化的価値を有する祭りが無いわけではなく、これはこれまで調査が充分でなかったことと、無形民俗文化財への指定への取り組みが他地域に比べて積極的ではなかったことに起因しているものといえる。全国的には早い時期から植木行宣、福原敏男をはじめと

する研究者が各地の山・鉦・屋台行事の調査研究を精力的に進められており、植木『山・鉦・屋台の祭り－風流の開花』(白水社、2001年)、植木・田井竜一編『都市の祭礼－山・鉦・屋台と囃子－』(岩田書院、2005年)などの成果がある。これらの研究には各地の民俗学、民俗芸能研究、民俗音楽研究などの専門家が共同研究の形で参加し、各地の祭礼について報告してきたが、その一方、中国・四国地方からの参加者は少なく、十分に調査研究の全国ネットワークに参画しきれていなかったことも中国・四国地方の祭りへの注目度が低い要因とも言える。しかし、やはり愛媛県をはじめ中国・四国地方には民俗文化財として地域的特色や時代的特徴を示す祭りは数多いことは紛れもない事実である。

なお、愛媛県の隣県の香川県では、太鼓台(布団太鼓)が出る屋台行事が多く、讃岐本土側ではチョウサと呼び、小豆島、直島では単にタイコ、塩飽諸島ではセンザイラクなどと呼ぶ。形状は布団屋根に四本柱のやぐらというのが一般的で、小豆島には社殿型のものもあつたり、その年に話題になったものや説話の主人公などの人形を乗せたりするものもあり、これをダシとかツクリヤネと呼んでいる。この小豆島の事例は四国でも類例がなく、ダシ(山車)、屋台、布団太鼓の概念を整理する際に参考となる事例と言え。太鼓台の分布は海岸部、特に高松市以西には多いが、志度以東では少なくなる。小豆島にも多く、内陸部では三豊市、琴平町周辺に集中している。だんじりについては香川県内ほぼ全域に見られ、だんじり単独のものと、大川郡東部や坂出市、丸亀市周辺には獅子舞とセットになって、獅子の道具一式を積み込む獅子だんじりがある。船型屋台は小豆島の「御座船」、観音寺市豊浜町の「席船」と呼ばれるものがあり、香川県西部よりは東部の海岸部に多く、単にオフネと呼ばれている。祭礼の特徴、傾向としては愛媛県に近く、特に西讃地方は太鼓台を中心に祭礼道具の払下げなどで愛媛県東予地方との交流が深い。中国・四国地方の屋台行事についても各県の祭り行事調査報告書の完成とともに、再評価を進めていく必要があるだろう。

第2章 愛媛県の祭り・行事

愛媛県内の屋台行事概況

愛媛県内の屋台行事としては、四国中央市や新居浜市の太鼓台をはじめとして、瀬戸内海沿岸地域や南予地方に「太鼓台」、「だんじり」、「四ツ太鼓」と呼ばれる布団太鼓が分布している。また、西条市周辺には、2、3層の彫刻を施した「だんじり」が見られる。また、旧北条市（現松山市）の「だんじり」や、宇和島市吉田町の「練車」（ねりぐるま）、伊方町、八幡浜市保内町の「御車」（おくるま）といった人形屋台などの屋台もあり、そのバリエーションは豊かである。

愛媛県内の屋台のタイプとしては、大きく分けて6種類あり、第1には旧北条市の「だんじり」のように木枠に笹竹を飾るシンプルな構造のものがある。第2には、西条市の「だんじり」のように2、3層にわたり精緻な彫刻を施したものがある。第3には布団屋根の太鼓台がある。これは瀬戸内海沿岸各地をはじめ西日本に広く見られるもので、愛媛県内では四国中央市、新居浜市の太鼓台をはじめ、今治市島しょ部や上島町の布団屋根のだんじり、旧中島町（現松山市）津和地島、南予地方の四ツ太鼓がある。歴史的には、江戸時代中期までには愛媛県東予地方に「屋台」が見られ、江戸時代後期に太鼓台（史料上では「神輿太鼓」）が伊予三島、川之江（現四国中央市）、新居浜市で登場していることが各種史料から分かっている。これらはいずれも曳く形ではなく担ぐ屋台である。

そして第4の種類が南予地方各地に残る練車や御車と呼ばれる人形屋台である。吉田秋祭りの練車はこの類を代表するものである。この練車、御車は「だんじり」という呼称はなく、人形屋台の一種で、同様のものは現在では中予、東予には見られない。担ぐ形ではなく曳く形で、趣向を凝らした人形を乗せて、彫刻や飾り幕、見送り幕で装飾された屋台である。時代的には江戸時代中期の宝暦年間に史料の記述があり、江戸時代後期には吉田秋祭りや宇和島の宇和津彦神社祭礼にも登場しているのが道具の墨書や現存する祭礼絵巻から確認できる。

次に第5の種類が船型の屋台である。愛媛県東部の四国中央市では川之江町東浜から出される船型の屋台があり、全長6m、船体は黒漆塗りに仕上げ、太鼓台の刺繍文化に影響されたこともあり、周囲に金糸で縫った飾り幕を巡らしている。江戸時代後期には史料上確認できるものである。この愛媛県東部（東予地方）の船型屋台は、現在は旧川之江市、旧伊予三島市、旧土居町（いずれも四国中央

市）に見られる。また、江戸時代後期から末期に描かれた西条市の伊曾乃神社の祭礼絵巻「伊曾乃大社祭礼略図」にも船型屋台は描かれている。また、今治市大西町紺原地区には「船御輿（ふなみこし）」と呼ばれる船型屋台がある。全長約6m、幅約3m、高さ約3.5mの屋形船風の屋台で、船上に大山積神を形にした白髪の翁人形と、筆を手にした藤原佐理（三蹟の1人）の人形が向かい合って座っている。このように東予地方の瀬戸内海沿岸地方には各所に船型屋台が見られるが、太鼓台、だんじりに比べるとその数は少ない。各祭礼で1台程度が登場するのみである。次に南予地方の船型屋台であるが、現存するものとしては、宇和島市吉田秋祭りに登場する「御船」と呼ばれる船型屋台と、西予市明浜町狩浜、八幡浜市保内町川之石本町のものがある。また江戸時代末期の「宇和津彦神社祭礼絵巻」（宇和島市立伊達博物館蔵）にも描かれており、江戸時代には宇和島でも見られ、八幡浜市八幡神社の祭礼にも戦後間もなくまで登場していた。形状はどれも御座船を模したものである。

第6のタイプは南予地方の祭礼の花形である牛鬼である。牛鬼は神輿渡御の露祓いから発達したもので、もともと屋台とは別種の練物と思われるが、現在では大型化し、祭礼の中でも布団太鼓と鉢合わせをするなど、屋台的な要素も強くなっているといえる。

なお、愛媛県の県庁所在地である松山市周辺は「中予地方」と呼ばれ、そこには船型屋台は全く見られない。船型屋台だけではなく、太鼓台、だんじりといった屋台文化自体が現在は稀である。それは神輿の鉢合わせに象徴されるように、氏子の中で祭礼の中心は神輿と考え、それに付随する祭礼風流、お練りの文化が現在に継承されなかったのである。ただし、松山市の阿沼美神社では江戸時代末期から明治時代初期に描かれた祭礼図で、神輿に付随する様々な練物が描かれた掛軸が愛媛県歴史文化博物館で保管されている。同図をみると、もともと練物や屋台行事が見られなかったわけではなく、阿沼美神社においては明治時代から大正時代に衰退していき、神輿一辺集中の祭り文化へと変容していった。松山平野周辺の中予地方では旧北条市、旧中島町を除くとその傾向が強かった。

中予地方における祭礼の著しい特徴でもある神輿文化についても触れておきたい。神輿は祭礼の神幸の際に、御神体や御霊代を乗せる輿であるが、愛媛県内では形状は四角、八角などがあり、多くは

木製黒漆に金銅、金具付きで屋根の中央に鳳凰やそう華を置き、軒下に鏡を吊し、台輪の四方それぞれに鳥居と囲垣を配し、台に2本のかき棒を通すのが一般的である。この神輿の形式の成立は、天平勝宝4年(752)の奈良東大寺の大仏開眼供養の際に、宇佐八幡大神を迎えるのに用いたことに始まるともいわれる。愛媛県内では、中予地方を中心に、鉢合わせなど、祭礼の中での神輿に関する文化が発達しており、松山市味酒町阿沼美神社の四角、八角の神輿の鉢合わせや、旧北条市八反地の国津比古命神社の神輿の投げ落としが有名である。また、東予や南予地方では神輿は、鬼役や屋台に先導され、静かに渡御するのが特徴である。

なお、神輿に関する最も盛大な祭りが松山秋祭りである。毎年10月5日の宵宮に始まり、6日は獅子舞や子ども神輿が繰り出して町内を練る。7日は早朝から市内の神社でそれぞれの氏子に担がれて、宮出しした神輿が境内で鉢合わせを行なう。鉢合わせをする神輿は鳳凰、鈴などの飾りが外され、旧松山市内ではロープで神輿の周囲が巻かれる。頭取の指揮のもと「モテコイ、モテコイ」の掛け声で荒々しくぶつけ合う。神輿の鉢合わせで有名なのは、味酒町の阿沼美神社、三津浜の厳島神社、道後湯月町の伊佐爾波神社である。先にも述べたとおり松山地方ではだんじりや太鼓台、牛鬼といった愛媛県内他地域に見られるような屋台が少ない。その代わりに神輿を「オミコッサン」と呼び、他地域では見られない指す・回す・走るなど様々な芸態を形づくっている。また、神輿の担ぎ手は、祭りの前には神輿を丁寧に磨き上げ、祭りの準備とするなど、独特の神輿文化を発達させている。祭りでは神輿を荒々しくぶつけ合う鉢合わせも行われ、「喧嘩神輿」としても有名である。松山秋祭りは神輿の激しい闘争そのものを「見せる祭り」の最大の要素としており、他地域のように屋台の装飾や巨大化を地区間で競うことにより祭りの規模を大きくするという事はなかった。それゆえに松山の都市民衆は神輿に一点集中のエネルギーを注いでおり、神輿の鉢合わせ等を行うことで地区と地区の競い合いとしているのである。愛媛県内の屋台行事の地域差やその形成を考えるうえで中予地方、特に松山市の神輿を中心とする祭礼文化は重要な事例だといえる。

東予地方の屋台行事①—西条型だんじり—

愛媛県内で「屋台」や「だんじり」と言えば、西条祭りのだんじりを真っ先に思い浮かべる程、有

名である。西条祭りは石岡神社、伊曾乃神社、飯積神社等を氏神とする旧西条市内の秋祭りの総称で10月中旬に順次行われる。「西条まつりの屋台行事」として西条市無形民俗文化財に指定されており、現在では、石岡神社、伊曾乃神社の祭礼には100台近いだんじりが登場しているが、新居浜市に近い飯積神社では、西条型だんじりではなく新居浜型の太鼓台が祭礼屋台の中心となっている。西条型だんじりは、この石岡、伊曾乃神社以外でも旧小松町、旧丹原町、旧東予市(いずれも現西条市)にも分布しており、新居浜型太鼓台の分布域の西部に、その分布域が形成されている。

西条型だんじりの形態の特徴は、唐破風屋根に、2、3階の高欄が付き、源平合戦や太閤記、三国志などの武者絵や、花鳥、唐獅子、鳳凰などのさまざまな彫刻が施されていることである。この彫刻の発展は、県内でも随一であり、地元にも江戸時代から現在に至るまで彫刻師が存在し、その発展を支えてきた。彫刻の豪華さを見せることにより、発展してきただんじりといえる。

その西条型だんじりは、起源が江戸時代中期にまで遡ることができる。寛延3(1750)年に藩から出された「午お書きだし」と呼ばれる儉約令が伝来している(「久門家文書」愛媛県立図書館蔵)。その中にだんじり(ここでは「屋台」と表記されている)に関する記述がある。伊曾乃神社祭礼の屋台宰領の者に対しては、その時に限り平素の身分にかかわらず、袴、小脇差の着用を出願によって許可するといった内容が記されており、これが、当時、西条にだんじりが出現していた最古の記録とされる。その頃のだんじりの形態がどのようなものであったかは不明だが、18世紀後半から19世紀前半にかけての史料には、「屋台」の記述が頻繁に出てきており、現在の西条型だんじりと基本的には同構造のものであったと推察できる。なお、「屋台(だんじり)」を、市外、県外の他の地域から購入したとか、譲り受けたといった史料は確認されておらず、地元の大工、彫刻師によって製作され、大阪方面の地車(だんじり)文化とは異なり、独自の発達を遂げたものと考えられる。

現存する最古の西条型だんじりは、神拝地区の古屋敷のもので、天保11(1840)年の創建である。また、江戸時代後期になると、だんじりの構造を示す史料が残っている。『雨夜の伽草』(伊予史談会蔵)に収められた「西條花見車」という史料に、天保8年(1837)のだんじり(ここでは「楽車」と表記し

第2章 愛媛県の祭り・行事

ている)の詳細な記述がある。この史料からは彫刻の透かし彫りの技法が発達し、江戸時代後期には既に彫刻を以て見せ、そして、幕などにも当時の高価な物を用いて見せるだんじりであったことがわかっている。

この西条型だんじりが描かれた絵巻については現在、2本が確認されている。1つは伊曾乃神社が所蔵している絵巻「伊曾乃大社祭礼略図」である。本絵巻は、だんじり18台、神輿太鼓5台、船だんじり、鬼頭、鉄砲組、奴、神輿、諸道具類などを描いた「御神輿の渡御行列図」、西条藩士の礼拝する様子を描いた「御殿前略景」、御旅所の賑わいを描いた「御旅所略景」、「小供狂言之図」からなっている。もう1つの絵巻は、平成12年(2000)に福原敏男(現武蔵大学教授)によって確認された東京国立博物館蔵「伊曾乃祭礼細見図」である。この絵巻は、福原によって、地元西条に紹介され、地元研究者の協力のもと福原敏男著『西条祭礼絵巻—近世伊予の祭礼風流—』(西条市総合文化会館、2012年)が発行され、その内容が広く公開された。この絵巻の制作年代は天保7年(1836)前後と推定されており、特に注目しておきたいのは、この絵巻に、造り物が詳細に描かれている点である。かつて天保年間(1831-1845)以前には、西条型だんじりは、人形屋台としての要素もあったことがわかっている。

この西条祭りは、現在も非常に盛んに継承されており、愛媛県内の祭礼文化の中でも歴史的に見ても、地域性や現在への伝承性を見ても、無形民俗文化財としての価値が高いものといえる。

東予地方の屋台行事②—太鼓台—

布団太鼓とは、台組や櫓組の中に太鼓を据えて、少年が乗り込み打ち鳴らすもので、形式は四本柱の上に何重もの布団を乗せることが多い。これらは太鼓台と呼ばれることが多いが、布団だんじりとか、単にだんじり、南予地方では四ツ太鼓とも呼ばれている。

布団太鼓は、江戸時代に上方で発生したもので、18世紀後半から文化・文政期頃に、現在のように布団を積み重ねた形の太鼓台が、海上交通の発達と相まって西日本各地に伝播した。現在、太鼓台の東限は三重県(名張市平尾町の宇流布志禰神社祭礼)にあり、近畿地方では大阪府、京都府、奈良県、兵庫県、和歌山県の一部に見られるほか、山陽地方、四国各県に、九州では大分県、宮崎県、長崎県(西限は長崎市諏訪神社長崎くんちの枕島町のコッコデショ)に点在している。

愛媛県内では旧川之江市、旧伊予三島市(現四国中央市)に高欄にかけ布団を乗せる太鼓台(宇摩型)があり、新居浜市、旧土居町(現四国中央市)、西条市に上幕、高欄幕を吊すいわゆる新居浜型太鼓台がある。なお、旧土居町では、戦前は宇摩型が主流であったが、近年は新居浜型へと変化している。また西条市や旧東予市には、御輿(みこし)もしくは「みこしだんじり」(史料上は「神輿楽車」等)とって、車輪の付いた太鼓台も見られる。同様の構造のものは今治市大三島町宮浦にも存在するが、これは大正時代以前に西条から流入したものと推測されている。大三島を除き、これらは金糸の刺繍で豪華に飾られた太鼓台であるが、瀬戸内海島嶼部には、装飾の簡素な布団太鼓が弓削島、生名島(上島町)大三島(今治市)、津和地島(松山市)など各地にあり、これらは地元で「だんじり」と呼ばれている。また、南予地方各地の布団太鼓は「四ツ太鼓」と呼ばれ、愛南町では「よいさ」とか「やぐら」とも呼ばれている。これらは新居浜太鼓台のように豪華絢爛に発達する以前の、いわば太鼓台の原型と言える形をとどめているものと考えられる。なお、南予の「四ツ太鼓」の呼称は、櫓の中央で太鼓を囲むように子どもが4人乗ることに由来すると思われるが、これと同じ呼称が和歌山県御坊市の御坊祭にもある。しかし、両者の関係は不明である。

県内の布団太鼓に関する記録は、寛政年間から文化・文政年間の東予地方に見られ、当初は「神輿太鼓」と呼ばれることが多く、時代が下がるとともに、東予地方では「太鼓台」と呼ばれるようになる。広島県の大崎下島の大長地区と三原市幸崎町能地には、幕末あるいは明治時代初期に新居浜で使用された布団太鼓が現存している。これらの布団太鼓は高さが3m程で、5mもある現在の新居浜太鼓台に比べて小型である。新居浜太鼓台は明治時代中期頃から急速に大型化し、現在と同じような大きさになったと言われ、その背景には、別子銅山の近代化に伴って新居浜地域が経済的に発展したことがあったとも考えられる。

具体的に東予方面の布団太鼓の出現を示す史料としては、寛政元年(1789)の四国中央市個人蔵「神輿太鼓控覚帳」が最古とされる。これと同じ年には、香川県の大野原八幡神社の「ちょうさ太鼓」が登場しており、この時期に讃岐から東予地方にかけて飾り幕の発達した布団太鼓が流入してきたようである。太鼓祭りでは有名な新居浜市では、この時期に

は布団太鼓が存在した史料は見あたらず、東予地方でも、東側の宇摩平野から順次、西に伝播していったことが推測できる。さて、四国中央市立図書館蔵「役用記」に、文化3年(1806)の川之江八幡神社の祭礼行列が記されている。ここにも「神輿太鼓」と呼ばれる布団太鼓が5台記されており、祭礼の中で布団太鼓が風流の主流になりつつあることがわかる。

新居浜市における布団太鼓の初見は文政5年(1822)の「船大工仲間永代迄の諸覚帳」(『新居浜太鼓台』新居浜市立図書館編集・発行、1990年所収)である。ここには「東町太鼓」の記述があり、この頃から新居浜では布団太鼓が多くなってきたようである。文政9年(1826)の「一宮神社文書」(同書所収)には、「当方ニテ檀尻再興又ハ近年ニ至りみこし太鼓と申もの出来之節ハ」という記述があり、この地方ではもともとだんじり(ここでは「檀尻」と記述)が主流であったものが、文政年間(1818-1831)になって布団太鼓(ここでは「みこし太鼓」と記述)が流行したことが推察できる。新居浜地方の「檀尻」(だんじり)については不明な点が多かったが、平成26年(2014)に「銅山略式志」という江戸時代後期の旧別子に様子を描いた絵画資料が発見された。そこに祭礼渡御の様子が描写され、だんじりも描かれている。これが江戸時代後期の新居浜周辺でのだんじりの姿であろうと思われる。太鼓台の隆盛とともにそれまであっただんじりが消えていったと考えられる。江戸時代後期以降、新居浜地方でも布団太鼓の史料上の記述は多くなり、数多くの「太鼓台」が製作されていたことがわかる。

南予地方の屋台行事

次に南予地方の屋台が登場する行事について紹介しておきたい。愛媛県は香川県寄りの東予地方(四国中央市、新居浜市、西条市、今治市等)と、県中央部の中予地方(松山市、東温市、伊予市等)、そして県南西部の南予地方(宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市等)の3地域に区分されるが、先に紹介したとおり、祭礼文化においてもこの3地域ではその様相が著しく異なる。南予地方でも江戸時代は大洲藩とその支藩の新谷藩(藩主は加藤家)と、宇和島藩、吉田藩(藩主は伊達家)にわかれており、地域文化も旧大洲藩・新谷藩(現大洲市、内子町)と旧宇和島藩・吉田藩内(八幡浜市、伊方町以南)では異なっている。大洲市、内子町では屋台行事としては布団太鼓や彫刻で装飾されただんじ

りや、人形を乗せた屋台は現在では見られない。祭礼では獅子舞に加え、旧宇和島藩・吉田藩側から伝播したと考えられる牛鬼と鹿踊が各所に見られる。宇和島市周辺で見られるような人形屋台(練車)は見られず、過去の文献や絵図でも確認できていない。ただし大洲市阿蔵の八幡神社は大洲藩総鎮守として、例祭の翌日11月2日に、御神幸祭「お成り(おなり)」(大洲市指定無形民俗文化財)が盛大に執り行われる。3基の「鳳輦」(神輿)を、装束をまとった約280名のお供に護られながら大洲市街約12kmを巡幸する。行列には、地元の小中学生や有志が奉仕し、2カ所の御旅所では、巫女による鈴神楽、浦安の舞が奉納される。かつては約600名が参列し、ほうきで道を掃く「御先払い」、竹製の有的(ありまと)、御長柄(おながえ)、鉄砲、御楯(おんたて)、大矛、小矛などが供奉し行列を組む。御楯には寛保2年(1742)に製作されたことが記されており、18世紀半ばにこの規模の御神幸行列が整えられて、それが現在に継承されており、大洲地域を代表する祭礼とえるだろう。

旧宇和島藩・吉田藩領内の伊方町、八幡浜市、西予市、宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町は祭礼文化に共通性が見られ、神輿の供奉として、牛鬼、四ツ太鼓、人形屋台(練車)、鹿踊、獅子舞、相撲練りなど各種の民俗芸能も含めて練物として神輿渡御の行列に参加する。牛鬼、鹿踊は小規模な祭礼でも各所に見られるが、人形屋台は江戸時代、明治時代に経済的に栄えた地区の祭礼にて登場している。

南予地方の人形屋台は、御車(おくるま)や練車(ねりぐるま)と呼ばれ、現在では三崎、伊方、保内、明浜、吉田、御荘の秋祭りで見るができる。春祭、夏祭に登場するところはない。練車は、かつては宇和島や八幡浜、卯之町などでも出ていたが、これは江戸時代中期の宇和島の宇和津彦神社祭礼や吉田秋祭りに取り入れられて、それが起点となって各地に伝播したものであろう。なお、南予地方では人形屋台を「人形屋台」、「屋台」とは呼ばない。また「だんじり」という呼称も聞かれない。「山車(ダシ)」という呼称も吉田秋祭りにおいて近代以降の新聞等で散見できるが、ももとの呼称ではないようである。「遼車(ねりぐるま)」の表記が古く、現在では「練車」と表記することが多い。なお、南予地方には「四ツ太鼓(よつだいこ)」が各所に見られるが、これは瀬戸内海沿岸各地に分布する布団太鼓の一種であり、東予地方では「太鼓台」と呼ぶが、南予地方では「布団太鼓」、「太鼓台」の呼

第2章 愛媛県の祭り・行事

称は聞かれず、「四ツ太鼓」、「ヨイヤサ」が一般呼称となっている。

中でも吉田秋祭りについて取り上げておきたい。現在、吉田秋祭りは毎年11月3日に行われ、午前5時から始まる卯之刻相撲や、楠正成や豊臣秀吉、武内宿禰らの人形を載せた屋台（地元では現在、「山車」とも呼ぶこともあり、また「練車」とも呼ばれる）を曳いて町内を練り歩く「おねり（もとは「お遡り」と表記され、現在は常用漢字に従って「お練り」とも表記される）」が名物である。袴、羽織袴姿で着飾った地元住民が、本町、魚町、裡町などの町ごとに様々な練物（祭礼行列には意匠を競った風流）が登場し、終日、町内を練り歩き、最後、午後5時頃に八幡神社に神輿が還御する。

吉田秋祭りは近年、文化財や地域の観光資源として注目されているが、愛媛県教育委員会は平成30年2月9日付で「吉田秋祭の神幸行事」を愛媛県無形民俗文化財として指定している。県の文化財指定にあたっては、江戸時代からの町人による氏子主体の祭礼組織が現在にまで維持されていること、江戸時代の吉田藩士らが参加した「御用練り」なども現在行われており、典型的な江戸時代の大名祭りともいえる都市祭礼が維持、継承されていることが民俗文化財として評価された。さらには牛鬼や鹿踊りといった南予独特の祭礼文化を伝えており、瀬戸内海地域を中心とした中・四国地方の祭礼文化を考えるうえで、特徴のある祭礼行事といえる。

吉田秋祭りの「おねり」は、人形、彫刻、立体刺繍などで豪華に装飾することで観客（地元住民や江戸時代でいえば藩主や藩士）に見せる祭礼である。県内では西条市では屋台（だんじり）にふんだんに彫刻を施したり、新居浜市の太鼓台のように金糸の立体刺繍で幕を飾ったりするなど「見せる」ことを意識しながら、大型化して発達してきた祭りがある。これは東予地方に顕著に見られる傾向で、西条では「だんじり」、新居浜では「太鼓台」に一極集中していて、南予地方にのみ見られるような御車、御舟、牛鬼、鹿の子（鹿踊）など様々な神輿のお供が登場することはない。中予地方の祭りも神輿、獅子舞以外はお供がほとんど見られない。吉田秋祭りは南予地方の祭礼文化の特徴である諸要素を兼ね備えていて、吉田秋祭りを見れば、南予地方の祭礼の特徴を把握できるといえる。宇和島市中心部や八幡浜市での祭礼では改変が進んで牛鬼、鹿踊中心の祭りになっており、南予地方の

祭りの概観の把握は困難となっている。この点で、人形屋台の文化を継承する吉田秋祭りや保内秋祭り（八幡浜市）、伊方秋祭り、三崎秋祭り（伊方町）そして御荘の秋祭り（愛南町）は県内の祭り文化の地域的特徴（「地域性」）を示すという意味で注目すべき文化財といえる。

また、吉田秋祭りは天保6年（1835）製作の祭礼絵巻が残されており、当時の町ごとの行列の様子も詳細に把握することができて、しかも絵巻に描かれている様子と変化が少ないままに、現在に伝承されている点が県内だけではなく近県を眺めても珍しいといえる。つまり「歴史性」と「伝承性」の視点でも価値のある文化財といえる。吉田の歴史を考えてみると、江戸時代初期以前は立間が中心集落であった。吉田藩伊達家が入ったことにより、武家の町並みや本町、裡町、魚棚町といった町人町が形成されている。その江戸時代の町割りが現在もほぼ残された上で「おねり」、神輿渡御が行われていることも他の祭りと比較して貴重といえる。しかももともとの在地の立間地区が祭りの最初の宮出しにあたって「卯の刻相撲」を行い、神輿を担ぎ、そして立間内の17集落それぞれの旗を持って練り歩く。つまり吉田祭を執行する基本部分は立間地区が担い、そして練車（人形屋台）といった豪華なお供を町人町が担い、練り歩いて多くの方々に見てもらう形式となっており、このような吉田秋祭りの在り方は、江戸時代初期からの吉田の町の成り立ちの歴史を反映し、それが今に伝わっていると見える。この点で、南予地方だけではなく、中国・四国地方の他の祭礼と比較しても地域性、歴史性や伝承性の上で貴重と言えるだろう。

主な参考文献

- 佐藤秀之 1981『伊曾乃祭礼乗車考』（私家版）
- 新居浜市立図書館 1990『新居浜太鼓台』
- 愛媛県歴史文化博物館編集・発行 2000『愛媛まつり紀行』
- 胡光 2008「近世祭礼研究の可能性－伊予西条藩領を中心として－」『伊予史談』351号
- 福原敏男 2012『西条祭礼絵巻－近世伊予の祭礼風流－』西条市総合文化会館
- 宇和島市教育委員会編集・発行 2018『吉田秋祭の神幸行事総合調査報告書』
- 大洲市教育委員会編集・発行 2019『大洲八幡神社祭礼総合調査報告書』
- 植木行宣監修、福原敏男、西岡陽子、橋本章、村上忠喜編 2021『山・鉾・屋台の祭り研究事典』思文閣出版

第3節：亥の子の民俗と愛媛県

石垣 悟

はじめに

愛媛県祭り行事調査における基礎調査で、亥の子の回答件数は79件にのぼった。試みにすでに祭り行事調査を終えている隣県の基礎調査段階での亥の子の回答件数をみても、山口県（平成17～19年度）で14件、高知県（平成15～17年度）で1件、香川県（平成17～19年度）で27件となる。各県によって精度が若干異なるとはいえ、愛媛県の回答件数の多さは驚異的である。これだけを見ても、愛媛県では多くの地域で現在まで亥の子が伝承されているといっても差し支えないだろう。本調査報告書で特論的に亥の子を扱う理由も、こうした背景によっている。

拙稿では、いわゆる刈上げ祭りを総体的にみるなかで亥の子の位置づけを整理し、そのうえで愛媛県の亥の子の位置づけと特色を検討してみたい。なお、全国各地の事例を取り上げているが、ほとんどが今回実施された愛媛県祭り・行事調査、および既存の文献や調査・研究成果に基づいている。事例ごとに参考文献を書き上げると極めて煩雑になることから、参考文献は稿末に一括掲載した。また伝承地は分かりやすいように可能な限り今日の地名に置換えし、行事の期日については、特に断りがない限り旧暦を示していることを先にお断りしておく。

農耕儀礼の中の亥の子

刈上げ祭り

「農耕儀礼」「生産儀礼」などと総称される一連の行事群は、日本列島では稲作を基軸として展開されてきた。四季の明確な日本列島での1年というスパンとリズムも、基本的にはこの稲作の生産工程に規定されてきたといっても過言ではないだろう。行事を実施する期日は、古くは月の満ち欠けやその年の気候等に依拠しながらも、地域ごとの生産工程の影響も受け、ある程度の流動性をもっていたと考えられるが、後に暦の知識が伝播・普及

すると固定された期日へと推移し、今日いうところの年中行事が成立してきた。

このような性格を背景にもつ農耕儀礼は、白石昭臣や長沢利明らの研究成果から、大きく予祝儀礼、播種・田植儀礼、成育・障害排除儀礼、収穫儀礼の4つに分けることができる（白石1998、長沢2014）。：図表1参照 予祝儀礼は、農耕を始める前に、実際の農耕が理想通りに進むことを祈念して行われる呪いである。播種・田植儀礼は、実際の農耕の初期段階である種播きや田植えに合わせて豊作を祈願して行われる。愛媛県今治市大三島町の大山祇神社の御田植祭などはこれにあたる。成育・障害排除儀礼は、作物の生長に障害となる病虫害や異常気象などを排除する呪いである。愛媛県西予市城川町魚成の実盛送りなどがこれに関連している。

そして、いよいよ収穫となる際に行われるのが収穫儀礼である。拙稿で取り上げる亥の子はここにあたる。収穫儀礼は、収穫祭とも呼ばれ、少なくとも稲刈り開始時と稲刈り終了時の二段階で行われる。通常、前者を穂掛け祭り、後者を刈上げ祭りという。宮廷行事である神嘗祭と新嘗祭は、この穂掛け祭りと刈上げ祭りのそれぞれを体現したものといえる。

このうち第一段階の穂掛け祭りは、稲刈りを始める時、あるいはそれ以前の八朔（旧暦8月1日）や秋の社日（秋分に近い戌の日）、十五夜（旧暦8月15日）などに行われる。初穂を刈って特定の場所に掛けたり供えたりすることが多いが、初穂とはいえ、まだ稲穂は青い場合も多い。こうして掛けた／供えた初穂は脱穀・保存され、次の段階の刈上げ祭りの供物に混ぜ込まれることもある。

穂掛け祭りの後、実際の稲刈りが行われ、それが終わったタイミングで刈上げ祭りとなる。刈上げ祭りには、実際の稲刈り終了に合わせて行われる

月 (旧暦)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
生産 工程			苗代作り 耕起	播種	田植え		草取り 中耕		稲刈り			脱穀調整
農耕 儀礼	予祝儀礼		播種・田植儀礼				成育・障害 排除儀礼	収穫儀礼 穂掛け祭り		刈上げ祭り	※ 稲上げ祭り	

図表1 農耕儀礼と生産工程

※後代に追加発生か

第2章 愛媛県の祭り・行事

ものと、生産工程と直接連動せず決まった期日に行われるものがある。いうまでもなく前者は、そのタイミングが家ごと、年ごとに異なるから、行事も家単位で行われることが多い。刈り取りに用いた鎌をきれいに洗って供物をあげるなどの事例が多く、鎌上げ、鎌祝いなども称される。岐阜県高山市丹生川村では、鎌納めと称しており、稲刈りの終わった晩、鎌などの道具を洗い、これに煮物や赤飯などを供える。

いっぽう決まった期日に行われる場合は、集落単位となることも多い。これを、家単位の場合と区別して、「神刈上げ」「大刈上げ」などと呼ぶところもある（このとき家単位のことを「内刈上げ」という）。集落単位の刈上げ祭りの期日は、地域によって異なる。大まかにいえば、東北地方では三九日（さんくにち・みくにち）と称して9月中に3回ある9日、19日、29日で、中でもその最後の日である9月29日を重視することが多い。いっぽう関東地方から中部地方の一部にかけては10月10日を祭日とし、これを十日夜（とおかみや）、案山子上げ、大根の年取りなどと称している。ここではこれをまとめて「十日夜系行事」と呼びたい。さらに関東地方や中部地方の一部から近畿地方、そして中国・四国・九州地方にかけては10月亥の日が多く、これを亥の子と称することが多い。このほか部分的ではあるが、北部九州に11月初丑の日に行われる丑の日祭りがあり、石川県能登半島から富山県や福井県の一部にかけては11月15日頃にアエノコト系行事が行われる。また、岐阜県や愛知県の一部では11月頃（2月にもう一度行うところもある）に山の講があり、鹿児島県の一部では10～11月（丑の日や亥の日に行うところもある）に田の神講がみられる。

このように地域によって期日が異なるのは、東西／南北に細長い日本列島では稲の収穫時期が地域ごとに異なるからに他ならない。そのため例えば、10月10日を刈上げ祭りの日とする長野県南安曇郡では、年によっては刈り取りできない場合もあり、その際は芽刈りだけでも済ませることになっていた。暦で期日が決まっていながらも、間接的ではあるが実際の生産工程も全く無関係ではなかったのである。

ただいづれの刈上げ祭りでも新米で餅を搗いて供えることは全国的にほぼ共通しており、その日は田の神が田からあがって家に帰る、あるいは山、天などに赴くという伝承を伴うことも多い。行事

内容にもこれを象徴するように、田の神の帰還を可視化したり、帰ってきた田の神に供物をあげたりすることがよくみられる。なお、神社の秋祭りも多くは刈上げ祭りに相当し、これに先立つ穂掛け祭りは概ね衰退傾向にある。

また、もとは収穫した稲穂をそのまま積み上げて保管していたが、時代が下ると家屋に運び入れて脱穀・調整し、粃と藁をそれぞれ別に保管するようになり、この変化に合わせるように刈上げ祭りを行った後、脱穀・調整を行い、それを終えたタイミングで再び農具を洗い浄めて供物をあげる稲上げ祭りも行われるようになった。

亥の子は、以上のような稲作を中心とした農耕儀礼の流れのなかの収穫儀礼、特に集落単位で行われる刈上げ祭りの1つにあたる。10月亥の日を祭日とし、中国・四国地方を中心に、東は関東の一部、西は九州地方まで西日本一帯に広く分布している。いわば民間に最も広くみられる刈上げ祭りの1つであるといつてよい。いっぽうでそれ以外の地域では、10月の亥の日以外を祭日として、「亥の子」とは別呼称の刈上げ祭りが行われている。こうした点に留意しながら、次に全国の刈上げ祭りを概観し、その中で亥の子の位置づけや特色を検討し、さらには愛媛県の亥の子の位置づけや特色についても整理してみたい。

三九日

東北地方では、「三九日」と称して9月に3度ある9のつく日（9日、19日、29日）、中でも最後の29日を刈上げ祭りとしているところが多い。秋田県には9月9日に田の神が餅を食べて10日に旅立つと言い伝えているところもある。9月9日（現在は月遅れの10月9日前後の場合が多い）は、いわゆる重陽の節供にあたり、氏神の秋祭りとするとみられる。また、9月9日を「神の九日」、19日を「百姓の九日」、29日を「町人の九日」としているところもある。いづれにしても東北地方では、三九日の、特に末の9月29日までに稲の刈り取りを終えることを目安としている場合が多く、実際にもその後まもなく雪が降り始める。三九日では、新米で餅を搗いて祝うことが多く、なかには搗いた餅を親類や近隣などに配るところもある。

なお、東北地方では、次に触れる関東地方の十日夜系行事の行われる10月10日も祭日となっており、そちらは大根の年取り（青森県、秋田県など）や虫供養（宮城県など）などと呼ばれることが多い。

この三九日に代表される刈上げ祭りの期日は、

気候／収穫時期に合わせるように西／南に下がるほど次第に遅くなる傾向がある。宮城県仙台市付近では10月1日、福島県に入ると10月10日といった具合である。中でも福島県には、10月10日の前日に田の神を祀って二重の餅を藁蓋に載せて供えたところもある。こうすると田の神の使いの蛙が夜にこの餅を背負って帰っていくと言い伝えていた。同じく福島県大沼郡金山町では10月9日の晩、ムジナブチ（貉打ち）を行う。家々で餅を搗くと同時に、子どもたちが害虫害鳥を追い払うといって藁鉄砲で地面を叩いた。類似の行事は、福島県東白川郡矢祭町内川でも10月10日にみられた。

十日夜

この福島県の10月10日の刈上げ祭りに連なるのが、関東地方の十日夜（とおかんや）である。10月10日（現在は新暦10月10日や新暦11月10日が多い）を刈上げ祭りの期日とする地域は、栃木県や茨城県といった北関東から埼玉県、群馬県、そして山梨県、長野県、新潟県の一部まで広くみられる。このうち、行事名を「十日夜」と称する地域は、群馬県、埼玉県を中心に、山梨県、長野県、新潟県魚沼地方、栃木県南部、茨城県南部などに広がる。

十日夜の名称は、いうまでもなく10日の夜に行事を行うからである。故にこれを十夜（ジュウヤ）といっているところもある。なぜ10日に行うのかについては、稲作の神である稲荷を音読みすると「トウカ」と読めるため、という説もあるが、むしろ後述する月の満ち欠けとの関連を考えるべきであろう。

十日夜の典型的な行事内容は、子どもたちが各々自製の藁鉄砲を手にして家々の庭の地面を激しく叩いてまわるものである。その際、「十日夜、十日夜、朝蕎麦きりで昼団子、夕飯食ったらぶっぱたけ」（埼玉県・群馬県）、「十日夜、十日夜の藁鉄砲、豆と小豆もよく実れ」（埼玉県）などと唱え、訪問先の家から餅やぼた餅、饅頭、蜜柑などを貰う。

例えば、群馬県利根郡みなかみ町入須川では、もぐらを追い払うといっって、子どもたちが「十日夜、十日夜、朝蕎麦きりで昼団子、夕飯食ったらぶっぱたけ」と唱えながら藁鉄砲で地面を叩いてまわる。埼玉県さいたま市桜区の大久保領家でも、ぼた餅を作って供えるとともに、子どもたちが「エノコ牡丹餅、生でもいいから釜ごと持ってこい」と唱えながら藁鉄砲で地面を叩きまわる。

藁鉄砲とは、束ねた新藁を縄でグルグル縛った棒状のものである。中に芋がらなどを入れること

も多く、そうすると地面を叩くときに大きな音がでるという。地面を打つときのポンポン、カーンといった冴えわたる音から「鉄砲」の名があるともいう（柳田1969）。藁鉄砲にはホテ、ノツツ、スポキなど多様な呼称がみられるが、拙稿では「藁鉄砲」で統一表記する。

この十日夜地帯の周辺には、10月10日を行事日とするものの、名称を違える刈上げ祭りがある。地神祭（地鎮祭）、ムジナブチ、案山子上げ、大根の年取りなどがそれである。これらを拙稿ではまとめて「十日夜系行事」として取り上げたい。

十日夜系行事1 地神祭（地鎮祭）とムジナブチ

先の福島県の事例に接続するように茨城県北部から栃木県にかけて10月10日に地神祭（地鎮祭とも書く）、刈上げ十日などという行事がある。茨城県久慈郡大子町では、10月10日を刈上げ十日といい、餅を供えたとともに、子どもたちは藁鉄砲で地面を叩いてまわった。茨城県古河市でも、地神祭と称し、粃を添えた餅を箕に入れて縁側に供えた。この餅を搗く音で、大根が一寸ずつ伸びるともいった。茨城県猿島郡五霞町でも、家々で庭に積んだ収穫後の稲に餅を供え、子どもたちは藁鉄砲で地面を叩いてまわった。こうすると大根の首が抜け出すといった。これらの地域では、十日夜と同じように10月10日に藁鉄砲で地面を叩いてまわる習俗がみられ、田畑に害を与えるモグラやネズミを追い払うといっって、これをムジナブチ（貉打ち）、ボウジボウウチ（穂打棒打ち）などと呼ぶところもある。ボウジボウとは穂打棒のことで、雑穀の実を穂から打ち落とす脱穀用具をいい、ボウジボウウチは、これ以降の実際の農作業で行われる脱穀のことも指しており、これとの関連も注意される。

また、この日を田の神が仕事を終えて帰る日とするところも多く、茨城県常陸大宮市小舟では、10月10日、田の神に供える餅を搗いた後、その臼の中で松の葉を燃やし、杵で臼を3回搗いて舞い上がった煙に乗って、田の神が家来の蛙に餅を背負わせて天に帰るといった。

十日夜系行事2 案山子上げ

長野県には、10月10日に十日夜と称して子どもたちが藁鉄砲で地面を叩いてまわるところがあるいっぽうで、案山子上げと呼ぶ行事を行うところもみられる。案山子上げは、長野県北部を中心に群馬県、新潟県、栃木県の一部にかけてみられ、案山子祭、案山子の年取り、ソメの年取り（ソメは案山子のこと）などとも呼ばれる。長野県北佐久郡望月

第2章 愛媛県の祭り・行事

町や佐久市春日宮ノ入では、10月10日夕方、自家の田から案山子を家に持ち帰り、その周りに農作業に使った道具類を飾り、釜の蓋に鏡餅を乗せて供え、新大根2本を箸として供えた。長野県下高井郡木島平村でも、家に持ち帰った案山子に太いそばとぼた餅を供え、案山子はこのそばを縄代わりにぼた餅を背負って山に帰るとされる。長野県南佐久郡小海町親沢では、収穫後の田から案山子を抜き取ってきて庭先に立て、新米で搗いた餅や葉付きの大根を一斗榼や箕に入れて供える。長野県東筑摩郡四賀村でもこの日を「案山子が天に昇る日」といって庭に案山子を飾って丸餅を供えた。長野県塩尻市片丘村内田では、案山子の神が餅を背負って山に帰って山の神になるといわれ、昼は太陽に餅を供え、夜は土蔵の俵に餅を供えた。

群馬県の六合村や長野原町では、この日を案山子上げと称し、案山子を作って庭先に立て、餅を入れた膳を箕に入れて供え、その傍らには大根や薩摩芋なども供えた。新潟県魚沼郡でも10月10日を案山子仕舞いといっって、新しい麦藁を打って供えた。

このように長野県やその周辺では、案山子を田から運んで軒先や庭に安置し、餅やぼた餅、団子などを箕に入れて臼の上などに供える。ここでの案山子はいうまでもなく、田の神の依り代、あるいは可視化された田の神の姿といえよう。長野県更埴市倉科田端では、10月10日を過ぎると、案山子が山の神となって山に赴き、山の安全を守ってくれるといっている。山梨県でも、案山子上げとはいわれないものの、10月10日に田の神が山に帰るといって新米で餅を搗いて祝うところがあり、中には9日夜から10日朝にかけてこれを行う古風なところもあった。まさに田の神が仕事を終えて田からあがる様を演出しているといっってよいだろう。

十日夜系行事3 大根の年取り

十日夜系行事で特に広い分布をみせるのが、大根の年取りと呼ばれる行事である。この行事は、大根の年越し、大根の年夜などとも呼ばれ、その分布域は長野県、群馬県、栃木県、新潟県の一部、さらには三九日を伝承する東北地方にまで広がり、十日夜地帯を越えてさらに北へと広がっている。これまでみてきた事例でも大根が供物となっていたり、大根の生育に関する伝承が伴っていたりしたものがあった。このほか長野県には、田の神に大根を供え、その後食べる地域があり、栃木県でも十日夜の餅を搗く音を聞いて大根が抜けるといった。

群馬県では、地面を叩く藁鉄砲の音を聞いて大根が育つというところや、大根が抜け出すというところ、さらには新米で搗いた餅と大根2本（または二股大根）を神棚や縁側に供えてその後、餅を大根おろしで食べるといったところなどがある。同じく群馬県邑楽郡明和町では、藁鉄砲で地面を叩く際の唱え言に「十日夜の藁鉄砲、麦も小麦もよくできろ、野良の大根突き抜けろ」とある。また新潟県佐渡市では、10月10日に畑にでると大根のはげる音が聞こえるといっって外出しなかった。東北地方でも、この日にマッカ大根と称される二又になった大根を恵比須・大黒に供えるところは多く、秋田県能代市鶴形村では畑で大根のうなる声を聞くと死ぬといい、福島県田村郡でも大根の年取りといっって大根の収穫を忌む。

大根畑に入っってはならない、大根を食べてはならない、この日まで大根が首を伸ばすから大根を収穫してはならないなどといっった伝承は、後述する亥の子地帯も含めてほぼ全国にみられる。中には畑で大根の割れる音を聞くと死ぬなどと物騒な伝承となっているところも少なくない。ここでいう大根とは、秋口（8月中旬）に播種される秋大根で、練馬大根、宮重大根、聖護院大根などの代表的な品種がある。これらの事例からは、刈上げ祭りには稲の収穫儀礼としてのみならず、秋大根の収穫儀礼としての意味もあっったということが予想される。

十日夜系行事と畑作物

十日夜系行事の西に接するのが、拙稿の中心テーマとなる亥の子である。ただ、亥の子の話に入る前に、十日夜系行事について注意しておきたい点が2つある。1つは、刈上げ祭りが稲作を基軸としているといっいいながらも、畑作物も深く関係していることである。先に触れた大根の年取りも広い意味では畑作物との関係ともみることができる。

埼玉県から群馬県にかけての畑作地帯では、10月10日の十日夜までに麦播きを終えることになっており、当日は鍬や振り馬鍬などの畑作道具をきれいに洗い浄めて蕎麦やぼた餅などを供える。埼玉県東松山市の畑作地帯でも、10月10日の十日夜に大根の収穫祝いといっって大根を供えるほか、この日までに麦播きを終えることになっており、神棚にご馳走を供えた。稲作と畑作の双方を行う埼玉県比企郡では、10月9日を亥の子、翌10日を十日夜といい、亥の子にはぼた餅を、十日夜には饅頭を、それぞれ稲束の上に供えた。また埼玉県川越市

では、10月9日を「岡の亥の子」、10日を「田亥の子」といい、岡の亥の子を大根などの畑作行事、田亥の子を稲作行事といった。群馬県利根郡では、10月10日の晩、粟殻や稗殻を集めてニューボッチを作り、そのうえに餅一重ねを供えた。こうしておくとも子どもたちがその餅を貰いにきたという。先にも触れた新潟県魚沼郡の10月10日の案山子仕舞いでも、新しい麦藁を打って供えていた。このように10月10日は、稲の収穫を祝うと同時に、畑作の収穫や開始を祈念するタイミングともなっていた。

十日夜系行事と月

十日夜系行事で注意しておきたいもう1点は、月との関係である。古くは時の運行を月の満ち欠けで知ったから、月を基準とした年中行事は多く、中でも8月15日の十五夜と9月13日の十三夜は今日でも意識する人が多い。これらは芋名月、栗名月（あるいは豆名月）といわれ、畑作物の収穫を祝う意味合いが垣間見える。群馬県や福島県には、この十五夜、十三夜と並んで10月10日の十日夜もサンズキ（三月）の1つと位置づけ、月に供物をあげるところがあった。また、長野県にも、8月15日（十五夜）、9月13日（十三夜）と10月10日を合わせて三月見と称し、10月10日を「稲の月見」ともいって稲積の上に供物をするとところがあった。群馬県佐波郡境町や北群馬郡榛東村でも、10月10日夜、田から家に運んだ稲積や藁鳩の上に丸餅を入れた藁苞を供えるとともに、月にも餅と大根2本を供えた。

こうした事例と関連するかのように、十日夜系行事でみられた藁鉄砲で地面を叩く習俗を十五夜や十三夜に行うところもある。栃木県には、ボウジボウウチといって、十三夜に男子が藁や里芋の茎を束ねて縄で巻いた藁鉄砲で地面を叩いてまわり、家々からお金や団子を貰うところがあった。その際は「ぼうじぼっくり、やあま芋、大麦あたれ、小麦あたれ、三角ばったの蕎麦あたれ」と唱えたという。栃木県塩谷郡塩谷町でも、十五夜と十三夜の2回、子どもたちがボウジボウと呼ぶ藁鉄砲で地面を叩いて家々をまわった。ボウジボウとは、穂打棒のことで、雑穀の実を穂から打ち落とす脱穀用具のことである。栃木県河内郡の畑作地帯では、十五夜か十三夜に10歳以上の男子の集団が藁鉄砲で地面を叩きまわり、家々から団子やお金をもらって歩いた。そして行事が終わると、藁鉄砲を果樹の枝に掛けた。栃木県下都賀郡富山村でも、十五夜に新

藁で作ったトカンデッポウと呼ぶ藁鉄砲で、「十五夜、お月見鉄砲、小豆大豆が取れるよう」と唱えながら地面を叩いてまわった。やはり終了後、藁鉄砲を柿の木に吊した。茨城県常陸大宮市でも、十五夜を大麦の月見、十三夜を小麦の月見といって「大麦、小麦、三角畑の蕎麦あたれ」などと唱えた。

このように月を意識しながら十日夜系行事を行ったり、月を意識した十五夜や十三夜に十日夜系行事と同じようなことを実施したりすることがあり、そこには明らかに10月10日と月とが深い関係にあったことが推察される。

ところで、十日夜系行事の行われる10月の満月（15日）は、1月15日の上元、8月15日の中元と並ぶ下元にあたり、その点でもともと10月は月を強く意識するときであった可能性が高い。三重県一志郡家城町では、10月15日に家々で餅を搗いて満月に供え、子どもたちが藁鉄砲で地面を叩いてまわったという。そうした月への意識が、気候や風土（暦の普及を含む）に応じるなかで、十日夜となったり、亥の日となったりしたという見方もできる（今野1976）。

なお、この点でいえば、浄土宗寺院（一部、天台宗寺院も含む）で行われる十日十夜法要にも留意しておくべきだろう。これは、10月15日までの10日間、念仏を唱え続ける法要で、永享年間（1429～1441）に京都の天台宗寺院、真如堂（真正極楽寺）で始められたとされる。明応4年（1495）には後土御門天皇の勅許によって浄土宗総本山である鎌倉の光明寺にも伝わり、以降、各地の浄土宗寺院に広まったとされる。ここでは10月15日の満月が結願のような意味合いをもっており、仏教の報恩と収穫儀礼との習合を認めることができるという（藤井・星野1976）。

亥の子

関東地方を中心とした東日本に広く分布する十日夜系行事の西に接続するのが亥の子である。亥の子は、10月亥の日（現在は新暦10月亥の日や新暦11月亥の日が多い）に行われる刈上げ祭りで、インノコ、亥の子節供、亥の日、亥猪の祝日などとも呼ばれる。

亥の子の分布域は極めて広い。四国・中国地方を中心に、東は関東地方の一部（千葉・東京・神奈川あたり）、西は九州地方まで及ぶ。さらに呼称だけでいえば、茨城県や新潟県佐渡市の一部にもみられ、茨城県には10月10日の行事でありながら亥の子といっているところまである。亥の子の唱え

第2章 愛媛県の祭り・行事

唄にある「いよねーひょうたんよ」という詞などは、長崎県五島列島と和歌山県熊野地方にそれぞれみられることから、この行事がある時期に半ば流行しながら広まった可能性すら示唆される。

亥の子の共通点や特色を整理した宮本常一や坪井洋文の指摘を参照しつつ(宮本 1951、坪井 1959)、典型的な亥の子の行事内容を示せば、10月の亥の日に農神／田の神を祭る行事で、各家では餅を搗いて供え、集落の子どもたちは亥の子石や藁鉄砲で地面を突いて／叩いてまわって餅などを貰う。その背景には農神／田の神が田からあがる信仰があり、大根畑に入らぬ禁忌を伴い、炉開きもこの日を境にするということになる。なお、「亥の子石」については後述するが、直径30cm前後の丸みを帯びた石が多い。この石にも様々な呼称があり示唆に富むものも多いが、拙稿では「亥の子石」で統一表記する。この亥の子石に数本の縄を取り付けて子どもたち数人で持ち上げて地面を突く。数人でタイミングを合わせて持ち上げなければならないため、亥の子唄と呼ばれる独特の唄を伴うことが多い。例えば、「亥の子、亥の子、亥の子餅搗いて、祝わん者は鬼生め、蛇生め、角の生えた子産め」といった具合である。

こうした姿を念頭におきつつ、各地の亥の子を概観してみると、十日夜系行事に接する千葉県や東京都、埼玉県では、両者の混在／折衷的なものがみられる(詳細は後述)。また、山梨県までは十日夜の名称が顕著で、行事日も10月10日が多いが、静岡県から愛知県、岐阜県にかけては10月亥の日に行う亥の子が次第に多くなる。ただし、十日夜系行事でもみられた藁鉄砲などで地面を叩く行為は少なく、ほとんどが家々で餅やぼた餅を作って供える程度である。なお、岐阜県と愛知県の一部には、11～12月に山の講とって子どもたちが中心となって山の神に餅などを供える刈上げ祭りがみられる。

さらに西の三重県に入ると地面を叩く行為がみえてくる。三重県津市芸濃町忍田や志摩市志摩町和具などでは亥の日に子どもたちが藁鉄砲で地面を叩いてまわった。また、熊野市紀和町和気、熊野市有馬町、熊野市紀和町楊枝などでは亥の子石に括りつけた縄を数人で持って地面を突いた。こうした藁鉄砲と亥の子石の混在を象徴するように、北牟婁郡紀北町白浦や尾鷲市九鬼町などでは石を入れた俵で子どもたちが地面を突く亥の子もみられた。

近畿地方は、滋賀県、奈良県、京都府、大阪府と西にいくにつれて、藁鉄砲(あるいはその展開かと思われる木槌や竹など)で子どもたちが地面を叩いてまわる亥の子が増えてくる。兵庫県や和歌山県でも同様であるが、瀬戸内海に面した一部地域になると亥の子石で地面を突く習俗がみられるようになる。兵庫県赤穂市御崎では初亥の日を亥の子さんといい、子どもたちが藤蔓をつけた亥の子石で地面を突く。和歌山県東牟婁郡串本町潮岬の亥の子でも、手拭いで顔を隠した若者たちが荒縄をつけた亥の子石で地面を突いてまわり、家々から餅などをもらう。また後述するように、兵庫県の一部から鳥取県にかけては、亥の子を10月だけでなく2月や6月にも行うところがある。

鳥取県や島根県では、亥の子石を用いる行事が次第に多くみられるようになり、瀬戸内側の岡山県になると、亥の子石による亥の子が藁鉄砲による亥の子より明らかに多くなる。なお、中には岡山県和気郡吉永町のように、もとは亥の子石で地面を突いていた行事を藁鉄砲で地面を叩く形に変えたところもある。そして広島県、山口県にいくと、亥の子石で地面を突く行事が圧倒的に多くなる。

瀬戸内海を挟んで山陽地方と接する四国地方をみると、徳島県では藁鉄砲で地面を叩く亥の子が比較的多い。高知県では地面を叩く／突く行為自体が少なく、餅を搗いて供える程度である。瀬戸内側の香川県では亥の子が盛んで、藁鉄砲のほうがやや優勢のようであるが、藁鉄砲を用いる行事と亥の子石を用いる行事が混在する。三豊市三野町のように藁鉄砲と亥の子石を併用しているところもある。高松市香川町では藁の棧俵3つを重ねて縛ったものに数本の綱をつけて数人で地面を突いてまわっており、藁鉄砲と亥の子石との折衷のような形をとる。そして同じく瀬戸内側の愛媛県は、やはり亥の子石を用いる行事と藁鉄砲を用いる行事が混在しており、相対的には亥の子石の方が多いようである。また、愛媛県以外については詳細に調べられていないが、愛媛県だけでみても藁を打つためのヨコヅチを亥の子石のように用いているところ(西宇和郡伊方町釜木、名取)や亥の子石と同じような形状の木の丸太を用いているところ(西宇和郡伊方町鳥津、湊浦、川永田)などもみられ、藁鉄砲と亥の子石との関係性を考えるうえでも注意しておきたい。

九州地方をみると、亥の子地帯ではあるものの、餅を搗いて供えるだけのところが多く、一部に亥

の子石で地面を突くところがみられ、藁鉄砲で地面を叩くところはほとんどみられないようである。

年2回以上の亥の子

いうまでもなくここでいう亥の日は、10月中だけでも2回ないし3回ある。そのため1回目の亥の日を「一番亥の子」「初亥の日」「殿様の亥の子」「大名の亥の子」「農家の亥の子」、2回目を「二番亥の子」「商人の亥の子」「職人の亥の子」「百姓の亥の子」、3回目を「三番亥の子」「漁師の亥の子」「町人の亥の子」などといった具合に区別することもある。全体的には現在は1回目の亥の日に行事を行うところが多いが、かつては10月中のすべての亥の日に行事を行ったところも少なくなかったようである。

また、これとは別に年に複数回、亥の子を行うところもある。特に鳥取県から兵庫県にかけての地域で顕著にみられる。鳥取県では、春2月と秋10月の2回、亥の子を行うところがある。春の亥の子では田の神が田に降り、秋の亥の子では田の神が仕事終えて家に帰るといい、大きな餅を搗いて供え、これを家族でも食した。またこれに合わせるように、炬燵も秋の亥の子で蓋を開け、春の亥の子で蓋を閉めたという。鳥取県西伯郡中山町塩津では、稲の収穫後の10月初亥の日を「戻り亥の子」といって田の神が田から家に帰る日とし、亥関に四つ組の膳を供える。そして2月初亥の日を「出亥の子」といって年神が田の神となって家から田に出るといって俵にご馳走を供えた。兵庫県美囊郡吉川町でも、春の亥の子を「出亥の子」といって亥の神を外向けに祭り、秋の亥の子では亥の神を内向けに祭った。このほか兵庫県の旧播磨の一部では、亥の日に祀る神を亥の神といつて6月最初の亥の日倉から外に出て、10月亥の日収穫を終えて倉に戻ると言い伝え、その際は枡に入れた12個の餅(閏年は13個)を箕に入れて臼の上に供え、神棚にも俵形に握った小豆飯7個を供える。さらに兵庫県には丹波篠山市小原のように、2月、6月、11月と計3度の亥の日に行事を行うところまである。

ちなみに、6月の亥の日に行事を行う事例は全国的には多くないが、それでも何らかの民俗的な意味があったようで、兵庫県多可郡加美町松井庄あたりでも、亥の子といえは6月土用の亥の日に行う田植え終いの田祭りを指し、三重県の一部でも6月土用の亥の日虫送りをし、火の点いた松明をもって田をまわり、家々では田の神を祭って赤飯などを供えた。

要するに、日本列島のごく一部地域ではあるものの、10月の亥の子のほかにも2月や6月など年2回以上、亥の子を実施する事例があり、ここから後述する田の神/山の神の交代/去来も看取できる。

アエノコト系行事

十日夜系行事と亥の子の分布域から外れて局地的にみられる刈上げ祭りにアエノコト系行事がある。アエノコトとは、石川県能登半島にみられる刈上げ祭りのことである。11月5日前後に主人が田から家に田の神を迎え、風呂に入れてご馳走をしてもてなす。年が明けて1月9日前後に再び風呂に入れてご馳走をして田に送り出す。類似の行事は富山県にもあってオエビスサマと呼んでいる。福井県越前市余田町などで12月5日前後に行われる集落単位の田の神祭、アイノコトも関連する行事であろう。これらをアエノコト系行事とすると、アエノコト系行事の地域では十日夜系行事も亥の子もほとんどみられない。この地域に十日夜系行事や亥の子がみられない理由に浄土真宗の報恩講の代替が指摘されることもあるが(宮本1951)、併せてアエノコト系行事の分布も少なからず関連しているのではないだろうか。

丑の日祭り

いっぽう、亥の子地帯の中に局地的にみられる刈上げ祭りに、先に触れた山の講(岐阜県・愛知県の一部)のほかにも丑の日祭りがある。

丑の日祭りは、亥の子地帯の中に含まれる福岡県から佐賀県にかけての北部九州にみられる。お丑様、丑の日様、丑の日節供などともいわれ、11月丑の日にこの行事を行っている。稲刈りの時、数株の稲株を意識的に刈り残しておき、11月丑の日になると家の主人がこれを刈り取る。そして「重たか、重たか」などと言いながら重そうな格好をして家まで運んだ後、その稲株を箕や枡に入れ、土間においた臼の上にあげ、これに餅や大根、御神酒などを供えるのである。この日は、「田の神様の上がり日」といわれ、田の神が田から家へ、あるいは田から天へと赴く日と解されている。なお、これらの地域の中には、10月亥の日亥の子と称して餅を搗いて供え、その一方で丑の日祭りも行っているところもある。

福岡県糸島郡志摩町では、稲の収穫後の11月丑の日、家の主人が田に刈り残しておいた稲株12株をオオクという担い道具に刺して「重たか」などいいながら家に戻る。そして田作りの神といっている台所の荒神にそれを供える。この日は「丑ドシ

第2章 愛媛県の祭り・行事

が田作りから帰る日」とされている。そして年を越して2月初丑の日を「出丑」といい、田作りの神が田に出るとして、土間に敷いた筥に箕を置いて餅と御神酒を供えた。

佐賀県下でも11月の丑の日を入丑、2月の丑の日を出丑というところがあり、小城郡北山村では、両日とも田の神を祭り、臼に箕を載せて供物をあげた。この箕は、入丑のときは家に入る形に、出丑のときは家から出る形に置く。また、入丑のときに刈ってきた稲は出丑までとっておいて牛に食わせたともいう。

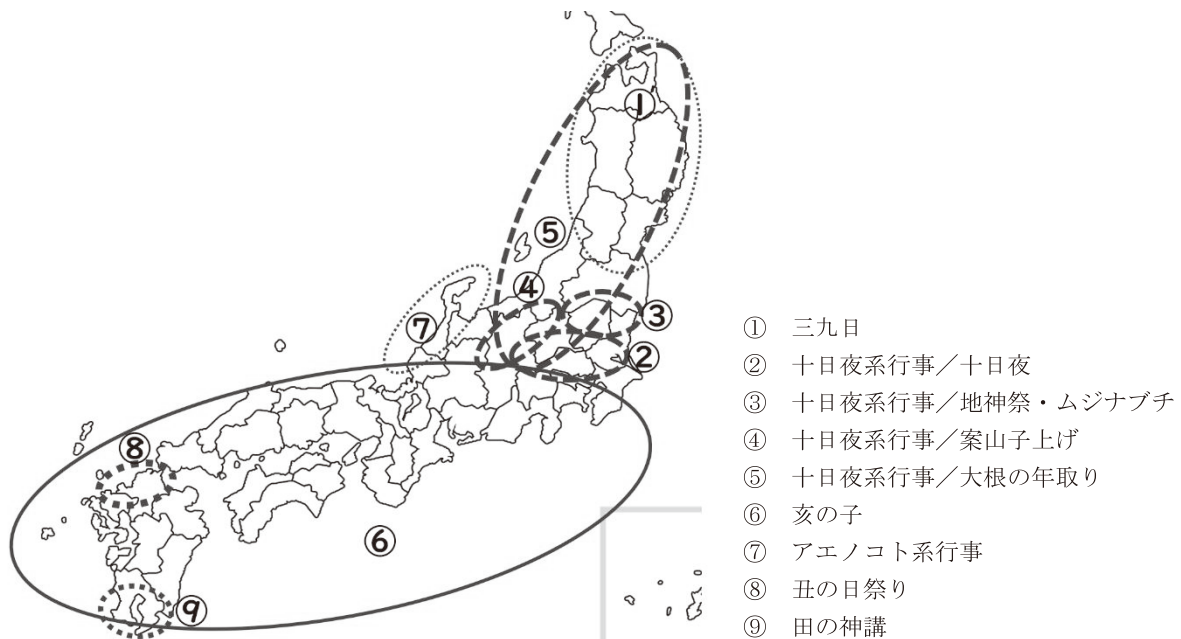
なお、九州地方には鹿児島県の一部で10～11月に田の神像を祀って餅などを供える田の神講も分布している。その中には亥の日や丑の日に行うところもあり、広く亥の子地帯の中に含まれていること、また北部九州の丑の日祭りとも関係していることを示唆していよう。

十日夜系行事と亥の子のあいだ

以上のように日本列島の民間の刈上げ祭りを概観してみると、おおそ図表2のようになろう。ざっくりとした図表ではあるが、東北地方に①三九日があり、ここに接続しつつも取り囲むように関東地方を中心とした十日夜系行事がある。②「十日夜」という行事名だけでみると、栃木県・茨城県から埼玉県・群馬県、そして山梨県・長野県、新潟県の一部に分布し、行事日（10月10日）で見れば、

茨城県北部から栃木県にかけての③地神祭・ムジナブチ、長野県北部から群馬県、新潟県、栃木県の一部の④案山子上げ、長野県・群馬県・栃木県、新潟県の一部から東北地方までの⑤大根の年取りなどがある。これらをまとめて十日夜系行事とすれば、その分布域は東日本のほぼ全域に及ぶ。この十日夜系行事の西に接続するのが⑥亥の子で、その分布域は関東地方の一部から九州地方までと西日本一帯に及ぶ。いっぽうで十日夜系行事と亥の子の希薄な北陸地方に⑦アエノコト系行事があり、亥の子地帯の中に局地的に岐阜県・愛知県の一部の山の講、北部九州の⑧丑の日祭り、鹿児島県の⑨田の神講がある。

これらの刈り上げ祭りをみると、餅を搗いて供えたり食べたりする習俗は、基盤としてほぼ全国に共通してみられる。しかし、地面を叩く／突くという習俗は、図表3のように十日夜系行事と亥の子のみにみられ、十日夜系行事では藁鉄砲で叩く習俗のみが、亥の子では藁鉄砲で叩く習俗と亥の子石で突く習俗の双方がみられる。また、亥の子で



図表2 日本列島の刈上げ祭り



図表3 藁鉄砲と亥の子石の主な分布域

は、藁鉄砲で叩くほうが広く分布し、亥の子石で突くほうは瀬戸内海沿岸に集中する。

以上のようにまとめてみると、結局のところ、（北海道と奄美・沖縄を除く）日本列島の刈上げ祭りは、大きく東の十日夜系行事と西の亥の子とに二分されるという従来の説を改めて裏付けることができる。

そうなると、次に問題となるのは、十日夜系行事と亥の子との境界／交わりであろう。なぜならそうした境界／交わりが局地的に分布するような刈上げ祭りの理解にも関わると思われるからである。これについては関東地方の諸都県のうち、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県は十日夜系行事、千葉県・東京都・神奈川県は亥の子とされてきたが、実際は10月10日に亥の子を行ったり、逆に十日夜の唱え言の中に「亥の子」の詞がでてきたりと、千葉県や埼玉県で複雑に混在しており、それが新潟県までのびている。例えば、埼玉県南部には、十日夜に「十日夜、十日夜、亥の子のぼたもち生でもよい」と唱えるところまでである。また埼玉県川越市には、10月10日の十日夜を「田亥の子」とも称して稲作儀礼を行い、その前日の9日夜を「九日夜（こののかんや）」とか「陸亥の子（おかいのこ）」と称して畑作儀礼を行うところがある。埼玉県北足立郡伊奈町小貝戸区でも、10月9日夜を十日夜とって子どもたちが藁鉄砲で地面を叩いてまわるいっぽうで、この日に家々で作るぼた餅は「亥の子ぼた餅」という。埼玉県比企郡都幾川村でも、10月9日を亥の

子、翌10日を十日夜といい、9日の亥の子には亥の子餅と呼ぶぼた餅を作って稲束の上に供え、子どもたちが藁鉄砲で地面を叩いてまわり、10日の十日夜には饅頭を稲束の上に供えた。埼玉県秩父郡でも、10月9日を亥の子とって11個の亥の子餅を作って供え、屋外では男子が藁鉄砲で地面を叩いた。しかもこの時の唱え言には「十日夜のお祝いに」という詞が入る。基本的には十日夜系行事の多い埼玉県であるが、このように亥の子との混在が明確に認められ、中には埼玉県入間郡越生町小杉や深谷市黒田のように、10月亥の日に家々でぼた餅を作って神棚に供え、この行事を亥の子といっているところもある。

逆に千葉県は、総体的には10月亥の日に亥の子とって餅を搗くところが多いが、そのいっぽうで亥の子と称しつつも期日が10月10日であるところもある。君津市では、先の川越市と同様に10月10日を「田亥の子」、前日の9日夜を「陸亥の子」といったり、10月14日や26日を「亥の子正月」と称して新米で変わりものを作って食したりするところがある。千葉県銚子市名洗町でも「亥の子祭り」といえば、10月10日の晩に餅を搗き、牡蠣殻を入れた棧俵を担いで家々をまわる行事をいった。

これが新潟県にいても、例えば、南魚沼郡塩沢町では10月10日を亥の子祝いとって餅や蕎麦を供えた。新潟県は亥の子と十日夜系行事が混在するとともに、亥の子については10月亥の日に行

第2章 愛媛県の祭り・行事

うところと、亥の子（インノコ）正月と称して2月1日に行うところがある。

亥の子の歴史と十日夜系行事との関係

拙稿での中心テーマである亥の子の起源は、必ずしも詳らかでない。ただ、10月亥の日に餅を搗いて食べる習俗は、中国大陸からもたらされたものとされている。中国では、もともと三元の1つである下元、つまり10月15日が祭日であったが、10月が干支では「亥」にあたることから（冬至のある11月を「子」として順に数えると、10月は「亥」となる）、10月＝亥月の亥の日の亥の刻（午後9時～11時）に餅を食べると病気になるという習俗が生まれたという。北魏の農書『齊民要術』をはじめ、10月亥の日に餅を食べると病気に罹らないと記載した書もいくつかみられる。なお、この餅は、大豆、小豆、大角豆、胡麻、粟、柿、糖の7種を混ぜたものであったとされる。

いっぽう、日本列島でも、もともと四季の運行や月の満ち欠けと生産工程に合わせた収穫儀礼が10月10日頃に行われており、ここに中国から入ってきた上記の知識が上書きされたようである。『政事要略』に貞観年間（859～877）、初亥の日に餅を献ずることが記載されており、『宇多天皇御記』の寛平2年（890）2月30日の条にも「十月初亥餅等、俗間行来以為歳事、自今以後、毎色弁調宜供奉之」とあり、10月初亥の日に色餅を作って天皇に献上することを歳時の1つに加えるようになったとある。これ以降、10月亥の日に内蔵寮から天皇に新米で搗いた餅が毎年献上されるようになった。つまり、平安時代、まず宮廷・貴族に10月亥の日に餅を搗いて贈る習俗が定着した。また室町中期の『下学集』には、猪が子をたくさん産むことにあやかっ、女性が亥の日に餅を贈り合う習慣があるとも記されており、この餅を食べると子宝に恵まれるとされていたようである。中世には武家の間でも餅を搗いて贈答し合うようになったらしく、この餅は、玄猪（げんちょ）、御厳重などと記され、特に現在の大阪府豊能郡能勢町から宮中と幕府に献上された餅を「能勢餅」といった。これが近世に入ると民間にまで伝わったようで、近世末の江戸の風習などを著した『江戸府内絵本風俗往来』にも10月初亥を「玄猪の祝」として武家や町人が餅の贈答をしたと記されている。

こうした亥の子の成立に関連して、坪井洋文は、民間では月の満ち欠けを頼りに10月15日の満月に行事をしていたものが、暦の知識や仏教的な要

素が入る中で次第に現在のようになったと推論し（坪井1959）、柳田國男も関東地方を中心とした東日本で10月10日が重要な祭日であることを確認したうえで、西日本の亥の子について、年によって農作業の進捗は異なるから10月10日という特定日に固定するより、月に2～3回ある亥の日にするほうが適当だったといい、10月10日→10月亥の日への変遷を推定している（柳田1969）。

先にもみたように、東日本の十日夜系行事の期日、10月10日は月の満ち欠けを背景に設定された可能性が高く、そこに後に中国からの亥の日／玄猪の知識が入ってきた結果、西日本には亥の子が波及・定着し、十分に波及しなかった東日本では十日夜系行事が分布するようになり、その水際が埼玉県や千葉県、新潟県での混在となって表出しているのではないだろうか。

加えて、注目すべきは地面を叩く／突く行為の分布である。亥の子石で突く行為は亥の子に限定されており、しかも瀬戸内海沿岸に集中する。また、藁鉄砲で叩く行為は、十日夜系行事と亥の子の双方にみられ、十日夜系行事では埼玉県を中心とした関東地方にほぼ限られ、亥の子では中国・四国地方を中心に近畿地方から九州地方の一部に限られている。要するに列島全体でみた場合、中部地方が地面を叩く行為の空白域となっている。こうした分布になっている理由は定かではないが、総体としてみれば藁鉄砲で地面を叩くほうが先にあり、亥の子石で突くほうが後から生まれたことは概ね間違いないのではないだろうか。宮本常一も自身が経験した山口県周防大島での亥の子を紹介する中で藁鉄砲からゴーレンという亥の子石への変化を記している（宮本1951）。ただし後述するように、近年の少子化の影響により複数人で突く亥の子石から個人で叩く藁鉄砲に変化した事例もみられる。また先にも触れたように、藁打ち用のヨコヅチを用いたり、亥の子石と同形の丸太を用いたりといった事例もあり、亥の子石や藁鉄砲以外のものにも注目しながら変化という面から十日夜系行事や亥の子を再検討する必要があるだろう。

また、藁鉄砲にしても亥の子石にしても地面を叩く／突くのはほとんどの場合、子どもたちである。柳田國男は、子どもたち複数人で調子を揃えて叩くのがとても面白かったと自身の経験も交えて回想しており、その面白さを背景に大人から子どもへと担い手を変えることで今日まで受け継がれてきた可能性を指摘する（柳田1969）。これを受け

て坪井洋文もかつては若者の行事であったものが後に子どもの行事になったといい、地面を叩く行為は本来、田の神の去来／出現の音を表していたが、子どもが関与することでそうした意味も次第に薄れていったという（坪井 1959）。

亥の子と大根

次に亥の子の特色について十日夜系行事にも留意しながら整理してみる。十日夜系行事には大根の年取りに代表されるように大根を重視することが多いことはすでに触れた。同じように亥の子でも大根（あるいは二股大根）を恵比須・大黒や神棚などに供えたり、この日に大根畑に入ることを忌むところは多い。山陰地方の一部の亥の子の唱え言には、「亥の子の神は、恵比須さんの横にいて、五月に田の神となって外に出て、七月に田に入り、八月に畑に入り、十月に大根畑に行く」と唱えるところもある。山口県山口市阿東嘉年開籠の熊野神社は亥の子の神さんあるいは農神さんといわれ、人々は10月亥の日に家で豊作であった作物と大根2～3本をもって参詣する。広島県庄原市東城町帝釈地区では、亥の日は大根が割れるといい、大根の収穫はこの日以降とされており、東城町塩原では、亥の日に大根畑に入って大根を抜いてはいけないといい、もし抜いてしまって大根が折れる音を聞くと死ぬといわれる。和歌山県伊都郡かつらぎ町天野の亥の子でも、子どもたちが藁鉄砲で地面を叩くとともに、家々では大根と大根飯、柚子を載せた箕を亥の神様へ供え、大根飯を食べる。島根県太田市仁摩町馬路の亥の子では、子どもたちが藁鉄砲で地面を叩くとともに、家々では風呂吹き大根に味噌をつけて食べる。愛媛県宇和島市吉田町裡町では、亥の子で宿の祭壇に葉付きの大根を供え、翌日はその大根を地面において亥の子石で突き潰す「大根突き」を行うという。これらの事例からは亥の子にも大根の収穫儀礼としての意味があったことがわかる。

亥の子と田の神の去来、あるいは来訪神

冒頭述べたように亥の子は刈上げ祭りの1つである。いうまでもなく刈上げ祭りでは収穫に感謝するとともに稲作の終了を意味する。従って、春から稲作を見守ってくれた田の神に感謝し、田からあがってもらふ意味も含まれている。十日夜系行事の案山子上げなどは、まさに田の神の依代あるいは化身としての案山子を田から家に迎えている。田から家に田の神を迎えてもてなすアエノコト、刈り残した稲株を家に運ぶ丑の日祭りなども同様

のわかりやすい例といえよう。

亥の子についても、例えば兵庫県丹波山地南部では、10月亥の日に案山子を祭って小豆餅と白餅を供える。また鹿児島県加世田市山田では、10月亥の日に新米で亥の日餅をつくって苗代田に飾る。これを鳥が取ると田の神が受け取られたといい、田の神はこの餅を担いで山に帰り、翌年3月の偶数日の暖かい日に鳥を連れて降りてくるという。岡山県真庭郡落合町余河内には亥の子山という山があり、ここに作神としての亥の子神を祭る祠があった。亥の日には子どもたちがここに籠った後、亥の子石を降ろしてきて家々を突いてまわった。京都府南桑田郡千歳村や兵庫県多紀郡日置村では、亥の日に田の案山子を家に持ち帰って家の前の適当な場所に安置し、小豆餅と白餅を供える。岡山県久米郡大井西村でも、各村落で山頂に亥の子様と呼ぶ小祠を祀っており、亥の日には子どもたちがここに登って亥の子石と御幣をもらってきて家々を突いてまわる。岡山県勝田郡勝田町では11月の初亥の日に亥の子の神が田から帰ってくるという亥の子餅と呼ぶ丸餅を新米で搗いて鉢に入れて床の間に供える。亥の子の神は田の神で、餅がないと機嫌が悪くなって翌年不作になるという。さらに兵庫県や山口県、愛媛県の一部では、収穫の際、稲を数株刈り残しておき、亥の日にこれを刈り取ってきて家の神棚に新米とともに供えるところもあった。稲を家に持ち帰る時、愛媛県周桑郡ではわざと重そうな身振りをする家もあったという。いずれも亥の子で田の神を田から家に迎えたり、天や山に送ったりするもので、その際には餅や大根などを供えた。このように田の神が田からあがって家や山などに帰るといふ言い伝え、その様を行事に反映させている亥の子も少なくない。

ここには見方を変えれば来訪する神の姿を認めることもできる。鹿児島県の薩摩半島の先端部では、亥の日に子どもたちが田の神となって田畑からやってきた体で家々を訪問し、餅を貰って歩いたというし、同じ鹿児島県には10月亥の日に田の神舞を行うところもある。これは有力な家の下男・下女が蓑を着て甑の底を頭に被り、飯匙を手を持って舞うもので、主家で舞い終えると親類の家などを訪問して舞い、家々は彼らに餅を与えたり、水を掛けたりした。このように来訪神的要素を明確に見せている亥の子も各地にみられる。

ほかにも兵庫県加古郡では、10月亥の日の夜、仮面をつけてオコソ頭巾で顔を包んで女装した若

第2章 愛媛県の祭り・行事

者が一升枡の底を叩きながら家々を訪れ、亥の子餅を貰い歩き、これをコトコトといった。香川県の小豆島でも、10月亥の日の晩、若者が家々を訪問した。「カイグリ、カイグリ、祝わっしゅれ」といながら訪問先の家の戸をガタガタ鳴らし、2本の大根を入れた桶を持ち込んだことから、これをガタガタといった。小豆島には、子どもたちが藁鉄砲で地面を叩きながら家々をまわる時、家の玄関に桶を投げ込んで「餅ひとつ祝わんせ」と唱えて桶に餅を貰う行事や、10月亥の日の晩に若者が三味線を弾きながら家々をまわって餅を貰い歩くケタという行事もあったという。また、高知県吾川郡いの町越裏門では、10月亥の日に餅を搗くほか、若い男女や子どもたちが頬かむりや仮装をして「亥の子、亥の子、亥の子を祝うてお一せ」と唱えながら家々をまわり、餅や干柿を貰って歩いた。そして佐賀県唐津市七山の大白木地区でも、10月初亥の日（現在はそれに近い土曜日）の晩、トビトビと称する来訪神系の行事が行われる。子どもたちがワラトビという円錐状の藁蓑風の着衣を被り、家々を訪問する。家々では伏せた臼の上に田の神への供物をあげており、子どもたちは「トービトビ、トイトイトイ」などと唱えながら供物を素早く奪って去っていく。収穫への感謝と子どもの成長を祈願して行われるとされている。

改めて考えてみれば、藁鉄砲で叩いたり、亥の子石で突いたりする亥の子では、子どもたちが家々を訪問しているとみることができ、その際、家々からお金や餅などをもらうことも多い。そうした祝儀があると「この家繁昌せい」「金持ちになれ」などと祝言を述べ、逆に祝儀がないと「貧乏になれ」などと悪口を言うこともある。つまり、子どもたちが必ずしも仮装などはしていないものの、来訪神的性格を帯びながら行事を行っていることがわかる。亥の子にとって来訪神的性格は重要な要素の1つであったといえ、その背景には田からあがった田の神の去来／歓待があったとみるべきだろう。

藁鉄砲と亥の子石—その分布と意味

十日夜系行事と亥の子との共通点としてあげられるのが地面を叩く／突く行為である。ただ先にも触れたように、ここには明確な地域差もみられる。十日夜系行事に亥の子石はみられず、亥の子には藁鉄砲と亥の子石の双方がみられる。加えて、亥の子では藁鉄砲の分布域が亥の子石よりも広く、亥の子石は瀬戸内海沿岸に集中している。柳田國男も、幼少の頃（兵庫県神崎郡福崎町）の亥の子の

思い出に触れつつ、兵庫県では藁鉄砲が多く、西にいくと次第に亥の子石になると指摘する（柳田1969）。こうした分布から藁鉄砲が先で、亥の子石が後ではないかと概ね推察されるが、それぞれの元の意味は異なるようである。

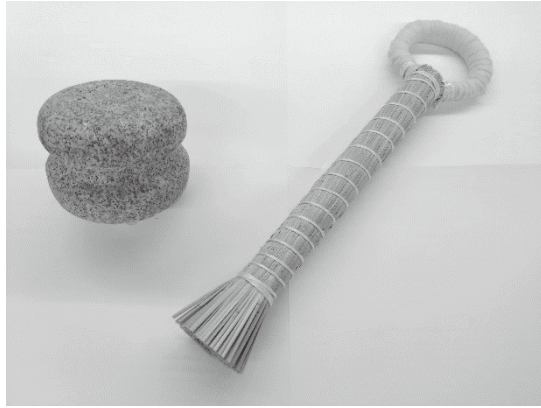


写真1 亥の子石と藁鉄砲

藁鉄砲には音がよく鳴るようにと芋がらなどを中に入れることも多い。つまり、藁鉄砲は何かを入れる機能も有しており、原型は藁苞であったことが容易に想像つく。藁苞は、藁を主材料にして作られた包みの総称であるが、特に藁を束ねて作った細長い包みを指すことが多い。通気性が良く、衝撃にも強いことから保存に優れた容器であった。実際に十日夜系行事や亥の子には藁苞を用いるところもある。群馬県多野郡神流町小平では、10月10日の十日夜に、「十日ダゴ」という団子を作って藁苞に2つずつ入れて供えた。ここでは藁鉄砲で地面を叩く行為はない。長野県伊那市高遠町山室でも、10月10日の十日夜に、二段重ねにした餅を藁苞に入れて供える。ここでは藁鉄砲で地面を叩く行為もある。また、愛知県豊田市夏焼町では、10月亥の日の亥の子に、ぼた餅を入れた藁苞12個と稲株12株を入れた藁苞を田の畔に供えた。群馬県佐波郡境町や北群馬郡榛東村でも、10月10日夜、田から家に運んだ稲積や藁鳩の上に丸餅を入れた藁苞を供えた。さらに鹿児島市外伊敷村小山田では、亥の日に作った餅を藁苞に入れてイボタの木に掛けて田に立てた。宮崎県阿多村宮崎でも、亥の日に作った餅を3個藁苞に入れて田の神像の肩にかけた。こうした事例から、坪井洋文は、藁鉄砲がもとは供物を入れるための藁苞であり、それが神出現の音を示すアイテムへと展開したものと解しており（坪井1959）、小川直之も、子どもたちが藁苞をもって家々をまわって供物を集めていた行為と、

何かで地面を叩く行為が習合したのが藁鉄砲で地面を叩く行事ではなかったかと、その成立の可能性を探っている(小川 1999)。先に触れた栃木県河内郡での十五夜や十三夜、栃木県下都賀郡富山村での十五夜で、叩き終わった藁鉄砲を柿の木などに吊るすのも、藁苞を供えていた名残りといえるかもしれない。

なお、秋田県から山形県、新潟県、富山県にかけて、この藁鉄砲とそっくりのものを菖蒲の葉を束ねて作り、端午の節供の際、子どもたちが叩いてまわる菖蒲叩きもあるが、論点が散漫になることから拙稿では触れない。

これに対して、亥の子石は、御幣を立てたり、祭壇に祭られたりする事例も多く、広島県福山地方では、刈り取り後の田から掘り起こした石を洗い浄めて当番の家の床の間に安置して供物をあげてから亥の子石として用いたところもある。これらのことから、亥の子石には神の依り代、あるいは御神体としての意味があったことがわかる(坪井 1959)。亥の子石は、亥の子様、ジンゴ石などと呼ばれるほか、ゴーリン石、ゴーリンサンとも呼ばれる。「ゴーリン」は、「降臨」の意と解され、その意味では田の神が降臨してくる目印としての石とみることでもできるほか、五輪塔の「五輪」とも解され、実際に愛媛県西宇和郡伊方町二見では、五輪塔の一部を亥の子石として用いていたともいう。

藁鉄砲の後に亥の子石が生まれたことを象徴するように、岡山県邑久郡豊原村円定寺では、10月亥の日の夜、縄で括った石で道路を突きまわると同時に、藁を束ねたポテリンコウというもので家々の庭を突いてまわる。また、香川県高松市香川町では藁の棧俵3つを重ねて縛ったものに数本の綱をつけて数人で地面を突いてまわっており、両者の過渡期あるいは折衷のような形をとる事例も点々とみられる。先に触れた愛媛県での藁打ち用のヨコヅチや、亥の子石と同形の丸太を用いる事例なども合わせて、藁鉄砲と亥の子石との関係はさらなる実証的な検討が必要といえよう。

藁鉄砲にしても亥の子石にしても地面を激しく叩く／突く行為をみせる。これは、いわゆる反閤と同様に、悪霊を鎮めて邪気を払い、土地の精霊に活力を与える呪術的意味合いが強いといえよう(柳田 1969)。と同時に、坪井洋文もいのようにその音は「訪れ(おとずれ)」であり、田の神が立ち現れる時空を演出しているともいえる(坪井 1959) 行事名を「亥の子突き」というところもあることから、

地面を叩く／突く行為は亥の子にとって極めて重要な要素であったことは間違いのないだろう。

季節の変わり目

もう1つ言及しておきたいのが、これらの行事の年中行事全体の中での位置づけである。10月10日や10月亥の日は農耕の区切りであることはすでに述べたが、同時にそこには季節の変わり目、1年の節目としての意味もあったようである。季節の変わり目を象徴するのが、亥の子の日を目安に炬燵を出す、炬燵を開けるという言い伝えで、亥の子地帯に広くみられる。

また、長崎県の五島列島の小値賀島では、10月10日は秋と冬の境で、この日が晴れば、その後の1年間は晴れが多いといっており、この先の1年を占う日にもなっていた。そのため福岡県柳川市では亥の日を年の始めといって餅を搗くところもあり、長崎県壱岐や鹿児島県では、亥の子を「亥の子節供」と呼んでいるところもあった。

こうした季節の変わり目、1年の節目といった点に注意するならば、これらの行事に来訪神的な要素がみられるという先にみた点も必然的なことであつたといえよう。

愛媛県の亥の子の特色

愛媛の亥の子

では愛媛県の亥の子についてみてみよう。全国的にみると愛媛県は亥の子地帯の、それも山口県や広島県と並んでゴーリンサンなどと呼ぶ亥の子石を用いる地帯の中心地ともいえる。例えば、宇和島市津島町上楨では、子どもたちがトウドウサマという小さな御堂を飾って福の神を祀り、もぐらの害を防ぐためといつて家々の庭を亥の子石で搗いてまわった。松山市中島町二神でも青年たちが亥の子石を突いてまわる大亥の子、少年たちが亥の子石を突いてまわる中亥の子があり、青年たちはもらった祝儀で酒を飲んだ。

ゴーリンサンなどと呼ばれることの多いこの石の神聖性(神の坐、あるいは依代としての性格)は顕著で、使う際にはきれいに洗い浄めたり、祭壇に祀ったりすることが多い。松山市中島町津和地では亥の子石に御幣を立てている。当然、亥の子石を足蹴にしたり、跨いだりすることも忌まれ、亥の子で突いた穴を踏むことも忌まれることが少なくない。

ただ、県域でみても亥の子石が総体的に多いようであるが、いっぽうでポテ、ホテなどと称する藁鉄砲もそれなりにみられる。例えば、新居浜市別子

第2章 愛媛県の祭り・行事

山瓜生野では、10月初亥の日の亥の子に家々で亥の子餅や団子を作り、子どもたちが藁鉄砲で家々の門口を叩く。北宇和郡鬼北町中之川でも亥の子に子どもたちが藁鉄砲で地面を叩いてまわり、家々では鮎を作って近隣に配る。

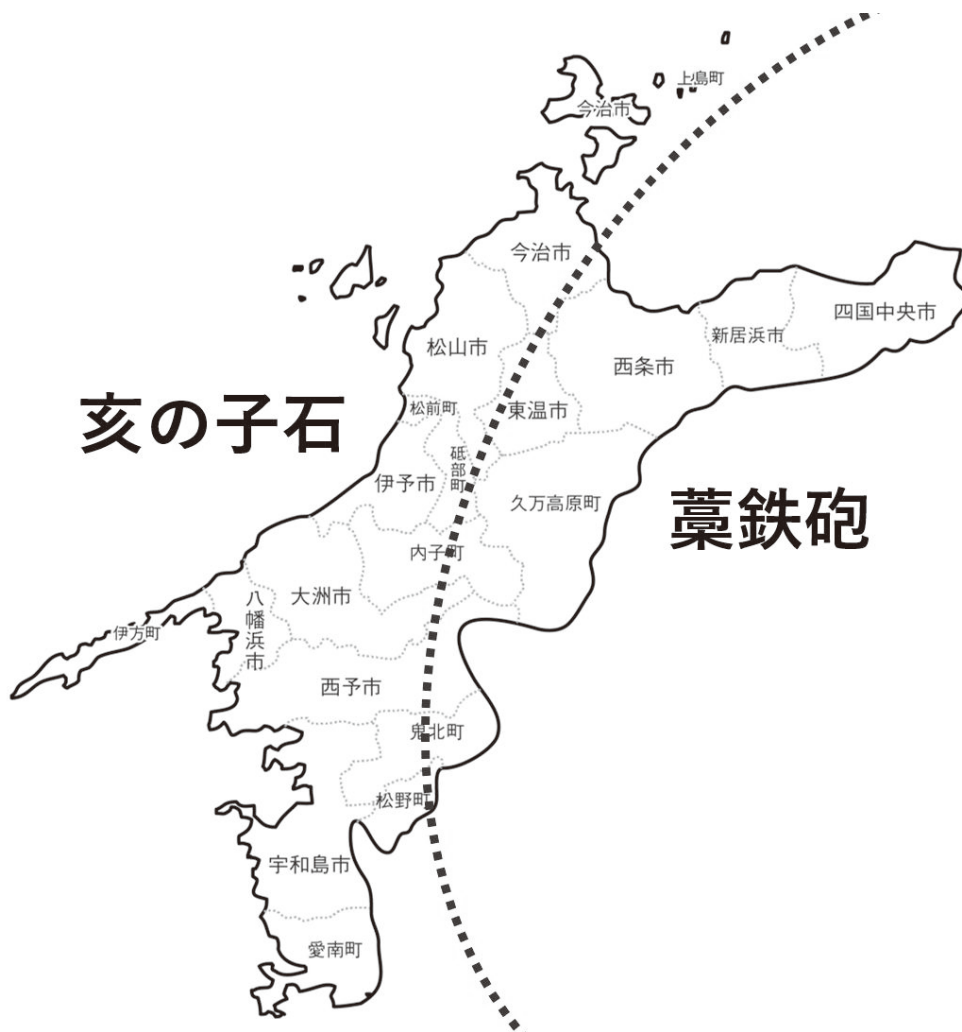
『愛媛県史』などによれば、松山市を中心に北部の旧北条市、越智郡、島嶼部は亥の子石、東予の周桑郡以東は藁鉄砲、松山市南部の伊予郡、伊予市は亥の子石、南予の喜多郡、宇和島地方も亥の子石、松山市東部の温泉郡重信町、川内町、上浮穴郡などは藁鉄砲が多いという（愛媛県 1984）。これを地図で表せば、概ね図表4のようになるだろう。とはいえ、実際には近接した地域で両者が混在しているところもあり、西条市丹原町鞍瀬の保井野地区では、10月亥の日の亥の子に、子どもたちが藁鉄砲で地面を叩いてまわり、家々から餅やお金をもらうが、隣接する下影地区ではゴーリンサンという

亥の子石を用いる。また今治市には、地区内の東が藁鉄砲を、西が亥の子石を用いるところもあるという。

こうした地面を突く／叩く亥の子には亥の子唄がつきものである。愛媛県の亥の子唄は多様である。『愛媛県史』では、これらの亥の子唄を数え歌型、呪詛型、物語風の3つに分ける（愛媛県 1984）。それによると、数え歌型は「おいのこさんという人は、一に依踏まえて、二でにっこり笑うて、三で酒作って、四つ世の中良いように、五ついつもの如くなり、六つ無病息災に、七つ何事ないように、八つ屋敷を広げ建て、九つ小蔵を建て並べ、十でとうとう納めた」といったものである。

呪詛型は、先にも触れた「亥の子、亥の子、亥の子餅搗いて、祝わんもんは、鬼産め、蛇産め、角の生えた子生め」といったものである。

物語風は、「今から数えば五百年、頼朝公の時代



図表4 愛媛県における亥の子石と藁鉄砲

にて、日本の武士を皆集め、蛭の小島へ打ち寄せて、七日七晩腕比べ、一で義経、二で新田、三で河津の三郎よ、四で代坂五郎兵衛よ、六つ武蔵の弁慶が、七つ那須野に、八が嶽、久坂源吾に藤堂や、これより富士の巻き狩りと、仁田の四郎がうち乗って、勇み進めばよけれども、都に帰りし翌日より、昼は地震が揺りやかす、夜はおごろが盛り返す、古い祈禱にかけたなら、十月の十月の亥の日にて、亥の子を突いて祭るなら、日本国中すまざまと、穏やかなりと申します」といったものである。この物語風には数え歌型と呪詛型の双方の要素が歌い込まれているともいえ、その意味では基本はまず数え歌型と呪詛型があり、それが混在するなかで近世流行した文芸などの影響も受けながら派生したのが物語風と推察されよう。いずれにしても、先に触れた地面を叩く／突くことの呪的意味を促進するための唄であったことは間違いない。

いっぽうで愛媛県内には地面を叩く／突く行為を伴わない亥の子もみられる。例えば、宇和島市吉田町法花津・宮ノ浦・和田の3つの組では、亥の日に餅とお金を集め、そのお金で蠟燭を買う。そして網主からもらった引き縄を張って提灯を吊り下げた竹の棒を高々と掲げて競い歩くと「明かし合い(アカシアイ)」をした。また、今治市伯方町北浦では、初亥の日を正月の事始めといい、米作りに出ている正月の神がニワに帰ってくるといって、庭石(藁打ちをする石)をきれいにし、そのうゑに履物を脱いでおかないようにした。大洲市恋ノ木では、柚子の酢で鯨を作り、大根を供えて亥の子を祝った。愛媛県周桑郡では、秋入れといって稲を6株刈り残しておき、亥の日に主人が田にいてこれを刈り取り、わざと重そうな格好をして担いで戻った。こうした事例からは、案山子上げやアエノコト、丑の日祭りと同じように、農神・田の神を田から迎える様を読み取ることができるだろう。

亥の子を行う子どもたちと宿

亥の子は、子どもたちが行うことが圧倒的に多い。しかも多くの場合、単に集まるだけでなく、一定の秩序をもった子ども集団となっている。これを亥の子組などと称する。年齢階梯的な制度のもと、最年長の子どもが指揮をとり、半ば自治的に運営されるのである。子ども集団による亥の子は、亥の子地帯では広くみられるが、愛媛県ではこれが比較的厳格に意識されているようである。例えば、宇和島市祝森では14歳を大頭取、13歳を小頭取、12歳をシメヤク(締役)、それ以下をハラブト(腹

太)といてそれぞれの役割を担った。また、越智郡玉川町でも、14歳を一番大将、13歳を二番大将とするところのほか、大将組があつて年齢順に一番大将、二番大将、小大将とするところなどもある。今治市菊間町長坂では、中学2年生が大人組(おせぐみ)、中学1年生が会計役、小学6年生が亥の子担ぎとなり、最上級の中学3年生は「よばれ」といってご馳走に招待された。

こうした子ども集団が利用する場として宿を設けるのも、愛媛県の亥の子の大きな特色となっている。宿は、その年に男子が生まれた家であつたり、新婚や新築の家であつたり、大将の家であつたりする。子どもたちは、宿に祭壇を作って亥の子石を祀り、これに餅や大根などを供え、そこで夕食を食べたり、泊まったりする。宿であることを示すために、当該家の前には親類などから贈られた旗や幟が飾られることもある。『愛媛県史』では、亥の子での宿の設置は明和年間(1764~1772)頃からはないと推定している(愛媛県1984)。なお、こうした子ども集団をベースに昭和50年代以降は愛護班/子ども会が中心となって亥の子を行うようになり、次第に大人の支援も入るようになってきた点にも留意しておきたい。

亥の子と誕生祝い・成長祈願

この宿の設置に関連して、愛媛県の亥の子のもう1つの特色といえるのが、行事の中で誕生を祝い、成長を祈願することである。これは、子どもたちが亥の子石で地面を突く行事に付随することが多い。詳細調査でも取り上げた松山市北条土手内の亥の子はその典型的な事例である。このほかにも旧菊間町では、初亥の子と称し、男子が生まれた家が亥の子の宿を務める。祭壇を作って亥の子石を祭り、親類も赤や青の亥の子幟を贈って生児の健康を祈る。今治市富田村平山でも、亥の日に子どもたちが男子の生まれた家を宿にして亥の子石3体を飾り、蜜柑や米などを供え、その後、亥の子唄を歌いながら亥の子石を突いて家々をまわった。宇和島市吉田町玉津では、恵比寿・大黒の山車を宿に置き、その年に生まれた子どもの名前を書いた晒しを短冊で飾った三本の竹の間に吊るす。そして、集落の子どもたちが宿を起点に亥の子石で地面を突きながら家々をまわる。

また、宿は設けないものの、今治市宮窪町浜では、子どもが生まれて初めての亥の子のとき、新米で馬追団子と呼ぶ団子を作り、生児を背負って峠の山の神にこれを供えに行く。越智郡大西町でも、亥

第2章 愛媛県の祭り・行事

の子石を突いた穴の一番大きなひび割れの伸びた方向にその年に男児が生まれるといった。八幡浜市中津川では、10月亥の日に亥の子に餅を搗くほか、亥の子石を突いてまわり、このとき特に男子が生まれた家を祝って突くこともある。松山市には、亥の子に、子どもの生まれた家が亥の子祝いと称して生児の名を入れた亥の子旗を立て、自宅用に小さな亥の子石を作って家のカドに飾り、突きまわってくる亥の子石を迎えるところもあった。

このような子どもの誕生を祝い成長を祈願する亥の子は、全国的にみても珍しい。民俗学関連の成果や辞書などでも亥の子に関して誕生祝いや成長祈願に言及しているものはほとんどない。唯一、文化庁が昭和37～39年に全国調査して編んだ『日本民俗地図Ⅰ・年中行事Ⅰ』の解説で、ところどころにみられると一言触れられる程度である。そこに取り上げられた事例は佐賀県の2つで、亥の子のとき男子のある家は健康に育つようと亥の子餅を搗いて近所や親類に配った（西松浦郡有田町黒牟田）、猪が子を12匹生んで丈夫に育つことにあやかって初亥の日に餅を搗いて子どもの成長を祈った（武雄市川良）といったものである。このほか、先に触れた佐賀県唐津市七山の大白木地区のトビトビもその目的を収穫感謝と成長祈願としていた。宮崎県日南市南郷町中村の栄松地区で、初亥の日に子どもたちが亥の子石を突いて家々をまわり、「亥の子、亥の子、突いて幸い、祝う人によ、男の子をひんたかせ、祝わん人によ、女の子ひんたかせ、さんよえ、さんよえ」と唱えるものも、子授けを祈願するという点で多少関連するかもしれない。

このほか佐賀県に隣接する福岡県にもわずかに事例がある。宗像市の地島では、崖下に亥の子場というところがあり、亥の日に子どもたちがここに集まって小屋掛けをする。この小屋には伊勢の御札を祀り、菊の花を飾り、餅を供えるが、この餅を1年以内に子どもの生まれた家が用意することになっていた。また、田川郡川崎町では、10月亥の日に子どもが生まれた家が新米で餅を搗いて神棚に供えたり、親類などに配ったりし、集落の子どもたちは一番亥の日は男子の生まれた家、二番亥の日は女子の生まれた家に行つて亥の子石で地面を突いてまわった。ここでは3月にも春亥の子と称して同様のことを行っていた。

いずれにしても誕生祝いや成長祈願を伴っている亥の子はわずかであり、それが愛媛県では顕著にみられることは大きな特色として注目すべきだ

ろう。こうした性格は、新米で搗いた餅を供えることを基軸とする刈上げ祭りとしての亥の子にとっては、後付けのものであった可能性が高い。では、なぜ亥の子にそうした意味の付随するようになったのだろうか。室町中期の『下学集』にもあったように、猪が多産であることから子宝に恵まれるという発想が生まれ、これが収穫祝いと習合したという見方もできようが、いっぽうで『下学集』の記載の主演は女性であり、男子を主演とする亥の子との関連性をそれ以上は指摘できない。

いっぽうで愛媛県では、新生児が初めて外出するデゾメ（出初め）の際、魔物に憑かれぬ呪いとして、新生児の額に鍋墨を付けるなどの習俗がみられた。これに関連して、大洲市では宮参り前に外出するときは「いんのこ、いんのこ」と唱えながら歩いたとされ、中島町でも新生児が夜間に外出するときはイキアイ（行き遭い）という妖怪に遭うとって「いんのこ、いんのこ」と唱えて指頭で額の生え際あたりに墨を付けたという。また、今治市馬島でもデゾメの時、魔がつかないようにとって他家の者が「よう来た、よう来た、いんのこ、いんのこ」と唱えながら鍋墨を付けたという。この「いんのこ」という呪言は、直接的には「犬の子」を指すだろうが、音に注目すれば「亥の子」にも通じることから、何らかの関連があったのかもしれない。

また、先の松山市の事例にもあるように、子どもが誕生して初めて亥の子を迎えるにあたり、当該家ではわざわざ亥の子石を購入してくることもみられる。このことは、生児のお食い初めの際、近くの河原などから歯固め石と称する小さな石を拾ってきて御膳の片隅に祭ることにも通じるように思われる。歯固め石は、生児の成長を見守る産神とも目されることから、一部の地域の亥の子石にも同じように産神としての性格がどこかの段階で付与されたと思われるのである。そのためか、誕生祝い・成長祈願の亥の子では、藁鉄砲を用いることはほぼなく、亥の子石を用いるものに限られている。そうだとすれば、誕生祝い・成長祈願の要素が亥の子に加わったのは、藁鉄砲から亥の子石に変わった後の段階であったとも推測される。

おわりに—愛媛県の亥の子の現状と今後

愛媛県で行われてきた亥の子は、極めてバラエティーに富んでいる。全国的にみた場合、今日でも愛媛県は亥の子を最も盛んに行っている地域の1つとってよく、加えて、子どもたちが地面を叩く／突く行事としての亥の子の中心的地域でもある。

冒頭で取り上げた件数の多さはそれを示している。

いっぽうで戦後の社会の急激な変化とも相俟って、亥の子自体が消滅してしまったところも相当程度あったことが予想される。今回の祭り行事調査では消滅してしまったところについては回答自体を得られなかった可能性が高いわけだが、過去の報告事例などと照らし合わせると、そうした亥の子も少なくないことが予想できる。特に家々で餅を搗いて供えるという刈上げ祭りとしての亥の子の本質的ともいえる部分は、相当程度行われなくなってきたようである。

子どもたちが亥の子石や藁鉄砲で地面を突く／叩く亥の子も、戦後に教育上の指導などもあって中断したところがあり、近年では子どもの減少によって伝承が途絶えたところもみられる。中心的な担い手である子どもが急激に減ってきたことが亥の子の伝承を確実に追い詰めてきている。この点は、誕生祝い・成長祈願を伴う亥の子ではさらに深刻で、その年に宿となる家がみつからなかったりすることもしばしばである。

そうした現実への対応として、幼児にも参加させるなど年齢層を拡げたり、女子も参加できるようにしたりといったことも行われるようになってきている。近年では、手伝いとはいえ、大人が参加しているところまででてきている。宿についても、女子の生まれた家や、集落外の生児に特に縁のある家を宿としたり、集会所などを宿にするようにもなっている。また、用いる亥の子石を小さいものに変えたり、数人で亥の子石を突いていたものを藁鉄砲で叩くものに変えたりしたところもみられる。亥の子石の場合は一定程度の人数を要するが、藁鉄砲であれば極端に言えば1人でも行うことができる。集まった人数分の藁鉄砲を用意すれば、一応行事は実施できるのである。

このほか地面が土からアスファルトやコンクリートに変わったことも、亥の子石で突く場合に大きな問題を生んだ。単に穴が掘れなくなったというだけでなく、地面を破壊する可能性が生じたのである。このため突く場所に墓蔭や座布団、タイヤ、段ボールなどを敷いて行うようになったところも多い。逆に亥の子石の代わりに円柱状の木やタイヤ、さらには発泡スチロール製の浮子などを用いるようになったところもある。これらは、いずれも時代状況・社会状況に応じて各集落が編み出した対応策ともいえよう。もちろんかつてとは行事の意味合いを違えている側面もあるが、そうした点

も含めて必ずしも衰退・後退とみるべきではなく、柔軟な対応・変化とここではみておきたい。

柔軟な対応・変化という点で見れば、宇和島市榊形町の亥の子は、8年程前までは亥の日に実施していたが、現在は鶴島小学校の学習発表会に合わせて行っているという。参加者は、小学1年生から中学生までで、亥の子唄は一曲だけである。榊形町は近代以降に成立した住宅地であり、亥の子もさほど古い行事ではないが、それ故に学校とのタイアップという新たな伝承形態へと柔軟に移行できているのかもしれない。また、愛媛県の事例ではないが、山口県大島郡周防大島町の沖家室島では、もともと子どもたちが行っていた亥の子が子どもの減少で一度中断し、近年になって大人たちが復活させて行っているという。

こうした事例をみると、地面を突く／叩く亥の子には楽しみとしての側面もあったことに気づかされる。特に亥の子石で地面を突く方法について『愛媛県史』では、綱の根元を持って高く勢いよく突き上げるネドリ、綱を短く持って石を地面に激しく叩きつけるカントレといった「技」が紹介され、そこに子どもたちが独特の興奮を覚えることを指摘している（愛媛県 1984）。柳田國男も幼少の頃に自身が経験した亥の子について、子どもたち全員でいっせいに藁鉄砲で地面を叩くのがとても面白かったと回想している（柳田 1969）。つまり、集団でいっせいに地面を叩く／突くという行為には、ある種の一体感／集団心理のようなものが働くことも少なくなかったようなのである。そのためか子どもたちは、自分たちの集落をまわり終えると、隣の集落などにいき、そこで隣集落と亥の子石をぶつけ合ったり、突き合いをしたりしたという。そこにはある種の競技性さえ内包されていたともいえよう。

この点で興味深いのが、宇和島市吉田地区で昭和48年から行われている亥の子大会である（以下、愛媛県教育委員会の調査データに基づく）。これは、集落での伝統的な亥の子とは別に吉田地区愛護班連絡協議会の主催で行われる大会で、毎年11月前半の土曜日、吉田地区（吉田小学校区）の各自治会が一堂に会して亥の子を競う。当初は30チーム前後が参加していたが、年々減少してきており、令和5年は6チームの参加にとどまった。参加チームは、女子も含めた小学生が中心で、当日は大將の家をヤドとして祭壇を設えて大根や餅などの供物をし、敷地には笹竹や子どもの名前を記した旗など

第2章 愛媛県の祭り・行事

も立てる。そして夕方になると、宇和島市役所吉田支所に隣接する吉田児童公園に集合する。法被に色とりどりのタスキ掛けなどをし、鉢巻やタスキにはウラジロを挟んだ子どもたちが（ウラジロは持参する亥の子石にも挟みこまれる）、籤で決められた順番で審査員の前にでて元気よく亥の子石を突く。唄は、「お宿の神様」を課題とするほか、各自治会の得意な唄も自由に歌うことができる。愛護班会長、商工会長、ライオンズクラブ会長、支所長、公民館長の5名の審査員が、突き方、チームワーク、元気の良さ、礼儀、歌い方の5項目で審査し、優勝、準優勝、敢闘賞、努力賞、熱演賞、パフォーマンス賞などを授与する。全チームの競演が終わると、全チーム一斉に亥の子石を突く。続いて大人の2チームによる亥の子も行われて盛り上がる。最後に表彰式があり、子どもたちには菓子も配られる。この大会は、昭和40年代に道端が舗装されて亥の子石を突く場所が減少し、子どもたちが「空中突き」と称して地面を突かない方法を発案したことなどを受けて、亥の子の廃れることを危惧した大人たちが、子どもたちに思いっきり地面に穴を開けさせてやりたいと始めたという。そのため、当初は賞の中に「穴掘り賞」もあって大会の華となっていた。しかし、亥の子石が割れて子どもの頭上を飛んでいくという出来事があり、安全面を考慮してこの賞は廃止されたという。いずれにしても、この大会の存続は、独特の集団心理に基づく「楽しみ」を得られる亥の子の性格を象徴しているよう。

愛媛県をはじめ西日本では、かつて亥の子はほとんどの集落で当たり前のように実施されていた可能性が高い。しかし、当たり前すぎるゆえ、文化財として保護の網を掛けられることも少なく、令和時代の今、気づいたときにはかなりの数の亥の子が衰滅しつつある。従って、改めてではあるが、衰滅した事例も含めて亥の子を悉皆的に調査して詳細な記録を残す必要があるだろう。そして同時にその中から必要に応じて文化財指定も検討していくべきではないだろうか。それこそが稲作を基軸に様々な要素を蓄積させてきた亥の子を後世に「残す」道筋であり、今はそのラストチャンスともいべき時なのではないだろうか。

主な参考文献

- 石垣悟 2021「農山漁村の年中行事」『講座日本民俗学3行事と祭礼』朝倉書店
- 愛媛県 1984『愛媛県史・民俗下』
- 大島建彦 1959「信仰と年中行事」『日本民俗学大系7巻・生活と民俗II』平凡社
- 小川直之 1999「十日夜」「亥の子」『三省堂年中行事事典』三省堂
- 香川県教育委員会 2008『香川県の祭り行事』
- 川崎町 2001『川崎町史・下巻』
- 倉田一郎 1944『農と民俗学』（参照は1977『農と民俗学』岩崎美術社）
- 今野圓輔 1976『季節のまつり（日本の民俗第7巻）』河出書房新社
- 酒井卯作 2004『稲の祭と田の神さま』戎光祥出版
- 白石昭臣 1998「農耕儀礼」『講座日本の民俗学6時間の民俗』雄山閣
- 坪井洋文 1959「年中行事の地域性と社会性」『日本民俗学大系7巻・生活と民俗II』平凡社
- 長沢利明 2014「行事と農耕儀礼」『民俗学事典』丸善出版
- 丹生川村 1998『丹生川村史 民俗編』
- 野口光敏 1973『日本の民俗 愛媛』第一法規
- 野本寛一 1983「畑作の年中行事」『日本民俗研究大系』3 國學院大學
- 橋浦泰雄 1977『月ごとの祭』岩崎美術社
- 藤井正雄・星野英紀 1976「寺と檀家」『日本民俗学講座3巻・信仰伝承』朝倉書店
- 文化庁 1969『日本民俗地図I・年中行事I』国土地理協会
- 町見郷土館 2020『佐田岬民俗ノート』
- 宮本常一 1951『亥の子行事』（参照したのは1985『民間暦』講談社学術文庫）
- 森正史 1978「亥の子」『講座日本の民俗6年中行事』有精堂
- 柳田國男 1969「年中行事覚書」『定本柳田國男集』13巻 筑摩書房
- 山口県 2010『山口県史・民俗編』
- 福井県教育委員会 2015『福井県の祭り・行事』

第4節：人口減少社会における祭り行事の継承

大本 敬久

民俗文化財への指定・選択

地域の祭り行事等の伝統行事は「無形民俗文化財」や「無形文化遺産」とも称され、国内外でその保護措置を講じる制度が確立されている。世界に目を向けると、ユネスコによる文化資源の登録事業に「無形文化遺産」がある。無形文化遺産は、グローバル化の進展や社会変容に伴って、衰退、消滅の危機に直面するといった背景から、2003年のユネスコ総会で「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択された。口承による伝統及び表現、芸能、社会的慣習、儀式及び祭礼行事、自然及び万物に関する知識及び慣習、伝統工芸技術が対象であり、「世界遺産」の記念物、建造物、遺物などは異なる文化資源である。日本は2004年に条約締結し、2022年現在、日本では「山・鉾・屋台行事」、「来訪神：仮面・仮装の神々」、「風流踊」などの22件が記載（登録）されている。

なお、ユネスコ無形文化遺産は同じユネスコによる文化資源の登録事業である「世界遺産」は別物である。世界遺産と無形文化遺産の関係は、1994年の第18回世界遺産委員会採択の「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性・信頼性の確保のためのグローバル・ストラテジー」が一つの画期になっている。このグローバル・ストラテジーでは、世界遺産の登録が地域的、分野的に偏重が見られ、欧州地域における遺産、都市関連遺産及び信仰関連遺産、キリスト教関連資産の登録が過剰に偏重していることや、「生きた文化（living culture）」や「伝統（living tradition）」を対象から除外することが指摘された。その偏重を是正するため、新たに産業遺産、20世紀の建築、文化的景観の分野が提示され、後にこれらの分野の世界遺産登録が進むこととなる。そして過去から継承されて現在なお行われている「生きた文化（living culture）」や「伝統（living tradition）」については、無形文化遺産の登録制度の確立で対応するという流れとなった。

日本国内で民俗文化財の保護の体系は文化財保護法に基づき整えられている。この法律が成立したのは1950（昭和25）年であるが、

当初は「民俗文化財」の категорияはなく、1975（昭和50）年の文化財保護法の改正により、伝統的な町並みである「伝統的建造物群保存地区」とともに「民俗文化財」が保護の対象、体系として確立した。衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する「風俗慣習」、「民俗芸能」、「民俗技術」といった、人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた文化遺産を「無形民俗文化財」として保護し、そのうち特に重要なものを国が「重要無形民俗文化財」として指定することとなり、2022（令和4）年現在、327件が指定されている。その中から、ユネスコ無形文化遺産へ、国指定時期の古いものから記載したり、「風流踊」等、類似行事をグループ化して一つの遺産とみなして一括記載したりする形がとられている。

愛媛県内の重要無形民俗文化財としては、1981（昭和56）年に宇和島市、鬼北町の民俗芸能「伊予神楽」が初めて指定され、2023（令和5）年に食文化に関する民俗技術として、西条市の「石鎚黒茶の製造技術」が指定されている。ただし、愛媛では祭り、年中行事、人生儀礼の「風俗慣習」分野での「指定」はゼロである。「指定」ではなく、同じく文化財保護法で規定された無形民俗文化財の保護措置である「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」へ「選択」された民俗行事は愛媛県内にもある。村落社会での社会生活の活動団体組織として、一定範囲の年齢層に属する者が集団、組合を作り、社会的機能を果たそうとする年齢集団の階梯であり、子ども組、若者組、そして隠居制といった習俗である「年齢階梯制」（1954（昭和29）年選択、東京・静岡・長野・石川・愛知・三重・愛媛・徳島・高知・長崎）や、伊方町の新仏のための盆行事である「佐田岬半島の初盆行事」（2010（平成22）年選択）がある。今回の愛媛県教育委員会による祭り行事調査事業によって、愛媛県内での祭り行事の現況を把握することが可能となった。今後の指定・選択・登録に向けて、文化財調査や研究の取り組みをさらに進めていくことが求められる。

民俗文化財の「保護」

「文化財」は文化財保護法という法律名が

示すように「保護」という用語がよく使われる。1950（昭和25）年成立の日本の文化財保護法は英訳ではLaw for the protection of cultural propertiesであり、「保護」とはprotection（プロテクション）と訳される。ところが、ユネスコの無形文化遺産は2003年に「無形文化遺産の保護に関する条約」が締結されて制度が確立したが、英訳ではConvention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritageであり「保護」=safeguarding（セーフガーディング）となっている。

ユネスコのウェブサイトのよると「無形文化遺産は遺産の生きた形であり、不断に再創造され、我々が我々の実践や伝統を環境に適応させていくなかで進化・発展していくものである。そして「保護（safeguarding）」とは、通常の意味での「保護（protection）」を意味するのではない。なぜなら、これらの言葉は無形文化遺産を固定されたもの、凍結されたものにしてしまいかねないからだ。「保護（safeguarding）」とは、無形文化遺産の存続する力を確保することを意味する。すなわち、その不断の再創造と伝達を確保することである」と紹介されている。無形文化遺産は可変的な「生きた文化（living culture）」であって、無形文化遺産を固定化されたもの、凍結されたものにしてしまう protection ではなく、存続する力を確保し、再創造と伝達（伝承）を確保する、これが無形文化遺産での「保護（safeguarding）」だというのである。要するに、史跡や建造物のような不動産や有形文化財のように不変で変容、変化を許容しない保護という立場よりも、文化財が将来にわたって継続、継承されるための力を確保するための環境を整えていくという立場だといえる。

そして safeguarding は無形文化遺産条約の中で具体的に触れられており、safeguarding は広義的な意味での「保護」であり、「目的」化された用例として使われている。そして「保護（safeguarding）」をするための措置、「手段」として「認定」（日本国内でいえば「指定」や「選択」の制度）、「記録の作成」（現地調査の上での報告書刊行や映像記録の制作）、「研究」、「保存」、「保護（protection）」、「促進」（広報や普及の取り組み）、「拡充」（行

事存続のための再編成）、「伝承」、「再活性化」が挙げられている。ここに狭義の意味での「保護（protection）」も含まれ、変化、変容することなく状態を保つことが前提で、変化、毀損した場合には修復など具体的な施策を行うことが含意されているといえる。このような protection と safeguarding との比較から無形文化遺産、無形民俗文化財の継承を考えることも今後は重要だろう。

祭り行事といった民俗は、変容されることなく、固定化されて継承されるものではない。もともと祭り行事には、生活を安心・安全に保ち、地域を豊かにするといった先祖からの願いや思いが込められており、現在の世代は無自覚に「古いから守る」という姿勢ではなく、先人が伝えてきた思いが何なのかを理解し、同時に現代、そして将来に向けてふさわしい行事を、いかに自ら考え、判断し、つくり出していくのかという視点も重要である。過去からの固定的な継承ではなく、未来に向けてどのように継承するかをそれぞれの時代、世代で考えて実行していく。これが人口減少社会での無形民俗文化財の保護や活用では重要な視点となってくるだろう。

人口減少社会の無形民俗文化財

現在、愛媛県内の総人口は1,334,841人で65歳以上の高齢者人口が434,279人。65歳以上人口の割合（高齢化率）は32.5%となっている（数値は2020年国勢調査より）。全国の高齢化率は28.7%であり、愛媛県はそれよりも高い数値となっているが、愛媛県内でも都市部ではなく、中山間地域の自治体では高齢化率が40%を超えるところも多くなってきており、高齢化や少子化、人口減少、そして過疎化によって祭り行事の継続自体が困難な地域・団体が多くなるのがこれまで以上に現実的な直面する課題となってくる。今後ますます深刻な課題として、保護、継承に取り組んでいかなければならない。

地域で継承されてきた無形の民俗文化財、伝統行事は、人的な不足や社会環境の変化で地域自身がどのように対応、対処してきたのか、愛媛県内の事例を数例紹介しておきたい。まずは八幡浜市の「真穴の座敷雛」である（写真1）。この行事は毎年4月2日、3日に行われる大規模な雛祭りであり、初節句を迎えた長女

の家で、座敷や納屋などを20畳くらいの広さに雛人形や山水風景などを飾りつけて、多くの縁者や観光客も見学に来るといものである。もともとは穴井地区だけの行事だったが、少子化で穴井だけでは継続が難しいということで、対象を小学校区全体に広げ、隣の真網代、小網代、大釜にも対象範囲を広げている。それでも出生する子どもが少ないということで、地区出身者で東京や大阪に出た人も、子どもが生まれた場合に実家で行うように対象を拡大した。この行事は新型コロナウイルス感染拡大以前には毎年2~3万人が見学に集まる観光行事にもなっているが、地元真穴としては、初節句の長女がいない年はあえてやらない選択をしている。座敷雛は本来、観光行事ではなく地元の伝統行事であり、女子の初節句で行うものだから、観光のために形だけ座敷雛を製作、公開することにはしない。初節句の長女ゼロの場合、あえて実施しない。そのような年を設けるといことで翌年、翌々年に開催したり盛り上げたりするモチベーションを高めているという発想である。「あえてやらない」という矜持が継承意識を高めるとい事例といえる。



写真1 八幡浜市真穴の座敷雛

次に八幡浜市の「五反田の秋祭り」での「唐獅子」(獅子舞)である(写真2)。この獅子舞はもともと男子、特に長男だけが演じることができたのだが、子どもの数が少なくなり次男、三男でも参加可となり、そして女子も可となった。小学校の高学年が演じているが、女子の方が参加意欲は高く元気だという傾向がある。男子は恥ずかしがり屋で声が小さい子も多い。女子は表現力豊かで、小学校を

卒業したあと先輩として顔を出してくれる子どもが多いという傾向がある。長男、次男以下との差や、男女といった差をどう考えるか、参考になる事例である。



写真2 八幡浜市五反田の唐獅子

次に全国的に見て子ども行事として県内全体で盛んに継承されている「亥の子」行事である。旧暦10月の亥の日に子どもたちが家々の前で亥の子石を搗いて集落をまわる行事である。子どもたちは亥の子唄を歌いながら石を搗く。「いーちに俵ふんまえて、に一でっこり笑うて、さーんで酒を造って」このように数え歌などを唄いながら、家々を回ってご祝儀をもらう。この行事の実施、運営は、子ども主体である。ところが、少子化で子どもの代わりに高齢者が亥の子をやり始めた地区が宇和島市津島町にある(写真3)。かつて子どもだった高齢者が亥の子を何十年ぶりに搗くと、子ども時代を思い出して非常に楽しく、参加に満足するらしい。ご祝儀も貰えるし、童心に戻って若返ったというので継続しているという事例もある。本来は子どもが実施すべき行事だが、高齢者が行っても石を搗いて家々を祝福するという行事の本義は継承されているといえる。何が「本来」、「本義」なのかを地元の者が判断して変容させて、年齢の枠を取り払って継続しているという事例である。また、今後の高齢社会の中では、地域の中での居場所を作り、昔を懐かしむことでの認知症予防、そして体を動かす健康面でも効果的であり、地域文化を活用した医療、福祉にも貢献できる可能性が見えてくるのではないだろうか。

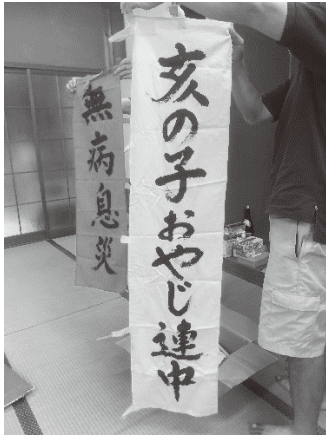


写真3 宇和島市津島町岩淵野井の大人亥の子の幟

次に廃村になった地域の祭り行事の事例である。西条市小松町石鎚地区の諏訪神社の秋祭りでは毎年神社境内で「石鎚の獅子舞」が奉納される(写真4)。愛媛県を代表する石鎚山は1982メートルの四国最高峰の山であり、その麓の集落である石鎚地区は1970年代から集団移転事業を機に現在の西条市小松町の平野部に多くの地区住民が移転をして石鎚団地が形成され、現在もそのコミュニティが存続している。石鎚地区自体は2010年代には住民がゼロとなってしまった。しかし、毎年11月3日に行われる石鎚地区に残されている諏訪神社の秋祭りに行くと、地区出身者が多くの人が集まっている。いわば年に一回の同窓会のようなものといえる。移住した先の石鎚団地の子どもたちが約1カ月間獅子舞を習って、秋祭りで獅子舞を奉納するというように、集落は無住、住民ゼロだけでも、民俗行事は続いている。つまり、集落の消滅や、過疎化、高齢化が原因で、必ずしも民俗行事は継承できなくなるというわけではない。「集落の消滅」イコール「民俗の消滅」というわけではないという事例である。



写真4 西条市 諏訪神社祭り

次に鬼北町節安小安の薬師堂祭りである。ここでは安産祈願として「節安の花とび踊」が奉納される。この節安地区も山間地にあり、1960年代からの集落移転により過疎が進んだが、地域結集のために1970年代後半に「花とび踊」保存会が結成されて、毎年2月に節安の薬師堂の前で奉納されている。こちらも同窓会的役割があって、地区を離れた元住民が多く集まるのだが、この花とび踊には安産の利益があるともいわれている。近年、SNSで、この踊が安産祈願になるというので、松山市、宇和島市など都市部から参加者が来ることがある。安産祈願なので、無事子どもが誕生すると成就でお礼参りに参加する。SNSを通じて、地区外の人が増加していく事例もある。

次の事例は、西予市城川町土居の御田植行事(写真5)。通称「どろんこ祭り」で、行事が行われる神田の周囲には多数のカメラマンが集まる行事としても有名である。1970年代から観光化に力を入れて、多くのカメラマンが撮影に来る行事に変貌した。ただ、土居地区でも少子化、高齢化、過疎化で、行事に出す牛の練習が困難になったり、早乙女や太鼓踊に参加する子どもを確保できなかつたりと、行事の継続が難しくなっている。同時に地域で多くの観光客を受け入れることに対しても負担が大きくなり、地元の決断で、2018(平成30)年から祭り自体を中断するという選択をしている。無形民俗文化財をいかに継承するのか方策を考える際に、地区外の多くの人に見てもらえるように観光化すれば活性化して、持続する契機となるかということ、観光客を受け入れるだけの体力がその地域に残っているのかどうか。受け入れの負担をいかに軽減しながら実施するのかを考える事例として紹介してみた。



写真5 西予市城川町土居の御田植行事

無形民俗文化財を継承するにはどうすればいいのか。「指定」された民俗文化財は貴重な価値を有しており、どれも「伝統」があるものであるが、「指定されているから守らないといけない」、「文化財だから継承すべきだ」という思考では、なかなか多くの担い手は納得しにくいのが現状といえる。昔であれば、その地域に住んでいれば、先祖から受け継いだもので、大事なものだからやらないといけない。このように担い手が受容できたのかもしれないが、これからの時代は、今の世代、自らが「何をやっているのか」、「何のためにやっているのか」を「やりたい」、「できる」のか、「やりたくない」、「できない」のかも含めて、主体的に判断をしていく必要があるのではないかと。中断するならば、自然消滅ではなく、自らが理解をして、判断をした上で主体的に中断する。継承するのであれば、自らが理解し、判断をしたうえで受け継いで続けていく。つまり、先祖から受け継いだものを継承していくという行為も、今の我々の世代での「選択」の一つであるということである。これは、有形文化財でいえば、大規模災害が発生した時の被災文化財を救出、レスキューの際に、何を救い出して、何を残していくのかという判断に共通してくる問題でもある。文化財を残していくには、何が大事なのかという「価値」を明確にすることが重要で、それを今の我々の世代がそれぞれの文化財の「価値」を構築したり、理解したりしないと、継承の判断ができずに、自然消滅に向かってしまう可能性もある。

2019（平成31）年の文化財保護法の改正により、これまで「保護」・「保存」重視であったものが、「活用」も重視する方向になっているが、なぜそれが文化財になっているのか、なぜ先祖から今に継承することができたのか。

「価値」を理解した上で、今後の継承を主体的に選択していく。その主体的選択が可能となるような環境づくり、取り組みが必要となってくる。自らの文化財を客観的に理解して、問題点を考えて、継承につなげるという点で、今後は民俗行事の担い手が学び、判断することができるような同業者交流会や研修会（例えば奈良県や和歌山県に見られるような無形民俗文化財保護団体連絡協議会など）の実施

を検討することも必要となってくるだろう。

「伝統だから」、「文化財だから」守るという視点から、自ら「価値」を理解して主体的な選択として継承をするという視点への転換によって、文化財を「自分自身のもの」、「自分たちの宝」だと認識できれば、文化財を「保護」し、同時に「活用」もしていく可能性が広がってくるのではないだろうか。

主な参考文献

- 森正康 2018『街角のフォークロア—足下の暮らしを見つめ直す試み—』愛媛県文化振興財団
- 大本敬久 2023「四国遍路に関する民俗文化財の継承と課題—世界遺産・無形文化遺産登録の動向から—」『四国遍路と世界の巡礼』第8号、愛媛大学四国遍路・世界の巡礼研究センター
- 大本敬久 2024「祭りを未来につなぐ視点—地域文化の継承と創造—」『文化愛媛』87号、愛媛県文化振興財団